

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成26年第3回幕別町議会定例会
(平成26年9月3日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
4 藤谷謹至 5 小島智恵 6 岡本眞利子
- 日程第2 会期の決定
（諸般の報告）
行政報告（町長）
- 日程第3 報告第10号 平成25年度幕別町一般会計継続費精算報告書について
日程第4 報告第11号 平成25年度幕別町健全化判断比率の報告について
日程第5 報告第12号 平成25年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告について
日程第6 報告第13号 平成25年度幕別町公共下水道特別会計の資金不足比率の報告について
日程第7 報告第14号 平成25年度幕別町個別排水処理特別会計の資金不足比率の報告について
日程第8 報告第15号 平成25年度幕別町農業集落排水特別会計の資金不足比率の報告について
日程第9 報告第16号 平成25年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告について
日程第10 議案第50号 幕別町保育の必要性の認定に関する条例
日程第11 議案第51号 幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
日程第12 議案第52号 幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
日程第13 議案第53号 幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
日程第14 認定第1号 平成25年度幕別町一般会計決算認定について
日程第15 認定第2号 平成25年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
日程第16 認定第3号 平成25年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第17 認定第4号 平成25年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
日程第18 認定第5号 平成25年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
日程第19 認定第6号 平成25年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
日程第20 認定第7号 平成25年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
日程第21 認定第8号 平成25年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
日程第22 認定第9号 平成25年度幕別町水道事業会計決算認定について
日程第23 請願第1号 『「南京大虐殺」「従軍慰安婦」のねつ造に対する公正な歴史認識の徹底検証及び対応を求める意見書』の提出を求める請願書
日程第24 陳情第12号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる意見書の提出を求める陳情
日程第25 陳情第13号 「高校・大学教育の無償化」の前進をもとめる意見書の提出を求める陳情
日程第26 陳情第14号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しをもとめる意見書の提出を求める陳情
日程第27 陳情第15号 希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置の意見書（国宛て）および希望する教職員全員の再任用を求める意見書（道宛て）の提出を求める陳情
日程第28 陳情第16号 「2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書
日程第29 陳情第17号 町議会議員の定数削減に関する陳情書

会議録

平成26年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成26年9月3日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月3日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫
- 6 欠席議員
18 斉藤喜志雄
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 飯田晴義 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
総 務 部 長 菅野勇次 教 育 部 長 森 範康
会 計 管 理 者 田井啓一 経 済 部 長 田村修一
民 生 部 長 川瀬俊彦 企 画 室 長 伊藤博明
建 設 部 長 佐藤和良 忠 類 総 合 支 所 長 姉崎二三男
札 内 支 所 長 羽磨知成 総 務 課 長 境谷美智子
企 画 室 参 事 細澤正典 糠 内 出 張 所 長 妹尾 真
地 域 振 興 課 長 原田雅則
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
4 藤谷謹至 5 小島智恵 6 岡本眞利子

議事の経過

(平成26年9月3日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（古川 稔） ただいまから、平成26年第3回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、4番藤谷議員、5番小島議員、6番岡本議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から9月26までの24日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月26日までの24日間と決定いたしました。

[農業委員会会長就任挨拶]

- 議長（古川 稔） ここで農業委員会会長より発言を求められていますので、これを許します。
谷内雅貴農業委員会会長。
○農業委員会会長（谷内雅貴） 本会議の貴重な時間を割いてご挨拶をさせていただき、誠にありがとうございます。
私はこのたび執行されました、幕別町農業委員会選挙後の第1回総会において会長の職に選任されました谷内雅貴でございます。
会長就任にあたり、重責を深く感じているところでございますが、与えられました任期中、農業委員の皆様のご協力を得て、農地制度の円滑な執行と本町農業の発展・振興のために最善の努力をしまいたいと存じますので、どうか前任者同様ご指導、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。簡単措辞ではございますけれどもご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

[諸般の報告]

- 議長（古川 稔） ここで、諸般の報告をいたします。
監査委員から「例月出納検査結果報告書」、「平成25年度幕別町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算」、「基金運用状況審査意見書」、「平成25年度財政健全化、経営健全化審査意見書」が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布いたしました。
のちほど、ご覧いただきたいと思っております。
次に、事務局から報告をさせます。
○議会事務局長（野坂正美） 本日、18番齊藤議員より欠席する旨の届け出がございましたので、ご報

告いたします。

○議長（古川 稔） これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（古川 稔） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 平成26年第3回町議会定例会が開催されるにあたり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。

本年も10月1日に118年目の開町記念日を迎えます。

偉大な先人たちが理想郷の実現を目指し、不屈の精神で本町発展の礎を築かれて以来、町民各位の限りない郷土愛により、本町が十勝の中核的な町として発展を続けておりますことに対し、深甚なる敬意と感謝を捧げるものであります。

例年、開町記念日に本町の功労者を顕彰させていただいておりますが、過日、表彰者選考委員会からいただきました答申を尊重し、本年は5名の方々を顕彰させていただくことといたしました。

自治功労賞として、永年にわたり議会議員、農業委員として本町の自治振興、農業行政の推進に貢献されました忠類公親の杉坂達男さん、同じく農業委員として農業経営の安定化などにご功績のありました忠類日和の岡崎稔さん、忠類元忠類の東口政秋さんの、3名の方々を顕彰させていただくことといたしました。

また、社会功労賞として、永きにわたり消防団員として地域住民の安全確保にご功績のありました錦町の高橋義明さん、本町の斉藤剛さんの、2名の方々を顕彰させていただくことといたしました。

受賞されます皆さんの永年にわたるご活躍とご功績に対しまして、心から敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げる次第であります。

次に、台風11号に伴う大雨による町道などの被害状況について申し上げます。

台風11号から変わった温帯低気圧が日本海を北上した影響により、十勝管内は8月10日夜から翌11日早朝にかけて大雨に見舞われました。

本町では、10日の午後8時21分に大雨警報が発令されたことに伴い、すみやかに関係職員による第1次警戒体制を敷き、情報収集に努めるとともに緊急事態に対する出動態勢を整え、状況の変化を注視したところであります。

その後、11日の午前0時頃から1時間あたりの雨量が10ミリメートルを超えるようになり、7時40分には洪水警報も発令されましたが、8時以降には雨がやみ、11時22分には洪水警報が解除され、午後4時31分には大雨警報も解除されたことから、同時刻に第1次警戒体制を解いたところであります。

本町におきましては、町道52カ所において路肩や法面の崩壊、砂利道洗掘などの被害が、そのほか途別墓地への通路の一部損壊や札内川河川緑地内の野球場の表土の一部流失など4カ所で被害が発生いたしました。速やかに復旧作業に取り組んでいるところであり、被害総額はおよそ300万円と見込んでおります。

次に、本年度の普通交付税について申し上げます。

7月25日、国は平成26年度の普通交付税大綱を閣議報告し、各自治体へ交付する普通交付税の総額を15兆8,724億円、前年度との比較では1,663億円、1%の減と決定いたしました。

本年度の算定にあつては、道府県分と市町村分との間で社会保障関係経費の単位費用の引上げ幅や昨年度実施された地方公務員給与費の削減に係る復活分に相違があったことなどから、道府県分の伸び率が0.3%と若干の増であった一方、市町村分は2.6%の減になったところであります。

こうした状況の下、決定されました本町の普通交付税額は56億8,157万7,000円で、前年度との対比では1億6,479万6,000円、2.8%の減となりました。

本年度においては、行革努力や地域経済活性化の成果により算定される「地域の元気創造事業費」

が新設されたものの、「地域経済・雇用対策費」が前年度に比べ大幅に減額となったことにより基準財政需要額が減となったことに加え、前年度に比較して基準財政収入額が増となったことなどが減額となった主な要因と判断いたしております。

なお、本年度の決定額と当初予算計上額の比較におきまして、約3,300万円の歳入不足が生じたところではありますが、特別交付税や町税など、他の財源の状況を勘案しながら、今後の財政運営を慎重に進めてまいりたいと考えております。

国は、今後においても地方交付税の算定についての見直しの考えを示しておりますが、地方交付税は地方固有の一般財源であるとの認識の下、北海道や町村会と連携し、その総額の確保に向けて、強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、帯広厚生病院に対する運営費補助について申し上げます。

本年7月15日に開催された十勝町村会の臨時総会において、北海道厚生連から十勝管内の市町村に対して要請のあった「帯広厚生病院に対する財政支援」について、当院の不採算医療部門である救命救急センター、小児救急医療、周産期医療、小児医療、精神医療の5部門の収支不足額を対象に、本年度から毎年3億円を限度に帯広市と18町村が7:3の負担割合にて運営費を補助することで合意いたしましたところであります。

18町村の負担金額については、均等割30%、実患者数割70%の割合にて算定することとし、その財源としては、国の「公的病院への助成に関する特別交付税措置」の制度を活用することといたしております。

なお、いつまで補助するのかについて期間を定めてはおりませんが、国等の制度変更や当院の収支状況に著しい改善があった場合、あるいは補助金の受領に関して不正又は不適切な事案が発生した場合には、補助の打ち切りがあることを北海道厚生連に対して明確にするため、補助のあり方については随時検討を行うこと、各市町村の監査の対象になること、交付税措置の制度が廃止された時は補助を廃止することを留意事項として書面に明記いたしましたところであります。

以上のことにつきましては、帯広市とも合意しており、今後は、この基本的な合意内容に基づき、19市町村がさらに協議を重ねながら補助金の交付に関する内容を精査していくこととなりますが、協議が整った段階で必要な経費を補正予算案として計上させていただきたいと考えております。

なお、現段階において本町の本年度の補助金額は、補助金総額を上限の3億円とした場合には1,191万円と見込んでいるところであります。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

本年は、5月までの雨不足の後、6月下旬からは良好な天候に恵まれ、作物の初期生育期が順調であったこともあり、収穫の終わりました小麦を除き、平年を上回る状態で生育しているところであります。

主な作物について申し上げます。

小麦につきましては、昨年より6日早い7月21日から収穫作業が始まり、期間中、2日の降雨はあったものの、倒伏や穂発芽などの発生も無く順調に作業が行われ、8月2日までに全町の約3,740ヘクタールの収穫を終えたところであります。

収穫量につきましては、穂の形成が始まる時期の雨不足や開花期の天候不順の影響を受け、現時点では、10アール当たり、昨年を1俵程度下回る9俵と推定されております。今年の商品性は、良好で製品歩留まり率は高いものの、結果として製品量は昨年を下回るものと見込まれております。

その他の作物では、9月1日現在の作況調査によりますと、馬鈴薯、てん菜は5日、豆類は0日から5日ほど早い状況で、生育は「並み」から「良」となっております。

また、飼料用作物につきましても、牧草は平年並み、サイレージ用とうもろこしは9日早い状況であります。

今後におきましても、好天に恵まれ、各作物の順調な生育と、平年を上回る豊穰の秋を迎えられることを心から願うとともに、収穫時などの農作業事故が無いよう願っているところであります。

次に、昨年、町有林に植栽したアカエゾマツの枯死について申し上げます。

昨年、南勢地区と忠類東宝地区の町有林 23.44 ヘクタールに植栽いたしましたアカエゾマツ約 4 万 9,000 本のうちの 90%以上がこの冬の凍害により枯死いたしました。

越冬前は、活着も順調で生育にも問題はなかったところではありますが、冬場の降雪量が少なかったため、植栽した幼木が雪に覆われることなく露出した状態のまま越冬し、直接厳しい寒さにさらされたことによる凍害が原因と推測いたしております。

被害を受けました町有林につきましては、次年度以降に実施する植栽面積を増やして対応することといたしておりますが、今後とも、十勝総合振興局森林室などの関係機関とも連携を強化し、良好な町有林の造成に努めてまいりたいと考えております。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

8 月末現在の公共工事の発注済額は、平成 25 年度からの繰越事業と新庁舎の今年度分を含め 10 億 2,220 万円で、発注率にいたしますと 66.3%となっています。

土木工事関係では、札内西大通や明野 6 線、忠類上当間線などの道路整備工事のほか、幕別地区暗渠排水工事、ならびに無水地区であります新生地区の配水管布設工事などを、また、建築工事関係では役場新庁舎をはじめ町民会館の耐震改修工事ほか、忠類小学校屋内運動場床改修工事などの発注を終えております。

今後は、糠内公園あずまや更新工事や西猿別地区の配水管布設工事の発注を予定しており、安全な工事が遂行されるよう適期の発注と無理のない工期設定に努めてまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） これで行政報告は、終わりました。

[報告]

○議長（古川 稔） 日程第 3、報告第 10 号、平成 25 年度幕別町一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

報告を求めます。

高橋 副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第10号、平成25年度幕別町一般会計継続費精算報告書につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

継続費につきましては、地方自治法第212条の規定により、事業の履行に数年度を要するものについて、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、継続費として数年度にわたって支出することができるものであります。

また、継続費に係る継続年度が終了したときには、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調整し、継続年度が終了した年度の決算を説明する書類の提出に併せて、議会に報告しなければならないものとされております。

今回、報告をいたしますのは、総務費の「新庁舎建設事業（基本設計業務）」であります。

継続費精算報告書につきましては、ご覧のとおり上段・下段に分けて掲載しておりますが、上段の表の右側に下段の表が続く構成となっております。

本事業につきましては、平成24年度、25年度の2ヵ年事業であります。上段の「全体計画」に係る年割額及び下段の「実績」に係る支出済額はいずれも同額で、2年間の合計では2,121万円となったところであります。

なお、継続費の「全体計画」及び「実績」に係る財源の内訳につきましては、それぞれ右の欄のとおりとなっております。

以上で、報告第 10 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 10 号を終わります。

日程第 4、報告第 11 号、平成 25 年度幕別町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第11号、平成25年度幕別町健全化判断比率の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の 2 ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの報告内容であります健全化判断比率につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 3 条に基づき、監査委員の審査に付し、議会に報告しようとするものであります。

なお、監査委員における審査意見につきましては、別冊のとおり意見書が提出されているところであります。

はじめに「実質赤字比率」につきましては、算定対象となる一般会計において、実質収支が黒字であり、「連結実質赤字比率」につきましても、算定対象となります一般会計と国民健康保険特別会計以下 7 特別会計及び水道事業会計において、各会計の実質収支等の合計が黒字でありますことから算定されないものであります。

次に、「実質公債費比率」であります。算定結果につきましては 16.1% となり、平成 24 年度と比べまして、1.7 ポイントの減となっております。

この度の数値低下の主な要因につきましては、1 点目はこれまでの新規町債の発行額の抑制、繰上償還の実施など、財政健全化の取り組みによる「公債費の減少」、2 点目は地方債の活用にあたりまして、臨時財政対策債や合併特例債など普通交付税の基準財政需要額への算入率の高い、有利な地方債を中心に活用してきたことによる「普通交付税算入額の増加」であります。

次に、「将来負担比率」であります。算定結果につきましては 107.5% となり、平成 24 年度と比べまして、11.1 ポイントの減となっております。

この度の数値低下の主な要因につきましては、地方債の償還額に比べ新規町債の発行を抑制してきたことによる「町債残高の減少」であります。

以上、本町における健全化判断比率の算定結果についてご説明いたしましたが、各比率に対する早期健全化基準につきましては、表のとおりであり、本町の算定結果においては、その基準を超えている項目はございません。

以上、報告第 11 号についての報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 11 号を終わります。

日程第 5、報告第 12 号、平成 25 年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告についてから日程第 9、報告第 16 号、平成 25 年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告についてまでの 5 議件を一括議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第12号、平成25年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告から報告第16号、平成25年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告につきまして、一括してご説明を申し上げます。

議案書の3ページから7ページにわたって、ご覧をいただきたいと思います。

このたびの報告内容であります資金不足比率につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条に基づき、対象となる会計ごとの算定を行い、監査委員の審査に付し、議会に報告しようとするものであります。

なお、監査委員における審査意見につきましては、別冊のとおり意見書が提出されているところであります。

算定いたしました簡易水道特別会計から水道事業会計までの「資金不足比率」につきましては、いずれも実質収支等が黒字となっておりますことから算定されないものであります。

なお、各会計における資金不足比率の算定結果に対する経営健全化基準につきましては、表のとおりでございます。

以上、報告第12号から第16号までについての報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、5議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第12号から報告第16号までを終わります。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第10、議案第50号、幕別町保育の必要性の認定に関する条例、日程第11、議案第51号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、日程第12、議案第52号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び、日程第13、議案第53号、幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の4議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋 副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第50号、幕別町保育の必要性の認定に関する条例、議案第51号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第52号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第53号、幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。

平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的な拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て関連3法が成立し、「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。

この子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から、消費税率の引き上げによる国及び地方の恒久的財源の確保を前提に開始される予定となっております。

この4つの条例は、「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、平成26年4月30日に省令が、平成26年6月9日に子ども・子育て支援法施行規則が制定されたことを受けて、制定するものであります。

はじめに議案第50号、幕別町保育の必要性の認定に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、子ども・子育て支援制度の実施に伴い、市町村が保育所入所判定と一体として行っていた「保育に欠けること」の認定を、入所判定とは独立した手続きとして「保育が必要なこと」の認定を行うこととなることから、保育の必要性の基準や保育の必要量の認定等を規定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

8ページをご覧ください。

第1条につきましては、保育の必要性の趣旨を定めるものであります。

第2条につきましては、使用する用語の定義について定めるものであります。

第3条につきましては、保育の必要性の基準について定めるものであります。

9ページになりますが、第4条は、保育必要量の認定について定めるものであります。

第5条は、優先保育の基準について定めるものであります。

10ページになりますが、第6条につきましては、委任規定であります。

附則についてであります。本条例は、法の施行の日から施行するものとし、第2項において、保護者の労働時間を定める規定について経過措置を定めるものであります。

次に議案第51号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きいただきたいと思っております。

本条例につきましては、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、市町村の認定を受けた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業において、子どもに教育・保育を実施した場合、国からの施設型給付費や地域型保育給付費が施設に給付されます。これに伴い、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者については、市町村の条例による運営に関する基準を満たす必要があることから、それらの各種基準を規定するものであります。

以下、章立てに従いましてご説明申し上げます。

11ページになりますが、第1章は、趣旨や定義、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業者の一般原則などを定めております。

次に12ページから23ページになりますが、

第2章においては、特定教育・保育施設についての利用定員及び運営に関する基準並びに特例施設型給付費に関する基準等を定めるものであります。

次に23ページから31ページにかけてになりますが、第3章では、特定地域型保育事業者の運営についての利用定員及び運営に関する基準並びに特例地域型保育給付費に関する基準等を定めるものであります。

31ページをご覧いただきたいと思っております。

第4章につきましては、委任規定であります。

附則についてであります。本条例は、法の施行の日から施行するものとし、第2項、第3項において、特定保育所に関する特例、第4項から第7項においては、条例施行に関する経過措置を定めるものであります。

次に議案第52号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の34ページをお開きいただきたいと思っております。

本条例につきましては、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、新たに市町村事業として位置づけられた家庭的保育事業等の地域型保育事業について、市町村の条例により設備及び運営に関する基準を定める必要があることから、それらの各種基準を規定するものであります。

以下、章立てに従いましてご説明申し上げます。

34ページから40ページになりますが、第1章は、目的や最低基準の向上、家庭的保育事業者等の一般原則などを定めておりますが、食事の提供は原則として家庭的保育事業所内で調理する方法により行わなければならないと定めるものであります。

次に40ページから42ページになりますが、第2章では、家庭的保育事業についての、職員・設備及び運営に関する基準並びに保育時間等を定めております。

次に42ページから45ページになりますが、第3章の小規模保育事業では、小規模保育事業A型、B型、C型の3区分についての職員・設備及び運営に関する基準等を定めております。

次に45ページから46ページになりますが、第4章では、居宅訪問型保育事業についての、職員・設

備及び運営に関する基準等を定めております。

次に46ページから49ページになりますが、第5章では、事業所内保育事業についての、職員・設備及び運営に関する基準等を定めております。

49ページになりますが、第6章につきましては、委任規定であります。

附則についてであります。本条例における施行期日を子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日とするものでありますが、経過措置につきましては、国の基準に従いまして、同様の内容を規定しているところであります。

次に議案第53号、幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の51ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、子ども・子育て支援制度の実施に伴い、充実すべき子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられた放課後児童クラブについて、市町村の条例により設備及び運営に関する基準を定める必要があることから、それらの各種基準を規定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

51ページになりますが、第1条につきましては、放課後児童健全育成事業の目的を定めるものであります。

第2条につきましては、使用する用語の定義について定めるものであります。

第3条には、最低基準の向上について定めるものであります。

第4条には、最低基準と放課後児童健全育成事業者について定めるものであります。

第5条は、放課後児童健全育成事業の一般原則について定めるものであります。

52ページになりますが、第6条につきましては、放課後児童健全育成事業者と非常災害対策について定めるものであります。

第7条につきましては、放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件について定めるものであります。

第8条につきましては、放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等について定めるものであります。

53ページになりますが、第9条につきましては、放課後児童健全育成事業所の設備の基準について定めるものであります。

第10条は、放課後児童健全育成事業所の職員である支援員及び補助員について定めるものであります。

54ページになりますが、第11条は、利用者を平等に取り扱う原則について定めるものであります。

第12条は、虐待等の禁止について定めるものであります。

55ページになりますが、第13条につきましては、放課後児童健全育成事業所の衛生管理等について定めるものであります。

第14条につきましては、放課後児童健全育成事業の運営規程について定めるものであります。

第15条は、放課後児童健全育成事業者が備える帳簿について定めるものであります。

第16条につきましては、秘密保持等について定めるものであります。

56ページになりますが、第17条につきましては、苦情の対応について定めるものであります。

第18条につきましては、放課後児童健全育成事業所の開所時間及び日数について定めるものであります。

第19条につきましては、保護者との連絡について定めるものであります。

第20条につきましては、放課後児童健全育成事業者と関係機関との連携について定めるものであります。

57ページになりますが、第21条につきましては、事故発生時の対応について定めるものであります。

附則についてであります。本条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日から施行するものであります。第2項において、第10条の第3項の放課後児童支援員が受ける都道府県知事が行う研修を定める規定について経過措置を定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第50号から議案第53号の4議件については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号から議案第53号の4議件については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

[委員会付託]

○議長（古川 稔） 議案第50号、幕別町保育の必要性の認定に関する条例については、民生常任委員会に付託いたします。

議案第51号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、民生常任委員会に付託いたします。

議案第52号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、民生常任委員会に付託いたします。

議案第53号、幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、民生常任委員会に付託いたします。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第14、認定第1号、平成25年度幕別町一般会計決算認定についてから日程第22、認定第9号、平成25年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの、9議件を一括議題といたします。

[委員会設置、付託]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

本件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配布のとおり、委員会条例第5条及び第7条の規定により、議長及び議員選出監査委員を除く18人の委員で構成する平成25年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思っております。

なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与するものとしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件については、議長及び議員選出監査委員を除く18人の委員で構成する平成25年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することとし、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与することに、決定いたしました。

[請願付託]

○議長（古川 稔） 日程第23、請願第1号、『「南京大虐殺」「従軍慰安婦」のねつ造に対する公正な歴史認識の徹底検証及び対応を求める意見書』の提出を求める請願書を議題といたします。

ただ今、議題となっております請願第1号、『「南京大虐殺」「従軍慰安婦」のねつ造に対する公正な歴史認識の徹底検証及び対応を求める意見書』の提出を求める請願書は、総務文教常任委員会に付

託いたします。

[陳情付託]

○議長（古川 稔） 日程第 24、陳情第 12 号、「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる意見書の提出を求める陳情から、日程第 29、陳情第 17 号、町議会議員の定数削減に関する陳情書までの 6 議件を一括議題といたします。

ただ今、議題となっております陳情第12号、「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる意見書の提出を求める陳情、陳情第13号、「高校・大学教育の無償化」の前進をもとめる意見書の提出を求める陳情、陳情第14号、「新たな高校教育に関する指針」の見直しをもとめる意見書の提出を求める陳情及び、陳情第15号、希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置の意見書（国宛て）および希望する教職員全員の再任用を求める意見書（道宛て）の提出を求める陳情の 4 議件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第16号、「2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書は、民生常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第17号、町議会議員の定数削減に関する陳情書は、議会運営委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明 9 月 4 日から 9 月 8 日までの 5 日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、9 月 4 日から 9 月 8 日までの 5 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 9 月 9 日、午前 10 時からであります。

10 : 46 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成26年第3回幕別町議会定例会
(平成26年9月9日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏
(諸般の報告)
- 日程第2 陳情第13号 「高校・大学教育の無償化」の前進をもとめる意見書の提出を求める陳情の取り下げ
- 日程第3 陳情第10号 札内支所の総合支所昇格に伴う陳情書の取り下げ
- 日程第4 陳情第18号 「高校教育の無償化」の復活と教育予算を増やし拡充をもとめる意見書の提出を求める陳情
- 日程第5 陳情第19号 札内支所機能の充実を求める陳情書
- 日程第6 一般質問（6人）

会議録

平成26年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成26年9月9日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月9日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫
- 6 欠席議員
18 齊藤喜志雄
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 飯田晴義 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
総 務 部 長 菅野勇次 教 育 部 長 森 範康
会 計 管 理 者 田井啓一 経 済 部 長 田村修一
民 生 部 長 川瀬俊彦 企 画 室 長 伊藤博明
建 設 部 長 佐藤和良 忠 類 総 合 支 所 長 姉崎二三男
札 内 支 所 長 羽磨知成 総 務 課 長 境谷美智子
企 画 室 参 事 細澤正典 糠 内 出 張 所 長 妹尾 真
地 域 振 興 課 長 原田雅則 福 祉 課 長 坂野松四郎
学 校 教 育 課 長 川瀬康彦 生 涯 学 習 課 長 澤部紀博
町 民 課 長 山岸伸雄 保 健 課 長 合田利信
商 工 観 光 課 長 岡田直之 こ ど も 課 長 杉崎峰之
農 林 課 長 川瀬吉治 監 査 委 員 事 務 局 長 石野郁也
保 健 福 祉 課 長 稲田和博
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏

議事の経過

(平成26年9月9日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番藤原議員、8番乾議員、9番牧野議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） 次に、事務局から諸般の報告をさせます。

○事務局長（野坂正美） 諸般の報告を申し上げます。

本日、18番齊藤議員より欠席する旨の届け出がございましたので、ご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで、諸般の報告を終わります。

[陳情の取り下げ]

○議長（古川 稔） 日程第2、陳情第13号、「高校・大学教育の無償化」の前進を求める意見書の提出を求める陳情の取り下げについてを議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第13号については、お手元に配付した取り下げ書のとおり、陳情者から取り下げたいとの申し出がありました。

これを許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第13号の取り下げは、許可することに決定いたしました。

日程第3、陳情第10号、札内支所の総合支所昇格に伴う陳情書の取り下げについてを議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第10号については、お手元に配付した取り下げ書のとおり、陳情者から取り下げたいとの申し出がありました。

これを許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第10号の取り下げは、許可することに決定いたしました。

[陳情付託]

○議長（古川 稔） 日程第4、陳情第18号、高校教育の無償化の復活と教育予算をふやし、拡充を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第18号、高校教育の無償化の復活と教育予算をふやし、拡充を求める意見書の提出を求める陳情は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第5、陳情第19号、札内支所機能の充実を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第19号、札内支所機能の充実を求める陳情書は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第6、これより、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○5番（小島智恵） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

いじめ・体罰問題と毎月19日『まくべつ教育の日』について。

文科省の調査によると、平成24年度全国小中高校におけるいじめ認知件数は19万8,108件であり、昭和60年の調査開始以来、最多となりました。平成23年滋賀県大津市で起きた中2男子自殺問題が大きく報じられましたが、その後もいじめによる自殺は、後を絶たない状況であります。

昨年9月には、国の「いじめ防止対策推進法」が施行され、町は基本方針策定に向け進められているところであります。

平成24年、体罰に係る実態把握の結果では、被害を受けた児童生徒は1万4,208人に上ることが判明しました。

昨年10月、町内においても体罰が発生しております。先般、道教委より処分が下され、8月6日、町教委から総務文教常任委員会に報告されたところであります。子どもたちが心や体に傷を負い、幼くして尊い命が失われることのないよう教育現場での対応が求められております。

本町では、平成17年度から毎月19日を「まくべつ教育の日」に定めております。学校と地域の信頼関係を密にするこうした取り組みは、教育問題を防止、解決することにつながると、民生委員さんからお聞きしておりますが、参加者はそう多くはないということでありまして、さらなるPR力が求められております。

以下、お伺いします。

1点目、なぜ体罰が起きたのか、ほかに体罰は起きていないか。

2点目、教職員に対する処分のあり方。

3点目、いじめ件数実態。

4点目、いじめ防止対策推進法施行後、これまでと異なる点や問題点はあるのか。

5点目、「まくべつ教育の日」の現状、地域の方の参加状況、PR方法。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 小島議員のご質問にお答えいたします。

「いじめ・体罰問題と毎月19日『まくべつ教育の日』について」であります。

国は、昨年9月に「いじめ防止対策推進法」を施行し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するとしたところであり、本町におきましても平成26年度幕別町教育行政執行方針でお示しいたしましたとおり、今月末を目途に、「幕別町いじめ防止基本方針」を策定する予定であります。

体罰につきましては、学校教育法において禁止されている決して許されない行為であります。体罰は違法行為であるばかりではなく、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、学校への信頼を失墜させ

る行為でありますことから、学校長に対し年度初めや、年末の校長会議において、教職員の服務規律の徹底を指示するほか、適宜、教職員の体罰に係る自覚を求める通知を発出するとともに、平成 24 年から毎年実施している実態調査を通して体罰の根絶に努めているところであります。

また、毎月 19 日の「まくべつ教育の日」につきましては、平成 17 年 4 月から、学校教育はもとより、家庭や地域の教育の日と位置づけ、あいさつ運動や安全パトロールなどのほか、教育の日を中心とした学校訪問等への参加を促し、学校、地域、家庭が一緒になって「子どもたちを真ん中に置いた教育」の推進に取り組んでまいりました。

ご質問の 1 点目、「なぜ体罰が起きたか、他に体罰が起きていないかについて」であります。

日ごろから、町内の小中学校におきましては、体罰をはじめ、教職員の不祥事根絶を最重点課題として取り組んでまいりました。

しかしながら、大変残念ではあります。昨年 10 月に町内小学校におきまして、児童に対する体罰事故が発生いたしました。その内容は、授業中、奇声を発したり、隣の児童にいたずらをするなどの行為を繰り返していた児童に対して、教諭が再三にわたり注意を続けたものの、その行為がおさまらなかったため、丸めた教科書で頭頂部を一度たたいたといった行為でありました。

また、その様子を見ていた隣の児童が笑ったため、教科書で机をたたいたところ、その児童の手に当たってしまったというものであります。

当該教諭には、体罰は法令で禁じられている許されない行為であるという自覚がありましたものの、児童の気持ちを授業に集中させたいという一心から、不適切な行為に至ったものと認識いたしております。

なお、2 人の児童ともにけがはなく、精神的な苦痛を訴えることもありませんでしたが、教育公務員がこのような事態を起こしたことは決して許されるものではなく、本年 7 月 28 日に開催されました北海道教育委員会会議において、懲戒処分が決定されたところであります。

次に、他に体罰は起きていないのかにつきましては、毎年度実施しております体罰に関する実態調査のほか、日常的に校長が教員の児童生徒への指導状況を把握するとともに、教員間におきましても、不適切な指導を行わないよう危機意識を共有している状況にありますので、他に体罰はないものと認識いたしております。

ご質問の 2 点目、「教職員に対する処分のあり方について」であります。

町内の小中学校に勤務しております教職員の任命権者は、北海道教育委員会でありますことから、教職員の不祥事等が起きた場合には、幕別町教育委員会は、服務の監督権者として厳正な処分を求める内申を北海道教育委員会に提出し、任命権者である北海道教育委員会が処分を決定することとされております。

なお、教職員の懲戒処分につきましては、北海道教育庁の賞罰委員会を経て教育委員会会議において決定されますが、処分に当たっては、道教委が定めた懲戒処分の指針に基づき厳格に処分の内容が決定されているものと認識いたしております。

ご質問の 3 点目、「いじめ件数、実態について」であります。

平成 24 年度から文部科学省の通知により、毎年度、春と秋の 2 回、全校児童生徒を対象とした「いじめの実態調査」を実施しているところであり、平成 24 年度の調査結果につきましては、いじめの認知件数は、小学校 3 校 10 件、中学校 2 校 9 件の合計 5 校 19 件でありました。

また、25 年度は、小学校 2 校 4 件、中学校 2 校 4 件の合計 4 校 8 件と、半減したところであります。

次に、いじめの実態につきましては、「冷やかし、からかい、悪口を言われる」というのが大半であり、他には「遊ぶふりをしてたたかれる」「仲間外れにされる」というものがありましたが、これらにつきましては、発覚した時点で学校が教育委員会と連携をとりながら、直ちに関係する児童生徒、保護者との面談により問題行動の実態を明らかにするとともに、個別指導をはじめ、学級指導や教育相談により、問題解決、再発の防止に努めているところであります。

ご質問の 4 点目、「『いじめ防止対策推進法』施行後の異なった点と問題点について」であります。

「いじめ防止対策推進法」は、「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある」ものであるとして、国に対しては、いじめの防止等のための対策を総合的・効果的に推進するための基本的な方針の策定を義務づけるとともに、学校と都道府県、市町村の教育委員会に対しては、国のいじめ防止基本方針を参酌し、その地域あるいは学校の実情に応じた基本的な方針の策定を求めています。

また、「いじめは決して許されない行為である」という認識や「問題発生時は学校全体で取り組む」など、いじめの認識や対応にかかわる基本的なスタンスについては従来と変わるものではありませんが、これまでと異なる点といたしましては、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされるといった、いわゆる重大事態への対処につきましては、学校の設置者または学校が特別に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、問題解決と再発防止のために必要な措置を講ずるようになったことであります。

加えて、地方公共団体の長におきましては、重大事態が発生した場合、必要に応じて「附属機関」を設け、学校設置者などの調査結果について調査を行うことができるとされたところであります。

次に、問題点ということですが、あえて申し上げるならば、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会におきまして、同法案に対し、「いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、『心身の苦痛を感じているもの』との要件が限定して解釈されることのないように努めること」との附帯決議がなされているように、いじめに対する認識に難しさがあると考えております。

したがって、教育委員会といたしましては、従来から独自に実施しております「いじめ問題に関する学校としての認識や対応についての点検表」により、各学校に自己点検を徹底させるなど、確かな認識と対応が図られるよう努めているところであります。

ご質問の5点目、『まくべつ教育の日』の現状と地域住民の参加状況、PR方法について」であります。

「まくべつ教育の日」は、平成17年2月18日の幕別町教育委員会会議において、子どもを町全体で育てる日とし、町民の教育に対する関心を高めるとともに、次代を担う子どもたちの教育に関する取り組みを町民全体で進め、町の教育の充実と発展を目指すことを目的に、毎月19日を「まくべつ教育の日」として制定し、同年4月1日から実施いたしております。

この日は、学校教育はもとより、家庭や地域の教育の日として位置づけ、学校や家族、地域の方々と一体となりながら子どもたちを「育てる日」としてきたところであります。

学校においては「教育の日」に地域に開かれた授業参観の場を設定したり、地域においては「学校訪問」で子どもの様子を見たり、さらに家庭においては家族で読書をするなど、「教育の日」を普段から教育を考えることを意識づける日として、現在まで続いているものであります。

なお、町内の全ての小中学校におきましては、毎月19日を「まくべつ教育の日」として設定しており、地域等に学校を開放しているところでありますが、保護者をはじめ、地域住民、民生委員、主任児童委員、教育委員、高校関係者、発達支援センターコーディネーター、子どもサポーターといった方々に来校いただいております。

来校人数につきましては、学校によって、あるいは月によって異なっておりますが、教育の日に「地域参観日」や食育に関する授業を計画するなど、多くの方々に来校いただくために、各学校におきましてさまざまな工夫を凝らしているところであります。

次に、PR方法につきましては、教育委員会において、周知用ポスターの作成・配付や公区長会議における説明・PRを行っているほか、各学校におきましても、玄関にポスターを掲示するとともに、学校便りやPTAの集まり等で積極的な情報発信に努めております。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 再質問させていただきます。

まず今回、町内で起きた体罰の件なのですけれども、委員会報告が既に済んでおりますので、余り蒸し返して、深く詳細をここでどうこう言うのもふさわしくはないと思うのですけれども、報告のあり方として、委員会に所属していない議員は、後ろで傍聴もすることはできるのですけれども、先に新聞で報じられておまして、皆さん、大変心配されていたところでありましたので、委員会報告で済ませるといことは、この件を、それほど重く受けとめていないというふうに受けとめていいのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 私ども体罰は、決して許されるべき行為ではない、非常に重たい、公務員としてはあってはならない重たい行為であるという認識には変わりはありません。

ただ、私どもが議会に対して説明する場というのは、いろいろあろうかというふうに思います。本会議の行政報告もありましょうし、委員会、常任委員会での報告もありましょうし、あるいは法制化されました全員協議会の場と、いろんな手法があろうかと思えますけれども、今回の件につきましては、任命権者である道教委が、もう既に処分を発表しまして、それで何も説明しなくてもいいと言えればいいのかもしれませんが、ただ私たち学校の服務監督権者としてしましては、町内の学校で、こういった体罰事故が発生して、それを二度と起こらないように再発防止に努めていきたいと、そういう思いから、選択肢として総務文教常任委員会で説明するのが最適であろうというふうに判断をさせていただいたところであります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 何か、今、説明しなくてもいいみたいなことをおっしゃられたのですけれども、そういうことはあってはならないと思うのですけれども、全員協議会などで、議員全員を対象に報告をしていく、そういうことを教育長が決めて行くことは可能だったと思うのですけれども、それ、どうなのでしょう。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） これは、我々がどの場で説明させていただくかは、当然、議会のほうともご相談をさせていただきながら、この場がよかろうということで、最終的に総務文教常任委員会というような形になったというふうに私は認識をいたしております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 報告のあり方として、やはり議員全員に報告すると、そういう教育委員会の真摯な姿勢、態度というのをきちんと見せてほしいなというふうに思いまして、あえてこのことを申し上げました。

1点目に入りますけれども、これまでに体罰については、桜宮高校の自殺問題というのをこれまで一般質問で取り上げるなどして、議論もしてきましたし、先ほどの答弁では、体罰をはじめ、教員の不祥事根絶を最重点課題として取り組んできたというふうにおっしゃってございましたけれども、今回、このように起きてしまったと。そして、体罰は、学校教育法で禁止されているという中で、教員に対する研修や指導、そういったものがきちんと行き届いていなかったのではないと思うところもあるのですけれども、問題点を振り返るところはないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 起きてしまった結果だけを見れば、やはり徹底されていなかったのかという反省はいたすところであります。

ただ、これは本当に、では毎日毎日くどいぐらいやることも必要なのかもしれませんが、少なくとも各学校においては、月に1回、2回の職員会議では、口を酸っぱくして繰り返し言っておりますし、私どもとしまして、答弁で申し上げましたように校長会議、あるいは調査の際あるいは節目節目というような中で、管理職に対して指導をし、それを受けて管理職が職員会議あるいは校内研修によって徹

底をしているというような実情であります。

ただ、事故が起きたことは、これは間違いがありませんので、さらにそういった指導を強めていかなければならないというふうに反省はいたしております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 繰り返し指導してきたけれども、徹底されていなかったということも否認ないという話もありましたけれども、おっしゃられたとおり今後、起きないように十分努めていただきたいと思えます。

ほかに体罰については、起きていないということのお答えでしたので、これについては、そのまま受けとめさせていただいて、今後も注視してまいりたいとは思っております。

2点目の処分のあり方についてですが、答弁にありましたように道が処分を決めるという、そういう理解は私もしているのですけれども、今回の体罰の件での処分は、減給10%、1カ月ということで、給与を20万円なら2万円程度、数万円程度ということでもありますけれども、そもそもこの発見するに至ったというのは、この当事者の子どもが申し出て発覚をしたという経緯だと思えるのですけれども、本来であれば、教員みずから、実はこういうことをしてしまったということで申し出なければいけないことでもありますし、もし先に申し出ていたのであれば、多少ながら情状酌量の余地もあるのではないかとこのふうには思うのですけれども、そういうことでもなかったと。子どもによっては、体罰があったとしても、周りの人に発信しない、言わない子というのもいると思うのですけれども、そういう場合、その間、体罰が繰り返されたりして、より深刻化、長期化ということも考えられるのですけれども、そういったいろんなことも含めまして、処分、この程度で済まされるのかと率直に感じるころもあるのですけれども、これについてどうお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 今回、確かに子どもが母親との会話の中で、こんなことがあったのだよということが連絡帳に書かれて表面化したということがございます。そういう意味では、教員にとって、体罰に対する認識の甘さというのもしっかりとございました。これは、もう、どういう場合であろうが、身体を侵略する行為については、これはもう紛れもない体罰でありますので、その辺の意識の徹底、体罰とはどういうものかということも浸透させる、指導するということが大切であろうというふうに思っております。

それと、処分の重さについてありますけれども、この懲戒処分は、公務員の場合は、我々も含めて、非違行為を行えば懲戒処分の対象になるわけであります。ただ、これは平等にといいますか、懲戒処分というのは、裁量行為ではありませんので、こういう場合には、こういった程度の処分という標準例が道教委によって決められておまして、標準例に基づきまして、繰り返し行ったものなのかとか、例えば体罰であれば、体の被害、けががどうなのか、けがの状況がどうだろうとか、そういうことによって加重をして処分が決められるということでもありますので、これは私も処分権者ではありませんのでどうこう申し上げられませんが、少なくともそういったきちとした基準の中で、適正に行われているというふうに認識をいたしております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 道教委が、基準に基づいて処分を決められているということで、町が余りどうこう言えないといういざさはあるのですけれども、処分公表されておりますけれども、本町以外の公表内容なんかもう最近見かけたりもするのですけれども、最近なんかは教員としてあるまじき行為といたしますか、かなり目を疑う内容も、適性はどうかののだろうかという、そういうこともあるのですけれども、今回の体罰の件で言えば、余り深く追及しないと言ったのですけれども、一つ触れておきたいのが、丸めた教科書で頭をたたいたと。本来であれば、そういう勉強に必要な教科書は大切にしましょうとか、物を粗末にしてはいけないといったそういう基本的な指導、模範というのを教員が示していかなければならないのですけれども、教員みずからがやっていると。体罰以前なのかもしれないけれども、こういう基本的なことが、もう既に崩れてしまっているような感じまして、教員に

対して、生活態度の指導をするということは余りないのでしょうかけれども、立て直しを図っていくことについて、考え方だとか、もし、されていることがありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 今回の教科書を丸めてたたいた行為、これはもう体罰以前の話であります。おっしゃるように道徳的価値観に欠けている、道徳心がないということで、これはもう道徳を教える教員が、そういうことをみずからやるということは、まさしく本当に恥ずべくことでありますので、そこは、これから教えるというレベルの話では、私はないと思っていますけれども、そこは物のよしあしということは、教える以上は、自分たちもしっかり自覚をするということは、指導したいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 教員みずからお手本を示して、指導に当たっていただきたいと思います。

3点目のいじめ件数実態であります。本町では、年に2回いじめの実態調査を実施されておりましたが、平成24年度は、5校19件、平成25年度、4校8件ということで、半減したということですが、実態が、悪口を言われるのが大半であり、ほかにたたかれる、仲間外れにされるということで、全部されたら嫌なことなのですけれども、特に、仲間外れにされるということは、これ、大変つらい思いをされたのではないかと感じるものがあるのですけれども、答弁の中で、問題解決再発防止に努めているところということでありましたが、この8件というのは、もう解決はされたものなのですか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） いじめは、発覚した時点で速やかに対応しておりますので、間もなくといえますか、長い時間かからないうちに全て解決をいたしております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） そうしたら、今も対応中のものも含まれるということですね。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） これは、24年度、25年度中に起きたいじめでありますので、この起きたいじめについては、全て解決をしております。

ただ、学校は常に動くものですから、ひょっとしたらきょう起きているかもしれません。そういうものは、この中に入っておりませんので、ともかく24年度、25年度に発生したいじめについては、全て解決済みであるということでございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 解決済みということで、今後も早期発見対応、そして解決に努めていただきたいと思います。

いじめの実態調査なのですけれども、本町では、アンケート調査という形で行われていると思うのですけれども、平成24年度の12月に大津市の事件を受け、緊急調査を実施した際に、一般質問でお伺いしたこともあるのですけれども、その中で、道議会でアンケート内容を工夫、検討されていることなのだとお伺いしたことを答弁いただきました。今現在、本町で行われているアンケート調査は、そういう道議会で検討、工夫されたものが反映されているものなのかお伺いします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） これは、道教委から通知のありましたものを使って調査をいたしておりますので、その回その回で改善点は出てきております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） アンケート調査に関して、いじめ問題に詳しい有識者、十勝管内の先生なのですが、ちょっとお話を伺いはしているのですけれども、現在、本町では無記名方式でやっている聞いていまして、これは記名方式よりも匿名性が担保されているから重大な事案も出てきやすいということでお聞きしておりますので、こういった無記名方式を採用されているということはいいいことです。

ので、続けていただきたいと思うのですけれども、記入する際、恐らく学校で書いていると思うのですけれども、周りの子に見られてしまうのではないかとというようなのがありますので、例えば家で書いて、封筒に入れて学校で提出するという方法もとることはできると思うのですけれども、こんなことを大谷高校ではやっているようなのですけれども、こういう周りで見られない方法をとることは可能なのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） アンケートの実施方法でありますけれども、これは家に持ち帰って、そして家で記入し、封をして提出するという形になっております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 現在、既になされているということでしたけれども、あともう一つ、現在、我が町でもQUという、こういうアンケートの件について試行中というふうにお伺いしているのですけれども、音更町は去年から導入されていて、お金のかかることではあるのですけれども、有識者の先生によると、いじめを発見しやすく実効性があり、そしていじめだけでなく学級の状態も診断されるという効果、聞かれているのですけれども、有用であるということを知っているのですけれども、現在、試行中であるのですけれども、今後、導入していく考えはありますでしょうか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） ことしからhyper-QU（ハイパーキューユー）テストというものを試験的に導入いたしました。小学校2校、中学校2校でありますけれども、今、町の教育研究所にお願いをして、その実証実験、これは年に春と秋の2回、アンケート調査をやるわけなのですが、教育研究所にお願いをしまして、その結果が本当に使えるものなのかどうなのか、学校運営に非常に有効なものなのかどうなのかという点について検証していただくことになっておりますので、その結果を踏まえて、全町に拡大するかどうかは判断をしたいというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 今、まだ判断をしかねる状態ではあるのですけれども、有識者の先生から聞いた話だと、有用なことであるということでありますので、予算のかかることではあるのですけれども、できれば導入していく方向でということをお伺いしたいと思います。

4点目のいじめ防止対策推進法施行に関してですけれども、3年前の一般質問では、いじめ防止条例を制定してはどうかと提案はさせていただいたのですけれども、その際は、町の「子どもの権利に関する条例」を活用していくということで、ほとんど相手にされなかったのですけれども、その後、大津市でのいじめ自殺事件が大きく取り上げられて、それが契機となって、この国の法が施行し、そして町は基本方針策定に向け、現在、取り組まれていると思うのですけれども、今月末をめどに策定予定ということではありますが、国の施行が昨年9月でありましたから、この進行状況、ちょっと遅くないのではないですかと言いたいのですけれども、お伺いします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 昨年9月末に法の施行がありまして、その後において、道が条例を策定し、そして道が条例に基づきいじめ防止基本方針を策定したのが、この8月6日でありました。町が作成するに当たっては、国の方針あるいは道の条例、道の方針を踏まえながら、そういうことの整合性というものも十分考えなければならないということがありまして、そういう参考にするためにここまで延びてしまったという事情がありますけれども、ただこの方針ができたから方針が全てではなくて、現場においては、やるべくことはやるというのが基本でありますので、そこを抜かりなくしながら、基本方針については、整合性を図っていくという考え方で進めてまいりました。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） できるだけ早く策定をしていただきたいと思っております。

この法律の周知方法は、どのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） まず、町としていじめ防止基本方針を策定するわけですから、これは議会の皆さん、議員の皆様方も含めて、町民にやはり知ってもらうということが必要ですし、それを受けて、今度学校のほうでも、学校がいじめ防止基本方針をつくらなければならないので、そこはやはり学校としても開かれた学校を今目指しているわけですから、しっかりと保護者や児童生徒に、こういうものをつくったから、いじめをやめましょうねということで進めていかなければならないなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 町民や学校、保護者、生徒という話だったと思うのですが、児童に対してはどうなのでしょう。わかりやすい言葉にしたりして、そのままでは恐らく内容が難しくなってしまうので、児童に対しての説明、知っていただくということについては、どうお思いでしょうか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） これは、低学年、中学年、高学年といろいろ理解度の差がありますので、そのところは、やはりまずは保護者を通じてというのが基本になるかというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 保護者を通じてということは、児童に対しては、行うのはしないというふうな認識でよろしいですか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 小学校1年生、2年生に文書をつくって、それで周知するというのは、やはり無理があるというふうに思いますので、そこはやっぱり中学年ぐらいまでは、保護者を通じてこういうものができたので、いじめはやめようね、いじめは悪いことなのだよというふうに言うのが一番よろしいかというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） ちょっと認識、多少違うのですが、いじめはしていけないことだということで、今回、法律でもきちんと定められているのだと、そういうところで、子どもたちにもきちんと認識を持っていただいて、いじめ防止につなげていけたらいいなという思いで、今ちょっとお話ししたのですが、ちょっと認識が違うみたいなのですが、この法律は、答弁では、これまでの基本的なスタンスは従来と変わらないけれども、重大事態への対処について、附属機関を設けたりして、調査、必要な措置を講ずることができる定められているということでありましたけれども、その中で、加害生徒に対する出席停止などの措置もとれるということも、これ盛り込まれていると思うのですが、制定前から対応はできたことではあるのですが、実際、これまでほとんど行われなかったのではないかというふうに思うのですが、実際行う場合、出席停止中に指導する先生の確保が必要だとかいろんな課題はあるのですが、どのような形で行っていくと考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 今回の法律の条文の中に、「出席停止」という条項も実は盛り込まれておりますけれども、これは初めて出てきた言葉ではなくて、学校教育法11条ありますけれども、ここに基づく町の学校管理規則においても出席停止ということは可能であります。

それで、過去に出席停止処分にしたかどうか、ちょっと私、古いことはわかりませんが、なかなかこれは難しいことなのだろうと。小学校1年生がいじめをしてどうしようもならないからといって、例えばそこが共働きで、一人で家庭に置いておくのかということは、これは非常に現実的ではありません。これは、やはりケース・バイ・ケースで、基本的には学校がこうしたいというふうに決めまして、それを教育委員会に相談をしていくという形がとられますけれども、そこは学校と十分協議をしながら対応を決めていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 加害生徒と被害生徒を引き離す、被害に遭わないようにするという意味で、効果

が見込めるとは思うので、今後、必要性あれば、実際に行っていくということも考えていただければなというふうには思います。

あと、問題点として、附帯決議がなされたことをあえて申し上げるといふような形で答弁なされていましてけれども、この法の契機となった大津のいじめ自殺事件、これは隠蔽体質というのが明るみになったと思うのですが、この法律では、教師、学校、教育委員会が隠蔽した場合の懲罰規定というものが入っておりませんので、それこそ大津市の事件なんかでは、隠蔽していた担任は、減給1カ月、数万円のみという処分、先ほどの処分の話に通じてくるのですけれども、この程度で済まされてしまっていると、命を軽んじていないかと感じてしまうこともあるのですけれども、ただ隠蔽した場合の処分というのが、国の法にそもそも盛り込まれていない中で、町独自に取り組むというのは難しいとは思いますが、ただ隠蔽をちゃんと防止したり、またいじめに対する処分のあり方、隠蔽に対しての処分のあり方、その辺、教育委員会みずからのことにもかかわってくるのですけれども、これについて、どうお考えになっているのかお伺いします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 学校も、もちろん開かれた学校づくりということで進めていますし、我々教育委員会としても、事実はあからさまにするという、そういう姿勢で今も臨んでおりますので、決してそれを隠し立てするということは、いいことではないというふうに思っていますので、今ある、今の気持ちを開かれた行政を進めていくという姿勢の中で進めていきたいというふうに思います。

教員の処分については、先ほども申し上げましたけれども、道教委の懲戒処分の方針の中には、12項目ほど非行為事案に基づいて、こういう場合は、交通事故ならどうか、破廉恥行為の場合はどうか、そういうふうに決まっております。それに、非行為の動機、対応、結果の程度でありますとか、故意、過失であったのかどうかということや、このことをこういうものを加重して、参酌して総合的に懲戒処分の重さを決めるということになっていきますので、そこは当然、そういう隠し立てをしたと、あえて故意に隠したということになれば、懲戒処分の重さというものがプラスされるというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 隠蔽することが明らかになれば、懲戒処分が上乘せになるという話でありました。事実そのものを、やはりあからさまにさせていただいて、早期発見、早期対応に努めていただきたいと思っております。

5点目の「まくべつ教育の日について」であります。毎月19日、我が町独自で定めているものであります。最近の傾向としましては、不審者対策というのが行われていて、逆に地域の方が自由に学校を出入りするのが難しくなっているという状況でありまして、以前より気が引けて、足を運びづらくなっているのではないかとこの思いもあるのですけれども、この19日、地域の皆様に開かれた日でありますので、ぜひとも子どもたちの様子を見に来ていただければと思います。

来校人数、学校によって、月によって異なるということで、数字は答弁になかったのですけれども、おおよそのところ、私が聞いた話だと、いつも同じ顔ぶれで、人数もそう多くはないというふうに、参加者の方から聞いているのですけれども、大方、どのように人数を把握されているのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 把握の仕方でございます。幕別町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価書、こちらの関係で、年に1回、学校側から「まくべつ教育の日」の内容について報告をしていただくことになってございます。

あと、適宜、こちらのほうから学校側に対しまして、このような案件について、報告を求める場合がございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 恐らく、そう多くは参加されていないのではないかと、参加者の方の現状を聞いて

たところ、周知のほうも何か余り地域の方に知られていないのではないかと。そして、趣旨としても、みんなどういう日なのかという周知不足もあると思うのですけれども、それでもさまざまなところでPR、情報発信に努めているとの答弁はあったのですが、細かいことを言いますけれども、広報なんかで余り見かけたことはないのですが、そういったことも含めて、さらなるPR強化に励んでいただきたいのですけれども、それについてお伺いします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 確かに来場者については、決して胸を張って多いと言える状況でないことは事実でありますので、今後は、あらゆる方法を用いながら、地域住民の方に知っていただいて、できるだけ多く来てもらえるように努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 冒頭で申し上げていましたように、民生委員さんから、やはりもっと参加者をふやしてほしいという要望がありましたし、教育の日の効果についてご意見伺っておりますけれども、毎月学校に訪問しますと顔なじみになるということで、児童問題を発見したときや、何かあったときには連絡しやすい、連携しやすいということ。そして、子どもたちも顔を覚えてくれていて、道端でも声をかけてくれて、子どもたちの安心感にもつながっていると。そして、教員の様子を見て、何か気になる点があれば、校長に率直に伝える機会があるということで、教員に対しては、いい意味で緊張感につながっていくということと、実体験によるご意見は伺っております。

当然ながら、学校問題、これは学校で責任を持って解決すべきだと、これはもう当然なのですが、さまざまな教育問題がある中で、このように地域の方からの目も、これも大事なことなのかなと、改めて感じさせていただいたのですけれども、そういった意味での地域の目について、どうお考えになるのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 最近、やはりいじめ問題に端を発しまして、なかなか学校だけでは手に負えないといえますか、地域全体で子どもたちを見取っていく必要性が、今、叫ばれているところであります。これ、僻地複式校においては、これも既にもうそういう形になっていますので心配はないのでありますけれども、やはり市街地の学校で、お父さんもお母さんも働いていらっしゃるというところは、ちょっと心配があらうかなというふうに思っています。そういう意味で、地域が学校を守っていく、実は文科省のほうで、学校支援地域本部制度というのが、もう既に制度としてありますけれども、これはもう地域がまさしく学校を見守る。学校に対する支援もするし、時には環境整備もありますし、授業も地域の方が行って教えるというような、そんな取り組みも実はやっているところがありますので、私ども教育委員会としましても、来月、先進町村であります清水町にお伺いをして、学校支援地域本部制度について学ばせていただくというふうな考えであります。

いずれにしても、地域が学校を育てる、地域が見守るということが必要なので、そういう方向性で取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 今、気持ちを同じくするところではありますが、まずは町民の皆様に周知をさせていただいて、実際に子どもの様子、学校の様子を見ていただいて、学校と地域のつながりというのが、もうさらに親密になっていきますことを、このことを心から願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩いたします。

10：52 休憩

11：05 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○17 番（増田武夫） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

「異常気象や地震などの災害に備えて、防災対策に抜かりない対応を」求めることについてであります。

広島市や礼文町など、各地で相次いで発生している土砂災害は、改めて災害に対する備えの重要なことを思い知らせています。

2001 年に施行された土砂災害防止法では、「土石流」や「地すべり」などのおそれがあり、住民や家屋に被害が生じかねない地区を都道府県が「土砂災害警戒区域」に指定し、指定された市町村は、災害の起きる範囲を予測したハザードマップをつくり、住民の避難体制を整えることを求めています。

本町は、52 カ所、幕別地域で 49 カ所、忠類地域 3 カ所の危険箇所があるとされており、そのうち 6 カ所が警戒区域・特別警戒区域に指定されています。

道の資料によりますと、幕別町は、土砂、地震、洪水、三つのハザードマップを作成済みであるとされておりますけれども、現在、町のホームページで公表されているのは、洪水ハザードマップのみであります。

今回の礼文町土砂災害では、道が礼文町に対して、再三避難勧告発令の検討を促したにもかかわらず、当局が避難勧告を発令したのが、土砂崩れ発生から 4 時間余り経過していたことが指摘されております。災害対応の対応のマニュアルがなかったとも言われています。

こうした災害の教訓を生かして、町民の生命や財産を守るための抜かりのない防災対策をとることが求められていると思います。

したがって、次の点について伺いたいと思います。

1 点目、52 カ所の土砂災害危険箇所のうち、6 カ所が警戒区域、特別警戒区域の指定となっておりますけれども、他の箇所は、どうなっているのか伺います。

2 点目、土砂災害防止法では、ハザードマップの作成を求めているが、どうなっているか。

3 点目、作成済みとされる土砂、地震のハザードマップがあるとすれば、町民と情報を共有すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

4 点目、町のホームページでは、防災情報は、一番目につくところに置いて、町民が簡単に情報を得られるようにすべきと思いますが、いかがでしょうか。

5 点目、平成 26 年に防災計画が修正されましたけれども、豪雨時の「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」などの避難誘導マニュアルは、きちんと整備されているのか、それに基づく訓練はどうなっているかについて伺います。

6 点目、帯広市は、災害時の対策や防災マップを 1 冊にまとめた「わが家の防災チェック」を改訂して、全戸配布したと聞いております。本町も新しい情報を町民に提供し、一人一人が防災の担い手になるようにすべきと思いますが、いかがでしょうか。

7 点目、自主防災組織の現状は、どうなっておりますか。組織化は進んでいるのかどうかについて伺います。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

「防災対策への抜かりない対応について」であります。

国は、東日本大震災における対応を検証し、大規模災害に備えた防災対策の充実、強化を図ることを目的に、平成 24 年 6 月災害対策基本法を改正し、さらに翌 25 年 6 月にも一部項目について改正を行ったところであります。

これらの法改正を踏まえて、国の防災基本計画が平成 26 年 1 月に修正され、それを受けて北海道防

災計画も修正されました。

本町におきましては、昨年12月から幕別町防災会議において、国・北海道の防災計画との整合性を図りつつ、「幕別町地域防災計画」の見直しに着手し、本年5月に修正を終えたところでありますが、今後は、この計画に基づいて適切な防災対策に取り組んでまいります。

ご質問の1点目、「警戒区域・特別警戒区域の指定の現状について」であります。

平成13年4月から「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」、いわゆる「土砂災害防止法」が施行されるとともに、国では都道府県の調査に基づき、翌14年度に全国の土砂災害危険箇所を公表したところであります。

本町におきましては、「急傾斜地崩壊危険箇所」が17カ所、「土石流危険渓流」が35カ所で合計52カ所が土砂災害危険箇所として位置づけられました。

また、この土砂災害危険箇所につきましては、都道府県知事が基礎調査を実施して、一定の基準以上の危険度がある場合は、市町村長の意見を聞き、同意を得た上で、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域として指定することとされております。

本町におきましては、北海道が平成23年から危険度の高い急傾斜地崩壊危険箇所の6カ所の基礎調査を実施し、平成25年10月に当該6カ所が土砂災害警戒区域に指定されるとともに、6カ所全てにおいて、その区域内の一部が土砂災害特別警戒区域に指定されたところであります。

それ以外の46カ所は、現時点では土砂災害警戒区域等の指定を受けていないこととなりますが、今後も北海道が順次基礎調査を継続していく中で、その結果に基づき指定作業が進められていくものと理解をいたしております。

ご質問の2点目、「土砂災害防止法で定められているハザードマップの作成について」であります。

土砂災害防止法において市町村長は、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難場所等について住民に周知するために、これら事項を記載した印刷物を配布しなければならないと規定されております。

町といたしましては、警戒区域と特別警戒区域に係るハザードマップを指定区域ごとに作成し、本年8月に地権者や区域内の住民に対して個別に配布し、啓発に努めたところであります。

ご質問の3点目、「ハザードマップを町民と情報共有することについて」であります。

本年5月に幕別町地域防災計画を修正したことに伴い、今年度中に「幕別町防災のしおり」の改訂版を作成し、全戸に配布する予定といたしております。

この防災のしおりの中に警戒区域等を含む土砂災害危険箇所全体についてのハザードマップと地震に係る揺れやすさマップを掲載する予定であり、併せて町のホームページにも掲載して周知を図り、町民との情報の共有に努めてまいりたいと考えております。

加えて、警戒区域と特別警戒区域につきましては、災害時の情報の伝達の避難場所等について公区長との情報の共有化を図ることも必要なことから、関係する公区長にも警戒区域等ごとのハザードマップを配布し、連携を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「防災情報を町ホームページで最も目につく場所に公開すべきについて」であります。

町のホームページにおける防災情報につきましては、これまでトップ画面の上段に「防災・消防」のバナーボタンを設置し、次画面の「防災」をクリックすることで、情報が閲覧できる状態でありました。

しかしながら、近年全国的に地震や異常気象などによる自然災害が発生している状況から、住民が迅速に必要な情報を得ることが重要であると考え、このたび9月1日にホームページトップ画面に「防災情報」のアイコンを新たに設け、そこを押していただくことで、防災関連情報をすぐに閲覧できるよう変更いたしましたところでありました。

また、平時には表示されておきませんが、災害時にはトップ画面に「緊急情報」としてその内容を表示し、適宜、町民に対して情報を発信できる仕組みとされているところであります。

ご質問の5点目、「豪雨時の避難誘導マニュアルの整備とマニュアルに基づく避難訓練について」で

あります。

初めに、マニュアルの整備状況についてであります。

本町では災害時の対応を実際に行う際の留意点やポイント、幕別町地域防災計画に記載されていない具体的な行動手順を明確にし、地域の災害対策を向上させるために「防災対応マニュアル」等を策定済みであります。

しかしながら、本年5月に幕別町地域防災計画の修正を終えたところでもありますことから、現在、防災計画との整合性を図るべく各種マニュアルの見直しを進めているところでありますが、今回新たに災害時の職員の初期行動に対する「初期対応マニュアル」も追加する予定といたしております。

次に、防災訓練については、本年度は、職員に対し災害時の対応が迅速に図られるよう幕別町地域防災計画や各種マニュアル等に基づき重点的に研修を実施していく予定であります。

また、町民を対象とした防災訓練につきましては、今年度は各公区や自主防災組織で実施いたします訓練に対し、助言、支援等を行っているところであります。

次年度以降の防災訓練につきましては、今年度中に訓練の手法や規模、対象地域等について検討を行い、計画的に訓練を実施してまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「新しい防災マップ等を町民に提供し、一人一人が防災の担い手になるようにすべきについて」であります。

本町では、現在、幕別町地域防災計画の修正内容を反映した「防災のしおり」の改訂版を作成中であります。

その中には、「浸水想定ハザードマップ」や「津波ハザードマップ」「土砂災害危険箇所ハザードマップ」「揺れやすさマップ」を盛り込むとともに、災害への備えや災害が発生したときの対応すべき事項などを記載することで、日ごろからの防災への関心と意識を高め、災害のときに役立てていただきたいと考えております。

ご質問の7点目、「自主防災組織の現状と組織化の進捗状況について」であります。

自主防災組織につきましては、現在、114公区のうち35公区で組織され、組織率は30.7%ですが、町の全世帯数に対する組織されている公区の世帯数の割合は、52.1%に達しております。

このたびの幕別町地域防災計画を見直すに当たり、基本方針として災害時の被害を最小化するために、「減災」の概念を取り入れたところであります。

みずからの安全をみずから守る「自助」、住民等が地域において互いに助け合う「共助」、町や防災関係機関が実施する対策である「公助」、それらが適切な役割分担のもと着実に防災対策を講じることにより「減災」へとつながるものであります。

したがって、「自助」「共助」による防災・減災を図るためにも自主防災組織は大変重要な組織であると認識いたしており、今後ともその組織化を推進していくために公区長会議などの機会を捉え、未組織公区に対し働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上で、増田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目でありますけれども、52カ所の土砂災害危険箇所のうち6カ所が警戒区域・特別警戒区域に指定されているということで、答弁によりますと、道が6カ所の調査をして、その6カ所とも特別警戒区域に指定されたと、このように理解するわけでありまして、全国的には、その指定が、危険箇所に対して67.5%指定が進んでいると。それに対して全道では11.9%だと、そして本町においても52カ所のうち6カ所でありまして、12%弱の指定率なわけでありまして。なかなか道も1カ所の基礎調査をするのに100万円とか数百万円がかかるというようなことも聞いておりますので、なかなか簡単にはいかないと思っておりますけれども、しかしながら52カ所ある危険箇所のうち、やはりきちんと調査をすれば警戒区域であるとか、特別警戒区域に指定されるものが一定程度出てくるのではないかとこのように思います。そうした点で、やはり道に対しても大変だと思っておりますけれども、しっかりと

基礎調査を進めてほしいという要望をしていただきたいと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今おっしゃられたとおり1カ所の調査に100万円ほどの費用を要するというようなことですから、道としても限られた予算の中で、そうなかなか多くは現実的には進められないのかなというふうに思っております。

たまたま私のところは、今6カ所ということですが、実際、調査された箇所は8カ所あったと。そのうちの6カ所は指定されたということですから、これはそれぞれの町村、あるいはそれぞれの総合局管内が要請を出していくと、なかなか道も大変だと思いますけれども、私もちょっと実態のことはわかりませんが、果たして1年にどれぐらいずつ調査が進められているのか、そういったことも鑑みながら、内容も十分精査しながら、町としても道との協議を進めながら、これからも対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） なかなか指定が進まない背景には、指定することによって、その土地の評価が下がるであるとか、いろいろな住民との関係の非常に難しさがあるというふうにも聞いておりますけれども、本町の場合、指定するに当たって、また指定されてから住民との接触、説明などは、どのように行われて、この理解を得たのか、その点についてお聞きしておきたいと思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 町内6カ所の警戒区域並びに特別警戒区域の指定に対する説明でございますが、個別にハザードマップをお持ちしまして、地域、指定された範囲、それと避難行動に関する注意、または情報の伝達について、個別に対応をしているところでございます。

申しわけありません。

それと、指定に関しましての住民説明会の件でございますけれども、それぞれの箇所について、地権者並びに住民の方に来ていただきまして、どのような形で調査をし、指定に至るかといったことにつきまして、説明をしているところでございます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 例えば、広島市での災害の場合は、相当地域にたくさんの住民の方が住んでおられるとか、そういうこともあって、大きな災害になったわけでありまして、礼文の場合は、一つの家屋が災害を受けたという。しかし、命でありますので、一人、二人だから決していいということにはならないわけで、そうした点では、52カ所、全てがやはりどうなのかということを早く調査をして、そして住民との情報の共有をしていく必要があると思いますので、その点についての道に対する要望も、ぜひとも強めていただきたいと思いますというふうに思います。

今、こうした状況、警戒区域・特別警戒区域の中で、しっかりと防災の対策がとられたかどうかということも一つ大きな留意すべき点だというふうに思うのです。やっぱり広島県の情報なんかを見ますと、広島は、非常に災害が起きやすいところで、たくさんのそういう箇所があるのですけれども、対策がとられたところが、やっぱり非常に少ないということが問題になっていまして、そして県の説明によると、今のペースで対策をとっていくと、300年もかかってしまうというようなことを答弁しているようではありますが、やはりそうした警戒区域・特別警戒区域を指定するだけではなくて、そこをしっかりと対策をとることができないのか。例えば、土どめの工事でありますとか、いろんな方法で対策をとる必要があるのではないかと思いますけれども、その点は、どのようになっているか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 今、防災に関しての対策ということですが、指定箇所等については、これまでも、今は52カ所でございますが、過去にはもう少し多い危険な箇所がございました。その危険箇所が数カ所外れていっている状況でございますが、それについては、例えば土石流であれば、治

山事業を実施していただいて、それらの危険がなくなったところについては、外れていっているということでございます。そういうことから、今後ともそういう事業、治山事業だとか、急傾斜地における傾斜の平坦化というのでしょうか、そういう事業なんかも同時に北海道や国に対して要望していきようなことが大切だというふうに認識しております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） いずれにしましても、そうした危険箇所をやっぱり放置しておくということではなくて、きちっと対応、できるだけの対応をやっぱりしていきたいというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

さて、2点目でありますけれども、法で、そういう特別警戒区域・警戒区域などのハザードマップを作成して、きちっと対処すべきだということが決められているということで、ご答弁で、そのようなことになっているようであります。ホームページなどで、地域防災計画などの中を見ますと、そういう特別警戒区域などの図面、ハザードのマップが添付されているようでありますけれども、やはりそうしたものが、いかに住民との情報の共有になるかが大事な点だというふうに思います。

答弁の中で、これからホームページなどでもそういうものをきちっと公開するし、また後の質問の中でも新しい資料を住民全体に配布してやっていきたいということになっているようでありますので、せっかくできているそうしたものを、ぜひとも積極的な公開をしてほしいというふうに思います。

3番、4番、非常に共通したものでありますので、一緒にお尋ねいたしますけれども、ホームページについては、9月1日からということで見ますと、赤い表示で表示されました。これは、非常によかったというふうに思いますけれども、やはりその表示をクリックしたときに、どういう情報がすぐと得られるかということも大いに研究していただきたいなというふうに思うわけです。

6項目ぐらいのあれが現在出てきまして、中には洪水ハザードマップも出てまいりますし、防災計画も見るができるようになっておりますけれども、答弁の中でありますように、緊急の情報については、緊急の事態が発生したときに内容を表示して、そして適宜、町民に対して情報を発信できる仕組みとしたいと、こういうことでありますけれども、やはり日ごろから、そこへ行けば緊急の情報を得られるのだという、そういう意識づけが大事だと思うので、いざ、例えば大雨警報だとか、いろいろなもの出たときだけそこに表示するのではなくて、やっぱりそこに行けば、そういう情報がいつでも得られるよということになって、やっぱり日常的にその情報表示の場所が、そこにあることが、非常に重要でないかというふうに思いますので、そうした点でのホームページでの情報の公開、共有というものをしっかりと工夫をしながらやっていただきたいと思います。

また、そういう大雨だとかいろんなことばかりではなくて、例えばAEDの機械が日常的にどこにおさめられていますよと、緊急のときには使ってくださいというような、そういう日常的に必要な情報も、やはりそういう場所できちっと表示していただきたい。その他、いろいろな町の防災情報を見ますと、それぞれ特徴があるものがありまして、例えば気象庁にさっとつながるようになっていったりとか、いろいろ工夫がされているようでありますので、ぜひ、そういう点も研究されて、やはりいかに早く住民が、そういうものを、ここに行けば得られるのだというような、そういう点も含めて、ぜひ工夫してつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 今おっしゃられたようにいろいろな情報を町民の皆さんに知っていくということは大切なことだと思いますので、今現在、あそこに載せている情報をさらに今後、どういう情報が有用なのか、よく研究してまいりたいと、そういうふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 大災害が起きたときに行政だけで対処はできないのは、これ当然なことで、やはり住民と情報を共有して、やはり一人一人が防災、減災のために立ち上がるような、そういう体制をホームページだけでなく、いろんな資料を提供することによって、そういうものをなるべく多くの

情報を住民に、やはり知らせていってほしいというふうに思いますので、そういう方向で進んでいるようでありますので、より研究した上で対処していただきたいというふうに思います。

次に、5番目の避難誘導マニュアルの整備と避難訓練についてであります。

本町には、防災計画の中に、防災対応マニュアルというのが、結構の分量で決められているのは承知していますし、そういう中で、さらにしっかりとした基準に基づいて、町が、例えば避難誘導などが的確に出されていくようにすることが大事ではないかというふうに思うのです。今回、広島でも礼文町でも問題になったのが、自治体が出す避難勧告、避難指示が非常におくれたと、そういうことが大きな問題となったわけであります。礼文町でも、勧告のおくれ、非常に指摘されていたわけでありますけれども、礼文町では、なかなか対応する人員が少なく対応できなかったのだと、そういうようなことも自治体の見解として述べているようでありますけれども、やはりしっかりとした基準で、町自身が判断していくことが必要だと思うのですが、そういう判断の基準の中に、なかなか町のあれを見ましても、具体的な数字というものが出てこないのですよね。パトロールするのは、1時間に20ミリの雨が降ったらパトロールしますというそういうものはあるのですが、そうしたらどういうものがどうなったら避難準備情報にするのか、避難勧告にするのか、避難指示にするのかという、そういう基準は、この中には明確にはされていないのだと思うのです。それで、道によると、道のほうでは、避難準備情報は、大雨警報などの発表など、それから避難勧告は、土砂災害警戒情報の発表など、それから避難指示はさらに進んで、記録的短時間大雨情報の発表が加わったら避難指示にするような、各自治体に求めるのだというように言っているようでありますけれども、やはり避難の判断基準に、そうした気象庁なりいろんなところが出す基準が一つの判断になっていくべきではないかというふうに思いますけれども、その辺はどうなっておりますか、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今回の土砂災害でも大変注目されて、いろいろな、一部批判もあったのですけれども、私どももいわゆる避難勧告、あるいは避難の指示、準備避難、3段階ありますけれども、これらの発令するのは、大変難しいものがあるというふうに思っています。今おっしゃられるようにある程度の基準が来れば、それではすぐ避難勧告出していいのかとなると、それも現実性ないというようなことも言われます。例えば、真夜中に避難勧告を出したら、本当に安心して避難所まで行けるのかといったような問題ですとか、うちらでも一応ある程度の雨が基準量を超えたら勧告をしなさいというようなものもあります。最近、国は、恐れずに早目に避難勧告を出しなさい、空振りになってもいいのではないかというようなことも言いますけれども、その辺は、やっぱりその時点その時点の対応でいくより、状況を見ながら対応していくことが望まれるのかなと我々も思っていますけれども、もちろん後手になるようであれば、これは大変なことになるのだろうというふうに思いますけれども、これらも基準は一応持っておりますし、内部の職員のあれではあるのですけれども、現実的な対応ということになっていくのかなという思いではおります。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 非常に難しい問題だと思いますけれども、振興局だとか、いろんな機関とも連携をとって出していくということになると思うのですが、やはりそうした点で、町のマニュアルでも土砂災害のときには、そうした兆候をきちんとつかんで出すというようなことも、るる書かれておりますけれども、そういうことも含めて対処しなければならないというふうに思います。

そこで、やはり大きな問題になるのが、そうしたものを扱っていく部署、やはりこの間、NHKのいろんな討論なんかで聞いていましたら、やはり防災担当の係が少ないと。それから、兼務でやっていると、それからしょっちゅう部署が変わるので、専門的な知識がなかなか習得できないのだというようなことも言われておりました。確かに、最近の行政改革の中で職員数が減ってきておまして、具体的に防災を担当する部署が手薄になっているのではないかという懸念があるわけですが、本町については、その点はどのように考えておられるか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いざ災害が発生したということになりますと、なかなか一人、あるいは二人、あるいは一つの課だけでは対応は困難になってくるのだらうと思っています。そういったことで、幕別町の場合は、災害の状況あるいは雨の状況によって災害対策本部を設置しながら、職員総出で当たってこうという考えで今までも来ておりますので、これからも職員、それぞれが災害に対するみずからの自覚を持ちながら当たっていくと思えますし、私の町は、比較的早く災害担当の主幹を配置したというようなことで、今、町民課が担当課でありますけれども、主幹を中心に町内外のいわゆる災害対策法のPRなども含めながら進めておりますし、これからも十分職員に対する、いわゆる災害意識を持つように私どものほうや、そういったことを進めていくことも役割であろうというふうに思っていますので、体制を十分強化していくような考えで、これからも参りたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 直接の担当部署のしっかり認識なり、そういう防災に対する知識をしっかりと持ってもらえることが一つでありますけれども、もう一つは、やはりそういうときが起きたときの全体の、全職員が招集されたりなんだりしていくわけですから、そうしたところの訓練をきちっと日常的に行っていくことが非常に重要だというふうに思っていますので、その訓練にも力を入れてほしいと思います。

やはり今、最近の気象の変化によって、北海道といえども時間50ミリ、100ミリの豪雨がいつ来るかわからないような状況がどんどん強くなってきているわけでありまして、きょうも中部に大雨警報が出ていたようでありますけれども、現在、どうなっているかわかりませんが、そうした状況が、やはりこれから頻発、頻繁に起こってくる状況だと思っておりますので、そうした点で、ぜひとも訓練をおろそかにすることなくやってほしいと思っておりますけれども、そうした点で訓練もしっかりとやっていきたいというような答弁でありましたので、ぜひともそれを強めていっていただきたいというふうに思います。

いずれにしましても、そうしたことが起こったときには、町が一体となってやらなければならないし、いろいろな協力を得ながらやっていくわけですので、そうした意思の疎通が日ごろから図られていることが鍵になると思っておりますので、ぜひ、そうしたことに留意していただきたいというふうに思います。

6番目がありました。6番目は、今そうした点で、準備をされているということですので、これ準備の点でも、ぜひお願いしたいのですが、町のホームページでも、防災マップに画面で、いろいろなこうすべきだ、住民に対するあれがありますけれども、なかなか字が小さくて読めなかったり、やっぱり非常にいいことは出ているのでしょうけれども、なかなかそれにすっと入っていけないような状況もあります。そうした点では、やはりお年寄りが見ても、それが理解できるようなそういう工夫、ぜひしていただきたい。

情報は、提供すればいいというものではなくて、その提供した情報が、しっかりと住民に理解されて、行動につながっていくようなものにならないと、本当の意味で情報を伝えたことにはならないと思いますので、ぜひ、そうした点で、町の知恵を絞って、ぜひともわかりやすいマップに、そういう情報の提供をしてほしいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 現在、各種ハザードマップを作成中でございますけれども、前回までの防災のしおりにもハザードマップを載せておりましたが、それにつきましては、防災のしおりを見開いた形でのハザードマップでございました。そういうことから、若干見づらい状況でございましたけれども、今回、今、計画している部分につきましては、A1版の大きな、要は新聞を広げたぐらいの大きさのハザードマップにいたしまして、そこに掲載するというところで考えております。そのハザードマップを折り込みまして、防災のしおりと一緒に配布するという計画でございますので、過去よりは、少しは見やすくなるように、私どもとしまして、現在、作成をしているところでございます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） ぜひ、いろいろな工夫をしてほしいのと、それからそれを常にとっておけるよう

な、やっぱり何かのときには、すぐ見れるような工夫も、ぜひしてほしいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、7番目の自主防災組織の現状と組織化の進捗状況でありますけれども、最近、いろんな報道でも各自主防災組織なり公区が、いろんな訓練を始めたということが、多く耳にするようになりましたし、私の住んでいるところでも、ことし初めての訓練といいますか、いろんな知識を得るための催しが行われました。やっぱりこうしたことが頻繁に行われて、防災に対する意識が、より高まっていくことが必要だというふうに思います。自主防災組織の組織率が30.7%、住民の組織は52.1%だということで、次第に上がってきているなというふうに思います。やはり、地域防災会議の中にも自主防災組織の代表を入れていただいたのですが、やはり常に住民との接点というか、住民とのやりとり、意思疎通がいかに図られていくかというのは、非常にいざというときの鍵になるというふうに思います。まず、大災害が起こったときに、一番身近で指導するのが、この自主防災組織だというふうに思いますので、そうした点での今後の取り組みの強化も、ぜひ強めていっていただきたいというふうに思います。

やはり、どこの災害のあれを聞いても、やはり真っ先に助け出すのは、近所の方々だということが基本になっておまして、やはり防災についての一番の鍵は、自治体と住民が、いかに一つにまとまって対処していくかということに尽きるというふうに思いますので、ぜひともそうした努力をしていただきたいと、そのように思います。

今、自主防災組織の組織化に向けて、今やっておられることをちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 未組織の公区に対しましては、現在、検討しているところについては、文書におけるお願ひをまず再度したいというふうに考えております。

それと、また地域の集まりだとか、防災に関する出前講座なんかも実施しているところがございますことから、そういう場所なんかにおいても、未組織公区に対して必要性を理解していただきまして、少しでも組織化を進めるべく私どもとしても努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 各公区が、そのように自主防災の活動に取り組んでいただくためには、町といたしましては、経済的な面といいますか、財政的な面におきましても助成をしているところであります。協働のまちづくりの交付金におきまして、例えば計画を策定するとか、また備品をそろえるとか、またその訓練をすると、そういうようなことに関しまして、一定程度助成をさせていただいて、そしてますます公区でそういう自主防災の活動がしやすいように、そのようにしておりますので、あとは公区長会議なども通じまして、さらに啓発に努めてまいりたいと、そのようには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 私たちの公区でやったときも援助をいただいて、アルファ米の試食でありますとか、そういうものも実際行いましたし、そうしたことを通じて、より理解が深まっていくのではないかというふうに思いますので、高齢化社会を迎えて、やはり手助けをしなければ避難できない方々が、どんどんふえていくわけで、そうした点でも住民との協力が欠かせないというふうに思いますので、ぜひとも本町が災害から少しでも被害を軽くする、今、答弁の中でも減災の考えを入れたのだと、そういう答弁もありましたけれども、ぜひともそういう視点に立って、これからも抜かりなく防災の手だてをとっていただきたいと、そのように思います。

以上で、終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩をいたします。

11：55 休憩

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○6番（岡本眞利子） 通告に従いまして質問させていただきます。

地域包括ケアシステムの構築について。

戦後のベビーブームに生まれた団塊世代が75歳以上になる2025年には、全世帯に占める高齢者のみの単身及び夫婦の世帯割合は、2010年の20%から26%になると予測されています。

さらに、日常的に介護が必要な認知症高齢者も280万人から480万人に達すると見られています。

また、2012年には2.4人で高齢者を支えていた時代が、2050年には、ほぼ1人に1人の高齢者を支える「肩車型」の超高齢社会へ移行すると予測される一方で、厚労省の調査では、介護を受けながら自宅で暮らしたいと望む高齢者が74%に達しています。

増加する一方の社会保障費、不足する介護の担い手という超高齢社会にあって、高齢者が住みなれた地域で暮らし、地域で自分らしい生活を続けられる新しいケアシステムの構築が必要となっています。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住みなれた地域で、自分らしい生活を送れるよう一体的に医療や介護など、支援サービスを受けられるシステムを整備していくことです。高齢化の速度、家族構成など、地域によって異なることから、地域の特性に応じて、おおむね2025年度をめどに整備されることを目標としております。

そこで、本町が取り組んでいる包括ケアシステムについてお伺いいたします。

まず1点目に、日常生活圏域を対象にニーズ調査の実施について、そしてその分析はされているのか。

- ①認知症高齢者の2025年度推計。
- ②生活習慣病の患者数の推計。
- ③高齢者世帯数、独居世帯数の実態と将来の推計。
- ④要介護と要支援者の需要予測。

2点目として、介護サービスについてですが、定期巡回随時対応型訪問介護・看護サービス、複合型サービス、小規模多機能型居宅介護サービス、訪問介護など居宅介護を支える介護サービスであります。本町の取り組みについて。

3点目に、施設サービスと高齢者の住まいについてお伺いします。

- ①特養入所者の要介護度別の状況の把握。
- ②待機者の実数は的確に把握されているのか。
- ③特定施設有料老人ホーム等のサービスの活用状況、適切なサービス提供についての検証は。
- ④低所得者の高齢者の住まい支援は。

4点目に認知症高齢者対策は、喫緊の課題と捉えています。

- ①認知症初期集中支援チームの設置、運営について。
- ②認知症地域支援推進員の配置。
- ③認知症サポーターやキャラバンメイトの養成の取り組みについて。
- ④徘徊SOSネットワークなどの住民のネットワークづくりの取り組みについて。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「地域包括ケアシステムの構築について」であります。

我が国は、諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行し、現在3,200万人を超える65歳以上の人

口は、昨年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来人口推計では、2042年の約3,900万人でピークを迎えるとされており、その後は、年少人口、生産年齢人口の減少が続くことにより65歳以上の人口割合は、相対的に増加し続けると推計されています。

このような状況の中、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれており、国は、地域包括ケアシステムを構築するとともに費用負担の公平化を図ることなどを基本的な柱とする「地域医療・介護総合確保推進法」を本年6月に公布いたしました。

本町におきましても、2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を図り、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて、現在、第6期介護保険事業計画の策定を進めているところであります。

ご質問の1点目、「ニーズ調査の実施と分析について」であります。

本町では、毎年、主に生活機能の面から、地域で生活する高齢者の生活状況や介護予防等の生活支援ニーズを把握するために、介護予防生活実態調査を実施いたしております。

また、次期計画における介護サービスの基盤整備をはじめ、需要と供給の適正化、新たな施策のあり方等を検討するための基礎資料を得るために、要介護認定者や一般高齢者、第2号被保険者、介護サービス事業者などを対象とした各種実態調査も実施し、現在、その結果の分析を行っているところであります。

初めに、認知症高齢者の2025年推計についてであります。

厚生労働省の認知症高齢者数の将来推計によりますと、2025年における日本全体の認知症高齢者数は約470万人で、65歳以上の人口3,657万3,000人の12.8%を占めるとされています。

また、社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、2025年における本町の65歳以上の人口は8,846人であり、これらのデータに基づき、2025年における本町の認知症高齢者数を推計いたしますと、1,132人になります。

なお、本年3月末現在における本町の認知症高齢者数は1,018人であり、2025年の推計値と比較しますと114人の増、伸び率は11.2%となります。

次に、生活習慣病の患者数の推計についてであります。

平成23年度の厚生労働省による患者調査の中の生活習慣病の総患者数の数値に基づき推計いたしますと、2025年における本町的生活習慣病の患者数は4,146人になります。

次に、高齢者世帯数、独居世帯数の実態と将来の推計についてであります。

本年3月末現在の住民基本台帳登録人口における65歳以上の高齢者世帯数は3,612世帯で、全世帯数の29.8%を占めており、このうち独居世帯数は1,835世帯で15.1%であります。

このデータと社会保障・人口問題研究所の高齢者人口の推計値に基づき、2025年における本町の65歳以上の高齢者世帯数を推計いたしますと、4,215世帯で全世帯数の37.8%を占めることとなり、このうち独居世帯数は2,135世帯で19.1%になります。

次に、要介護者と要支援者の需要予測についてであります。

本年3月末現在における65歳以上の要介護の認定者数は1,045人、要支援の認定者数は418人で合わせて1,463人となり、第1号被保険者7,611人に対する認定率は19.2%となっております。

このデータと過去3年間の要介護認定者の推移に基づき推計いたしますと、2025年における本町の要介護の認定者数は1,591人、要支援の認定者数は802人で合わせて2,393人となり、第1号被保険者8,846人に対し、認定率は27.1%になります。

ご質問の2点目、「居宅介護を支える介護サービスに関する町の取り組みについて」であります。

居宅介護を支えるサービスにつきましては、訪問、通所、短期入所、福祉用具、住宅改修などさまざまなものがありますが、町内には、訪問系の事業所が6カ所、通所系の事業所が9カ所、短期入所の事業所が4カ所あり、多くの方々にご利用されています。

また、平成18年には、通所を中心として、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサー

ビスを組み合わせ、居宅における生活の継続を支援する小規模多機能型居宅介護が地域密着型サービスとして新設されましたが、町内においては、現在、2カ所開設されております。

平成24年の法改正では、重度の要介護者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスと小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせた複合型サービスの2種類が創設されました。

十勝管内では、現在、複合型サービスを提供する事業所はありませんが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、帯広市内で1事業所がサービスを提供しており、本町でもお一人の方が利用されている状況にあります。

今後、高齢化の進展に伴い要介護認定者の増加が見込まれる中、重度の要介護者や医療ケアの必要な高齢者であっても住みなれた地域で暮らし続けていくことができるサービスの提供が、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担うことになると考えておりますことから、これらのサービスの整備・普及を推進していくために、事業者が新規に開設、運営するに当たり、必要な情報の提供等に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「施設サービスと高齢者の住まいについて」であります。

初めに、特養入所者の要介護度別の状況の把握についてであります。

本年3月末現在における広域型の特別養護老人ホームの入所者数は92人で、そのうち町内の施設に67人、町外の施設に25人入所されております。

また、町内の地域密着型特別養護老人ホームの入所者数は87人で、広域型の入所者数と合わせますと全体では179人となり、介護度別の内訳は要介護1の方が10人、要介護2の方が25人、要介護3の方が26人、要介護4の方が54人、要介護5の方が64人となっております。

次に、待機者の実数は的確に把握されているかについてであります。

特別養護老人ホームの待機者数につきましては、十勝管内の全ての特別養護老人ホームに対しましては3年ごとに、町内の施設に対しましては、半年ごとに入所申込者の名簿を提出していただき、介護度別に待機状況の実数把握に努めているところであります。

本町における本年3月末現在における特別養護老人ホームの全待機者数は169人となっており、その内訳は要介護1の方が29人、要介護2の方が48人、要介護3の方が25人、要介護4の方が40人、要介護5の方が26人、要支援の方が1人となっております。

次に、特定施設有料老人ホーム等のサービスの活用状況、適切なサービス提供についての検証についてであります。

特定施設入所者生活介護につきましては、現在、町外にあります有料老人ホームなど、12の施設に33の方が入所され、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援が行われております。提供される介護サービスにつきましては、利用者の健康、生活上の問題点や課題、サービスの目標と達成時期などに関して、利用者ごとに作成されるケアプランに基づいて適切に行われることとされております。

本町といたしましては、今後とも介護給付の適正化を図ることも踏まえた上で、これらのサービスの活用状況やサービス提供に関して、ケアプランの点検などにより検証に努めてまいりたいと考えております。

次に、低所得の高齢者の住まい支援についてであります。

本町における高齢者専用の住まいの現状は、町営の生活支援ハウスに6人、道営のシルバーハウジングに19人、サービス付き高齢者住宅2施設に18人、シニアマンションに47の方が入居されております。

また、本年10月には入居定員100人の有料老人ホームが札内地域に開設され、高齢者専用の住宅の提供が進められているところであります。

ご質問の4点目、「認知症高齢者対策について」であります。

本町では、介護保険制度が施行された翌年の平成13年10月から認知症により徘徊行動のおそれのある方に、GPSを用いて高齢者の位置を知らせることができる探知機を貸与する徘徊高齢者家族支援

事業を実施し、家族の支援に取り組んでまいりましたが、現在は8の方が利用されております。

初めに、認知症初期集中支援チームの設置、運営についてであります。

認知症初期集中支援チームにつきましては、複数の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人と、その家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、生活のサポートを行うというもので、地域医療・介護総合確保推進法では、認知症施策として、地域支援事業の包括的支援に位置づけし、平成30年4月から取り組むこととされているところであります。

本町といたしましては、モデル事業を参考にしながら認知症の相談・応需機能の充実のために集中支援チームをどのように位置づけするのか、また認知症の早期診断、早期対応に向けて何が課題なのかなどの検討を行いながら、認知症初期集中支援チームの実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、認知症地域支援推進員の配置についてであります。

認知症地域支援推進員につきましては、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所、地域の支援機関などをつなぐ連携支援の業務のほか、認知症の人やその家族を支援する相談業務などを担うもので、平成30年4月から取り組むこととされておりますことから、今後、認知症初期集中支援チームと一体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、認知症サポーターやキャラバンメイトの養成の取り組みについてであります。

認知症サポーターは、認知症についての正しい知識を習得し、自分のできる範囲において、認知症の人や家族の応援者として活動していただいております。

また、キャラバンメイトは、認知症サポーターを養成する講師役となって認知症サポーターの育成に取り組んでいただいております。

町内には、現在、22人がキャラバンメイトに登録されておりますが、平成19年度以降、これまで28回にわたり認知症サポーター養成講座にご協力いただいております、1,192人の認知症サポーターの養成につながったところであります。

今後、認知症施策を推進する上では、認知症サポーターの果たす役割はますます重要となりますことから、引き続き、認知症サポーターとキャラバンメイトの養成に努めてまいりたいと考えております。

次に、徘徊高齢者SOSネットワークなどの住民のネットワークづくりの取り組みについてであります。

本町では、平成25年9月から高齢者が安心して住みなれた地域で暮らせるよう、地域における事業所などが、日常業務や活動の中で高齢者等の異変にいち早く気づいていただき、地域包括支援センターにおいて必要な支援につなげる「高齢者見守りネットワーク事業」に取り組んでおります。

現在では、町内128の事業所、団体などが協力事業所として登録をいただき、地域において高齢者の見守りに取り組んでいただいているところであります。

十勝管内では、高齢化の進展により認知症高齢者が徘徊し、行方不明になるケースが全国的に発生している状況において、5警察署と19市町村で構成する「十勝徘徊・見守りネットワークシステム」の運用が開始されております。

本町におきましては、この十勝全体のネットワークを補完するべく、町独自のSOSネットワークを構築し、本年10月から運用開始ができるよう、現在、準備を進めているところであります。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

1点目の日常生活圏域のニーズ調査ですが、認知症高齢者が2025年の推計が1,132名、また高齢者世帯数、独居世帯数の推計をお聞きいただきましたが、高齢者がこのような推移で増加するということは、本町においても重要な課題であると認識するところであります。

そこで、今後、できるだけ住みなれた自宅で生活していくために要支援や自立の高齢者が、地域での生活を継続できるよう住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供されることが必要と考えます。

まず、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、さまざまな生活支援が必要となると思います。

厚労省の調査結果ですが、高齢者世帯では、買い物に不便を感じている世帯が約5割となっており、ひとり暮らしの高齢者世帯が、生活行動の中で困っていることは、家の中の修理、電球交換、部屋の模様替え、掃除、買い物、食事の準備、そして調理、後始末、ごみ出しなど、多様なものが挙がっているそうです。このような現状を本町としてもどのように把握し、今後どのような対策を講じていくのかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるような買い物弱者と言われるような方、あるいは家庭的に家の修繕ですとか身の回りの世話や、いろんなことが高齢者ですから出てくるのだろうと思いますけれども、買い物なんかについては、今、もう本町の場合も、生協との提携ですとか、いろんな手法を講じておりますけれども、あるいはこれからは、まだまだ新たな手法も考えていかなければならないだろうというふうに思っております。ただ、家の家族の方々のお力をかりる、あるいは近隣住民の力をかりる、いろんな方々の支援や協力をいただく中で、町としても対応を考えていかなければならないだろうというふうに思いますけれども、おっしゃられるように何とか地元で、住みなれたところで住んでいただくためのいろいろな施策は、これからも講じていかなければならないというふうに思っているところであります。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 町長の前向きな答弁をいただきましたので、できるだけ高齢者のニーズに沿えるような生活支援を、ぜひしていただきたいと思います。

では、2点目の介護サービスについてですが、適切な介護サービスを受けるには、やはりケアマネージャーがかなめとなると思います。本町では、主任ケアマネージャーが3名、ケアマネージャーが12名配置しているということですが、ケアマネージャー1人当たり何件を担当されているのかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 介護支援係長。

○介護支援係長（宮北友理枝） 本町であります地域包括支援センターにおきまして、介護予防支援事業所としまして、ケアマネージャーを配置しております。主任ケアマネージャー並びに介護支援の専門員というケアマネージャーで、要支援1、2の方についてのケアプラン作成を行っております。

町で行っておりますケアプランの作成は、1人当たり40名ほどを行っているところではありますが、それは給付管理といいまして、毎月のサービスを提供する調整をとっている計画を作成するプランのことで、それプラス、日々の状況確認というふうになりますと、1人当たり50件近くの担当を持って、ケースを支えている状況であります。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） ケアマネージャー、いろいろな面でケアをされているのだと思いますが、1人当たり40件から大体50件ぐらいということで、この件数ですと、きめ細やかなマネジメントがされているのかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 介護支援係長。

○介護支援係長（宮北友理枝） 当町では、要支援1、2の方の認定数が先ほど述べたとおりの人数でありまして、全員が介護予防のプランを立てているというわけではないので、全員に対してのプランというわけではないのですが、実際に、今、行っているケアマネージャーでは、人数が足りていないのが現状で、帯広等の委託をしています。委託先としましては、18事業所を委託しておりまして、25

年度の実績としましては、延べ1,423件の委託数をプラン作成委託という形で行っている状況で、支援としてケアプランを作成したいという方には対応させていただいている状況だと思っております。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 大変厳しい状況ではないかなと思いますけれども、そうすると一人一人のケアマネージャーの質の向上ということも考えられるかと思うのですが、ケアマネージャーの質の向上については、行政として、どのような支援をされているのかも伺いたします。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 今般成立いたしました法律改正の中で、介護保険法が一部改正されております。その中で、介護支援専門員の研修制度の見直しがされております。

また、主任ケアマネージャーの更新制度についても、改めて制度として変わったところであります。これから、地域包括ケアシステムを実現するためには、介護支援専門員の力が大変重要になってきておりますので、今般の法改正に合わせまして、町といたしましても、適正に資質の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 本当に厳しい状況だとは思っておりますけれども、これから制度も変わってまいりますので、ぜひケアマネージャーの質の向上ということで、行政の力を何とか出していきたいと思っております。

3点目の施設サービス、住まいについて伺いたします。

施設側との連携を図り、待機者が少しでも少なくなるように行政として、どのようなことをされているのかをお伺いたします。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 町といたしましては、3年ごとに全十勝の介護老人、特別養護老人の待機者数の把握と、半年ごとに町内の施設の待機者数の調査をしております。このことの中で、やっぱり非常に待機者数が多いと。その中で、本町の中で相談としまして、介護老人福祉施設に入居したい、そういった方がありましたら、まず町内施設について紹介させていただきまして、実際の入所申し込みについては、ご家族のほうからさせていただいておりますが、まずもって町内の施設、どういった状況があるのかというのは、まず本町のほうから説明させていただいているところであります。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 半年ごとに、これ調査をされているということですが、例えば半年に、ちょうど調査をしたばかりの後にベッドがあきまして、またその後、半年間調査がされないわけですが、では半年間の間は、ベッドがあいたままになって、待機者が入ることができないということでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 実際、どの施設も待機者を多く抱えておまして、例えば入院等で余儀なく退所された場合についても、ここ施設側で入所判定会議をもちまして、順次、優先度の高い方から入所されているというところであります。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 失礼いたしました。私の理解のほうがちよっと悪かったようで、申しわけありません。

では、待機者が多いということから、各施設で介護士が不足しているために受け入れられないという状況はないのかお聞きいたします。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 私どもの中では、そういったお話は、まだ聞いておりませんが、やはり介護士というのは、かなり雇用の場面では、非常に厳しいという声は聞いておりますので、町といたしましても介護福祉士の処遇改善に向けては、町村会や道・国のほうに声を上げていきたいと考えております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 私がお聞きしたところでは、今、本当に新聞なんかを見ましても、介護士の不足ということで募集をかけているけれども、なかなか見つからないというような話も聞きまして、待機者を受け入れたいのだけれども、介護者を見ることがちょっと厳しいということで、大変そういうような状況なんかも逼迫しているということもお聞きしていますので、ぜひ、そういうところは深い調査をしていただきながら、少しでも待機者を少なくする努力をしていただきたいと思います。

そして、低所得高齢者住まいの支援についてなのですけれども、町といたしましても、低所得の方、高齢者が入れる住宅も多々ありますけれども、低所得者や資産が乏しいことで、地域の住居を継続することを困難となっている高齢者を対象に住居の場を確保するための支援、日常生活上の支援を行うことによってできるだけ安定的、経済的な地域生活を営むことができるということで、既存の空き家等を利用した低廉な家賃の住まいの確保の支援も考えることができないのかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 今お話がありました低所得、低資産で住宅が確保できない方ということで、まさに本年度からモデル事業として取り組んでいる自治体がありまして、これ、自治体と家主、また住宅業者がプラットフォームを構築しまして、空き家の情報をそういった方に提供する、また入居のお世話をする。さらに、入られた方の日常生活の支援を行うといった事業が、まさにモデルとして始まっておりますので、本町といたしましても、そういった先進の事例を研究いたしまして、今後うちがどういうふうに取り組むかということを検討してまいりたいと考えております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） ぜひ空き家対策ということもありますので、そういうところを研究をしていただきたいと思います。

また、家賃補助などもちょっと検討範囲の中に入れていただきたいと思います。

4点目の認知症高齢者対策についてお伺いいたします。

先日、横浜市で認知症を患う81歳の東京都の男性が、JRの線路を歩いていて電車に引かれたというニュースが報道されております。本町としても、決して他人事ではないと感じたところであります。

そこで、認知症初期集中支援チームが設置されていると、家族が認知症の疑いに気づき、相談し、初期段階で専門医に相談をし、受診することができることと思います。

この対策は、政府が26年から地域支援事業で取り組むとされております。先ほどご答弁もいただきましたが、30年4月から取り組まれるということですが、認知症が、これだけ増加する中で、できるだけ早い段階から進めていただきたいと思いますところでもあります。

認知症は、軽度のうちに早期発見することが極めて大事であり、個人情報保護を前提に高齢者の健康診断に、ぜひ認知症検査を加えていただき、認知症の前駆段階が判断できる、軽度認知障害スクリーニングテストなど有効なものを取り入れる考えはないかお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（合田利信） まさに、これから認知症高齢者がふえるという状況にあって、本町では、ことしから脳を鍛える塾という第1次予防教室というのを開催しております。その中では、認知症の状況がどういったことかという説明もあわせて、簡単な、簡易な診断テストを行っております。その中で、今後、認知症にならないためにどういったことができるかということを高齢者のほうに研修といいますか、そういった事業を開いて、1次予防に努めているところであります。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番(岡本眞利子) 軽度認知症障害スクリーニングテストというのは、認知症と、その予備軍を簡単に検査ができる、いわゆる電話による10分程度の質問を行うだけで判断ができる検査だということですので、ぜひ、そういう手法も取り入れていただきたいなと思います。

続きまして、認知症のサポーターやキャラバンメイトの養成についてなのですが、地道な努力をされて、現在では1,192名の認知症サポーターの養成がされたということですが、本年度の取り組みの計画、予定がされておりましたら、お知らせいただきたいと思います。

○議長(古川 稔) 保健課長。

○保健課長(合田利信) 今年度は、これからということなのですが、幕別地域、札内地域、忠類地域、この3カ所によりまして、町主催の養成講座を開催したいと思っております。

これまで、養成講座の中で認知症サポーターになっていただいた方、やはり60代以上の方が、非常に多いということでありますので、これからの中では、やはり若年層の方を重点的に対象にいたしまして、開催時間等、開催日時もあるのですが、そういったことを考えながら開催したいと考えているところであります。

以上です。

○議長(古川 稔) 岡本議員。

○6番(岡本眞利子) サポーター養成講座も2013年11月に本町では行われておりますので、ぜひ今、課長が言われたように若年層にということで、若い人たちに、ぜひ講習をしていただきたいと思えます。これも1年に一度は、やはり行っていてもいいのではないかと思います。一度聞いても、やはり1年たってしまうと忘れてしまうということもあるので、何度も何度も、やっぱりこういう講習を受けながら、理解をしていただくということを進めていただきたいと思えます。

そして、最後になりますが、徘徊SOSネットワークについてお伺いいたします。

本町といたしましても、高齢者見守りネットワーク事業協力機関といたしまして、広報の2013年10月に見守り機関を募集いたしまして、現在では128の事業所にご協力をいただいているということですが、これは地域で高齢者を見守るという事業と私は認識したのですが、住民自体に理解をされているのか、またご協力いただいている店舗や企業の中でも、どこまでが周知されているのか、行政として把握しているかお伺いいたします。

○議長(古川 稔) 保健課長。

○保健課長(合田利信) 確かに現在、登録いただいておりますのは、事業所、団体ということで、その中に当然ながら従業員、働いている方がいらっしゃると、そういった面から考えますと、広くとは、ちょっと申し上げにくいのですが、住民の方にも一定の周知が図られていると。

ただ、これからもっと団体、事業所ばかりではなく、個人の方、個々の方にも協力という形で募っていきたいと考えております。

○議長(古川 稔) 岡本議員。

○6番(岡本眞利子) せっかく始めた事業ですから、やはり住民に理解をしていただかなければ何もない事業ではないかなと思います。もちろん私たち議員も全員が、これ知っていたかというとなかなか厳しい面がありまして、これ、広報では募集いたしましたが、このマークが、見守りネットワークのマークだということが周知されていないと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長(古川 稔) 保健課長。

○保健課長(合田利信) 昨年から始まったということで、今年度の取り組みなのですが、車用のステッカーを作成いたしまして、協力いただいている事業所様の車等に張って、広くこの見守りネットのマークが幕別町に浸透していくように考えておりますので、これからも広く住民の方に伝わるように努めてまいりたいと考えております。

○議長(古川 稔) 岡本議員。

○6番(岡本眞利子) ぜひ、お願いをしたいところであります。

そして、もう一つつけ加えて申し上げたいのは、このマークなのですけれども、とても見えづらいという声を聞かせていただきました。といいますのも、子ども SOS のマークも黄色いマークで玄関に張られているのですけれども、どっちがどっちなのか、何が何なのかという張っていただいている事業所自体もわかっていない状況なので、事業所自体にもきちっと理解を得られるように説明をしていただき、今後、普及啓発活動をもっと積極的にしていただきたいと思います。

また最後に、町独自の SOS ネットワークを構築し、本年 10 月よりということでお答えいただきましたが、ぜひ住民で高齢者を守っていかねばいけませんので、私たち一人一人がわかるような町独自の事業をしていただきたいと思います。

認知症に対しまして、とても増加している中で、住民、私たちがしっかりと高齢者を見守っていく体制づくりをすることが、行政の力量であると考えおります。

政府の 2014 年度の予算には、認知症患者、また家族を支える施策、生活支援サービスの基盤整備など、包括システムの構築を後押しする予算が盛り込まれております。こうした予算を活用し、医療、介護、予防、住まい、生活支援など、切れ目なく提供できる体制として、地域に合ったシステムを構築し、地域住民や関係団体との取り組みをしていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、岡本真理子議員の質問を終わります。

この際、14 時まで休憩いたします。

13 : 47 休憩

13 : 47 成田議員退場

14 : 00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

14 : 01 千葉議員退場

○16 番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

子どもが健やかに成長できる対策を。

安倍内閣は、「成長戦略」と称して、一層の労働法制の規制緩和を進めようとしています。

規制緩和による雇用破壊が、女性の貧困に拍車をかけています。もともとパート労働者の圧倒的多数は女性ですが、今 200 万人を超える非正規労働者の約 7 割が女性です。

特に、母子家庭の場合は深刻です。2011 年度全国母子世帯等調査によると、母子世帯は 123 万 8,000 世帯、平均年間就労収入は 181 万円と低く、父子家庭の約半分ほどであり、生活のために複数の仕事を余儀なくされ、母親の健康問題や子育てにも影響を及ぼす状況も起きています。

雇用破壊の問題は、母子家庭に限らず、不況が続く中で半数以上を占めるようになった共働き世帯の妻、あるいは夫婦ともに非正規のケースも多くなり、貧困世帯が増加しています。特に、女性は、妊娠・出産を機に仕事と子育ての両立が難しく、約 6 割が仕事をやめています。もう一度働こうと思っても、非正規雇用になってしまい、正規雇用は困難なのが現状です。

子どもには、収入がなく、親世帯の貧困は、当然、子どもの貧困につながり、教育・文化などに格差が生じ、あらゆる分野で深刻な影響を与え、貧困の連鎖も生まれています。

以下、次の点について伺います。

1、ひとり親世帯の援助を。

①親への医療費の拡充を。

②ひとり親世帯への就労支援・DVなど、相談窓口の開設を。

③年少扶養廃止により、税が引き下げられております。国にもとに戻すことを求めていくこと。

2、保育所の充実を。

①保育時間は朝7時から預けられるように延長保育を。

②乳児保育は生後6カ月から対象になっておりますが、産休が短い職場では働き続けられず産休明けからの保育を行うこと。

3、学童保育所は、現在、6カ所で実施されておりますが、特に定員を超えている施設の対策強化を。

①施設の拡充を。

②指導員の増員を。

③6年生までの受け入れ対策は。

以上です。

14：02 千葉議員入場

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「子どもが健やかに成長できる対策を」についてであります。

質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供や保育の量の拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、来年4月から子ども・子育て支援制度が施行されます。

現在、本町では、次代を担う子どもたちが、家族の豊かな愛情のもとで健やかに育ち、子を持つ親や次代の親となる人たちが、子育てに関するさまざまな不安や負担を軽減できる環境づくりや、子育て・親育てに地域の住民が積極的に協力し支え合う地域社会を築くことを目的として定めた「幕別町次世代育成支援行動計画（後期計画）」により各種事業に取り組んでいるところであります。

新制度移行後におきましても、これまでと同様に「子どもを生み育てようとする家庭を支援し、子どもたちが、健やかに成長できる社会」を目指し、子ども・子育て支援を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の1点目、「ひとり親世帯への援助について」であります。

初めに、「親への医療費の拡充について」であります。

本町におけるひとり親家庭に対する医療費の助成につきましては、現在「重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例」に基づき、北海道医療給付事業と連携し実施いたしているところであります。

事業内容といたしましては、18歳未満の児童等がいるひとり親家庭の医療費に対し助成いたしておりますが、親につきましては、北海道医療給付事業と同様、入院と指定訪問看護に要する医療費に限ることとしているところであります。

平成25年度の実績では、親につきましては、373人を対象に151万2,000円の助成、児童等につきましては、572人を対象に1,150万5,000円の助成で、事業全体としては945人、1,301万7,000円の助成となっております。

なお、本制度適用後の児童等の医療費に係る一部自己負担については、子ども医療費助成事業も適用となるので、小学校を卒業するまでの児童等に係る医療費は実質無料化となります。

一方、親に対する医療費助成の拡充につきましては、特に地方においていまだ経済の好転が実感できない状況のもと、医療費の負担は家計に影響があるものと推察いたしておりますが、年々増え続ける医療費に対して、その一部を負担していただくことも、医療制度を維持し安心して医療を受けられるためには必要なことだと考えております。

したがいまして、ひとり親家庭の親への医療費助成の拡充につきましては、現状の制度を継続する

こととし、国や北海道などの動向に注視してまいりたいと考えております。

次に、「ひとり親世帯への相談窓口の開設について」であります。

ひとり親世帯の就労支援やDVに関する相談につきましては、現在、福祉課が相談窓口となり対応いたしております。

就労支援につきましては、ひとり親に限定したものではありませんが、生活全般の相談として対応しており、その状況に応じてハローワークや社会福祉協議会などの関係機関に照会するとともに、各種福祉制度の紹介や申請等についての支援を行っているところであります。

また、DV相談につきましては、被害者が直接来所されるケースは年間数件程度であります。相談の際は、相談者の状況に応じて保健師も同席することとし、緊急性の高い場合は、担当職員が十勝総合振興局や帯広警察署等へ直接出向き対応いたしております。

なお、十勝総合振興局や帯広警察署に直接相談、避難等があった場合には、随時報告をいただき、連携に努めるとともに適切な対応に取り組んでおり、今後におきましても、福祉課が窓口となり関係する課や関係機関との連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

また、DVの相談窓口の周知につきましては、現在、町のホームページに町や関係機関の相談窓口について掲載いたしておりますが、今後は、広報紙に掲載するなど、周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、「年少扶養廃止をもとに戻すことを国に求めていくことについて」であります。

年少扶養控除とは、納税者に16歳未満の扶養親族がいる場合に適用される所得控除であります。本控除につきましては、子ども手当の創設に伴い、平成22年度の税制改正により廃止されたところであります。

その後、平成24年3月の児童手当法の一部を改正する法律において、子育て支援に係る財政上または税制上の措置等について検討すべき規定が設けられておりますことから、町といたしましては、今後、国の動向に注視してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「保育所の充実について」であります。

初めに、「保育時間を朝7時から預けられるようにすることについて」であります。

本町における町立認可保育所の保育時間につきましては、幕別町立保育所条例において午前7時30分から午後6時30分までの11時間を保育時間としておりますが、新制度におきましても国では11時間を保育標準時間と位置づけております。

したがいまして、保育時間につきましては、現行のとおり継続してまいりたいと考えております。

次に、「産休明けから保育を行うことについて」であります。

労働基準法においては、使用者は、雇用者の産前6週間と産後8週間は、就業させてはならないと規定されております。

現在、町の認可保育所では、乳児の成長発達や両親との関係づくりの大切さを考慮するとともに、保育所において安全に保育が行われることに配慮してゼロ歳児の入所を生後6か月からとしているところであります。

また、最近特に女性の社会進出が進展していく中で、育児休業制度も確実に活用されるようになってきておりますことから、一定程度しっかりと成長するまでの期間は、家庭内で育てていただき、本町では6か月以上になってからお預かりするというを今後も基本にしてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「定員を超えている学童保育所の対策強化について」であります。

初めに、「施設の拡充について」であります。

本町におきましては、現在、6カ所の学童保育所を設置し、運営いたしております。

本年7月末日現在で、「はぐるま学童保育所」は、定員50人に対して31人、「あすなる学童保育所」は、定員40人に対し36人、「つくし学童保育所」は、第2も含めまして定員90人に対し139人、「やまびこ学童保育所」は、定員40人に対し38人、「忠類学童保育所」は、定員25人に対して17人の在

籍状態であります。

平成 27 年度からスタートする子ども・子育て支援新制度におきましては、国は、学童保育の対象児童を、現行の「おおむね 10 歳未満である小学校 3 年生」から「小学校に就学している児童である小学校 6 年生」までに拡大するとしております。

本町の現状を踏まえた上で、新制度に的確に対応していくためには、施設と指導者の確保を図らなければならないと認識いたしているところであり、現在、検討を進めているところであります。

次に、「指導員の増員について」であります。

新制度では、支援単位がおおむね 40 人以下とされておりますので、本町といたしましては、基本的に国の基準に沿った指導員の配置を目指すこととしております。

次に、「6 年生までの受け入れ対策について」であります。

新制度では、放課後児童健全育成事業の対象が小学 6 年生まで拡大されることとなりますので、本町といたしましては、基本的に 6 年生までを対象にする方向で取り組む考えであります。取り組み年度、あるいはその方法などにつきましては、現在、検討中であります。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） まず、1 点目のひとり親への援助ということで、親への医療費の拡充という項目で再質問したいと思います。

前段でも申しましたが、今、働く人たちの雇用状況が本当に変わってしまっていて、労働者の平均賃金は、1997 年のピーク時から、今、年間約 70 万円減っています。そういう中で、労働者の 3 人に 1 人、そして若者や女性では、2 人に 1 人が非正規雇用で働いておりますけれども、そのほとんどが年収 200 万円以下のワーキングプアという統計が出ています。

そして、特に母子家庭の場合は、働いており、就労率、もう今は 85% と高いにもかかわらず、貧困率が高いということは、それだけ収入が減ってきているという、そういう状況が統計の中でも明らかになっています。そして、このことは子どもの貧困にもつながりますので、そういうところでは、親の世代が貧困だと、どうしても子どももそういう経済状況の中で暮らしていかなければならないということで、2012 年度の厚生労働省の調査でも、子どもの貧困率が 16.3% で、大人の貧困率も高くなっている、そういう状況の中で子どもも暮らしております。そういう中で、母子家庭では、一つの仕事では教育費ですとか、それから生活費が本当に大変で、仕事を二つ持って働かなければならない、そういう状況もこの幕別でも聞いております。

親が健康でなければ、やはり家庭崩壊にもつながってまいりますので、そういう中では、町として働く母親に、それから男性ももちろんなのですが、父親もそうですけれども、そういうところで医療費の助成をしてほしい、そういう声が大きくなっております。というのも、帯広市とか音更町では、入院・通院も小学校就学前まで住民税非課税なのですから、無料になっているんですね。それで、そういう状況で、帯広とか音更に転居するという声も聞いております。そういう中では、こういう手だてを行うことによって、生活の本当に大変なところへの援助、それから幕別町への定住にもつながるのではないかと思いますので、医療費の件について再度質問いたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ひとり親の親に対する今の医療費の助成のことですけれども、定住対策に結びつく、あるいは帯広、音更の例がありました。逆に言うと、子どもの部分は、幕別町は小学生までは無料ですけれども、音更町や帯広はなっていないという状況もあります。

それで、私どもは、当然のことながら北海道の基準に基づいて、いろいろ助成をしているわけですから、これだけ社会的にもワーキングプアの問題ですとか、いわゆる子どもにまで貧困が影響しているだとか、いろいろなことを言われている中で、これからは、恐らく国の施策でも道の施策でも、私どもは、向上されていくのだろうというようなこともあったものですから、今この状態をしばし注視しながら状況を見させていただきたいということでありまして、このままアベノミクスで地方にまで

いろんな影響を、景気の浮揚が波及していくというようなことを言っているわけですから、結果はもちろん我々はわかりませんし、想像はつかない部分もありますけれども、そういった中で労働者の賃金もよりよい方向に進むことを我々も期待をしたいし、そうなることを我々の力でやれるものについては、またやっていかなければならないということも思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 確かに、働く人の賃金が上がっていくということが一番だと思いますけれども、今、町長がいみじくもアベノミクスとおっしゃいましたけれども、大企業が収入がいっぱい上がれば、その枠の中からこぼれたものが地方に流れてくるのではないかということだったのですけれども、国民総生産もだんだん下降方向になっていきますから、それが逆の方向に行っているというのは、もう目に見えていると思うのです。そういう中では、地方で地域で自治体でできることは生活支援、そして本当に生活が大変なところに手だてをとるということは、それは自治体の役割でも思います。もちろん小学校の医療費の無料、これは本当に評価されて喜ばれております。それはそれとして、私たちも大いに評価しているのです。それと同時に、やはり先ほど前段に申し上げましたように、特に母子家庭の子育てが大変で、これは個人の都合で、そうせざるを得ないという部分もあるのでしょうか、そうせざるを得ないという状況が、今、母子家庭も父子家庭もふえておりますので、そういう社会の状況を見据えた上での対策が必要だと思うのです。

幕別町は、これは道の施策です。そして、帯広市と音更町は、それに加えて自治体の手だてもとっている、ここが違うところなのですね。それで、本当に生活の大変な人のところに手だてをとるということは、やはり町の姿勢としては必要ではないかというふうに思うのです。今、しばし状況を見ていきたいということでしたけれども、それもやはりこれだけ母子家庭、それからひとり親家庭が大変な状況になっているときには、早急な手だてが必要ではないかと思いますが、その点について、もう一度お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今言うひとり親の家庭、親に対する助成をすることによって、いろんな面で生活水準の向上ですとか、あるいは福祉の向上ですとか、あるいは働くことのいわゆる貧困対策ですとか、いろんなことにつながっていくという、そのことは事実だと思いますし、町としてできるものはやっていくというのは、先ほど申し上げたとおりですけれども、施策としては、特に医療費ですとか、福祉、介護の施策というのは、いろいろな施策がありますから、このことだけを捉えて、これは来年からやりますよというようなことは今の段階では、もちろん言えませんが、そういったいろんな施策の中で、我々は対応していく必要があるのだろうというふうに思っておりますので、できれば、国なり道なりが一番先に改善していただければ、一番ありがたいことだというふうにも思っておりますけれども、そうした動向や、今、言われたような管内の状況もありますから、それらも踏まえながら、十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 検討課題ということですが、家庭の状況ですとか、そういうようなところも十分に把握していただきまして、早期の対応を求めていきたいと思っております。

次に、就労支援・DV など、相談窓口の開設ということですが、今、就労は全般的な対応、DV は福祉課という答弁がありました。あと、教育関係は教育委員会ですとか、税関係は税務課とか、そういうところに対応されると思うのですが、町民、特にそういうふうに住生活している方には、なかなか相談をするのに、こういうところに行くのに、ちょっと足が遠のいてしまう、そういう状況も聞いております。私は、個別に対応することも大事だと思うのですが、いろんな悩みのあるひとり親家庭の方々が、何でも相談できる総合的な総合窓口というのでしょうか、そういうのが必要ではないかと思うのです。今、税の弁護士さんの無料相談もあるのですが、そこに至るまでのいろいろな悩みごとを相談する、そういう窓口が必要だと思います。それで、ひとり親であって、お隣とか、そういうところで相談できるところがあれば気持ちも軽減されると思うのですが、

今のそういう社会の状況では、なかなか相談するところが数限られているということで、まず町にそういう相談に行くということは、自分の情報も守られるという安心感もあると思うのです。それで、こういう個別の対応も必要ですけれども、総合的な窓口が必要だと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 役場へ相談に来られて、1カ所で全部相談事が解決できればもちろんいいでしょうけれども、そういう意味からすると、役場の中にも職員の中にもそうした総合的に答えを出せる、相談に乗って回答を出せるというのは、なかなか難しいのだろうというふうに思います。どうしても、相談の内容によっては、こちらの係、こちらの係から来て、最終的にみんなで相談しながらどうかと、あるいは、その場で解決できないものは、振興局なり警察なり、あるいは場合によっては児童相談所とか、いろいろなところへつないでいくという役割もあるのだろうと思いますから、なかなかそこにDVの相談窓口は、ここですよということ、逆に町民の方が来たときに、それだけで済まない、いろいろな相談事というのは、きっと重なってくる場合が多いのではないかとこのように私どもは思っているものですから、ましてや、それだけの窓口で1人だけ置いておくわけには、もちろんいきませんから、全体的で関係の人間が集まっているいろいろな相談をさせていただき、相談に応じて、そして解決に向かって内部で協議していくという手法が今までにもとってきた手法ですし、これからもそういうことが私としてはいいことなのかなというふうに思いますし、もちろんより専門的な職員を養成していくということが、これは大事なことなのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 答弁いただいたのですが、私、個人的な考えなのですが、管理職の方々は、いろいろな部署を回って管理職になられていますね。そうしますと、そういう方々が、週に1回ですとか時間を決めて総合的な相談を受け、そして、その相談でしたら税ですよ、教育委員会ですよ、DVですよということで、そういうふうにして専門的なところに紹介するとか、そういう手だても私は必要ではないかと思うのです。そのことによりまして、管理職の方が、より町民と接する機会もふえるということもあると思うのです。だから、そういう相談窓口の開設も必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご提言いただきました管理職の窓口対応については、管理職の皆さん、いっぱいいますので、これから十分相談させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） そういう点では、町民との接する機会ということで、より町と町民と町側との接点、より親密になるのかなという思いもありますので、提言させていただきました。

それと、今、答弁ありましたDVですとか就労ですとか、そういう窓口が、まだまだ周知が足りないのではないかとこのように思います。というのも、DVとか就労ですとか、そういうもので帯広のほうの窓口で相談に行かれている町民もいると聞いておりますので、何らかの方法で、もっと住民にわかるような宣伝、例えば役場のところに弁護士さんの無料相談というもの張り紙もしてあったのですけれども、大きくわかりやすい表示の仕方ということも必要ではないかと思っておりますので、ご検討をしていただきたいと思います。

次に、年少扶養控除なのですが、これは本当に子ども手当が、児童手当から子ども手当になって、そしてまた児童手当に戻ってということで、昭和47年に児童手当できて、平成22年の民主党の政権から、何かくるくる変わっているのですよね。その中で、年少扶養の控除が廃止されていまして、そういう点では、子ども手当は支給します。けれども、年少扶養の控除、所得税と住民税を控除を廃止します。この廃止するところだけは、変わらないですと来ているのですよね。子ども手当はくるくる変わっている。そういう中では、税の負担が重くなっている世帯もあります。それで、これを見直すということだったのですけれども、平成25年度の税制改正では、その必要な準備が間に合わないとい

して、平成 27 年度以降に実施を先送りする方針ということで、必ず 27 年度からこれをもとに戻すというふうには、国では考えていないのではないかと。この回答の中には、それがはっきりされていないと、私は思っています。ですから、これは町の問題ではないのですけれども、国に向けて控除をもとに戻すということを、しっかりと国のほうに意見を上げていただきたいと思いますと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 捉え方によって、今おっしゃられるように福祉サイドから捉えると、いわゆるそういう問題であるのだと思うし、一方、国のほうは、税制というサイドから行くと、今の税制制度の中で、この問題をどう取り上げていくかということにつながっていくのだろうというふうに思いますので、例えば私どもが、町村会なんかの行動要請活動の中では、余り細かい税制の中身についてどうこうという要請というのは余りないわけにありますから、福祉サイドのほうから、こうしたひとり親家庭等に対する手当が現実的には税の控除がなくなることによって、半減なりマイナスになっている。この辺をどういうふうに捉えていくか、ちょっと私どもも研究をさせていただきたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） これも、町民から出された声なのです。子ども手当は児童手当になって減額になっていますけれども、税制がそのままなので、結果としては増税になっているのですという声が寄せられたものですから、調べてみましたら、所得税は累進課税ですけれども、住民税は 10%、そのままになっているのです。ですから、税負担が本当に重く感じるというのは、そのとおりだなと思いますので、町民の声として、ぜひその点も検討していただいて、国のほうに上げていただきたいと思います。

次、保育所の件について再質問させていただきます。

保育時間は、今 7 時半からなのですが、7 時からというと、本当に朝早いなと思うのですけれども、これもやはり働き続けなければならないという、これは親のほうの労働条件がそうなっているということで、そういう中では、やはり本来であれば、早くからではなくて普通 7 時だったら 7 時、7 時半なら 7 時半、それが子どもにとっても親の家庭の状況にとってもいいのしょうけれども、働く条件がそうなっていないのであれば、保育所というのは、そういう役割を果たすところですから、そういう働く条件に合わせたそういう施設として、そういう対応も必要ではないかというふうに思うのです。ですから、そういうことも検討していかなければならない時期に来ているのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたけれども、国が示すいわゆる基本的な保育時間の 11 時間、これを守っていこうとすれば、こうした時間割になっていくわけがあります。おっしゃるとおり今の保育時間の問題もそうですし、預かる子どもの年齢のこともそうですけれども、それぞれ働くお母さん方の都合がいろいろあるわけですから、おっしゃるとおりにご苦労はされているのだろうというふうに思いますけれども、ただそれに一つ一つ町がどう対応していくかとなってくると、なかなか難しい問題もあるのと、もう一つは、この後の育児休暇もそうですし、あるいは保育時間なんかもう少し弾力的な任用といいますか、雇用の形態がないものかと、いろんなことが働く側から、いろいろ企業側に対する要請みたいなもの、こういったことで、いろんな労働条件のよくなること、そのことも保育所の役割ももちろんありますし、一方では、そういった役割もあるのかなという思いもしております。おっしゃることは十分わかりますけれども、なかなか今の 11 時間を守る中で、町立の保育所が時間を延長するという事は難しいのかなという思いでは、今、実は思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 朝 7 時からといいますと、家を 7 時前に出なければならない。それはもう現実です。今、共働きもふえていますので、そういう中で働こうと思ったら、本当に共働き、ひとり親家庭

もそうなのですけれども、子どもを預けて働く。そして、特に女性が正規からやめてしまうと、その後は非正規で賃金も、それから労働条件もぐっと下がってしまうのです。そういう状況がないのであればいいのでしょうけれども、そういうふうに労働条件がなっているものですから、どうしてもそれに合わさざるを得ないというのが現状だと思うのです。だから、そういうこともぜひ踏まえて、これから対応していかなければならない状況になってきていると私は思います。

それから、生後6カ月からの産休明けからの保育もそうなのですが、産前6週間、産後8週間なのです。そうすると、6カ月間、産休ある職場だったらいいのですけれども、なければ、やはりやめてしまうか二重保育するか、そういう状況になるというふうに思うのです。ですから、働く条件に合わせた保育所にしていかなければならないと思うのです。本来、8週間というふうになれば、母体のことですか、それから子どもの状況なんかを見ると、やはり産休は長いほうが、ある一定程度あったほうが両方にはいいとは思いますが、残念ながら日本の労働条件は、そうになっておりませんので、そういうことを国にしっかり求めながらも対策を講じていかなければ、やはりせっかく働いていても収入が低くなってしまって将来的にも大きな影響が出る。そして、今、女性も働き続けたいという希望が大変多くなっています。ですから、そういう状況に合わせた保育所にしていかなければならないと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 産休が明けて、すぐ預かるとすると、生まれて57日目から保育所で子どもを預かるということになるわけですが、これは今おっしゃられるように働いているお母さんの都合では、そういうことになるのかもしれませんが、これは私たちの立場は、子育て支援、あるいは子どもを生みやすい体制づくりと。

また一方では、子どもたちの健やかな成長でありますから、本当に赤ちゃんは何も言いませんけれども、少しでもやっぱり親と一緒にいたいという中から考えると、本当は、やっぱり少しでもお母さんのところに子どもと一緒にいることがいいのかと、余り言うと年寄りだと言われるかもしれませんが、私どもは、やっぱりそういうような気がします。もちろん、おっしゃられることは、そのとおりだというふうに思いますけれども、なかなかそうかといってお一人お一人に対応できるような保育所の体制づくりも難しい面もあるのかなというふうに思いますし、ただ現実にはそうやって57日目から預かっているような保育所もあるようですし、時間の延長の先ほどのことも現実にはあるようですから、検討していく課題ではあるのかなというふうに思いますけれども、子どもの健やかな成長にあって、保育のほうともそうですけれども、何とか労働条件のほうでいろんな親子ともによりよいような条件ができるのが、何よりも私どもとしても望みたいというふうには思っています。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 今、核家族が進んでいまして、子どもが生まれて、すぐ母親になるのではないのですよね。子どもと一緒に育てて、そして母親という気持ち、父親ももちろんそうです。そういうふうにして、両方で育てられていく時代になっていると思うのです。ですから、家庭で子どもを見ているから、それでいいというわけではなくて、そういう子どもを育てることを伝承していく、伝えていく、そういう手だても必要なのです。今、保育所は、そういう役割も担っていると思うのです。ちょっと前の保育所と内容も変わってきているというふうに私は思って捉えているのです。そういう点では、6カ月前からでも預けて、そして母親として育てられ、そして父親として育てられ、そういう役割をこれからの保育所は担っていくと思うのです。ですから、家にいるから親になっていくとか、そういうことではなくて、地域全体で親として、若いお母さんたちもお父さんたちも育てられていく、そういう視点も、今、これから保育所には求められていくと思うのです。そういう点では、6カ月でなくて、もっと早くからでも預けられて、そういうふうにして育てていく。今すぐできなくても、そういう視点で保育所をどう見ていくかということも必要だと思うのですが、そういう点で、私は働く条件に合わせて、保育所も変えていかなければならない時代に来ていると思うのですが、いかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどから申し上げますように、おっしゃられることがだめだとか、そういう意味で申し上げているのではなくて、現実的にそういうご家庭、あるいは働きに出られるお母さん方の条件が、いろいろ違うわけですね。もっと7時前から預かってほしいなという方もひょっとしたらいるかもしれない。そのかわり帰りは、もう5時でいいから迎えに来るからというお母さんもいるのかもしれませんが、今おっしゃられるようにいろんな形態があるわけですから、それに保育所がどう応えていくかとなると、いろいろ難しい問題もあるのかなというのと、本当は、先ほどの繰り返しますけれども、子どもは、お母さんの手にいつまでもいることがいいのかなと。いつまでもという意味は、変な意味ではなくて、そういったことも含めながら、親子ともによりよい保育所での生活であり、保育所が運営できれば我々もいいなという思いは、これからも努力はしてまいりたいと思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 保育所の形態もこれから考えていっていただけるということですので、ぜひ社会情勢に合わせたような、そういう施設にしていくということが、これから求められていくと思いますので、ぜひご検討をしていただきたいと思います。

次、学童保育所の件についてなのですが、今、学童保育では、つくし保育所が定員が、登録者がふえています。そういうところでは、やはり対策が求められるというふうに思うのです。それで、そういうところでは、今、施設を新しく木造で建てられたのですが、これは大変、学童保育所も木造で建てられて、喜ばれているところなのですが、一番子どもの数がふえているところです。それで、この学童保育所つくしのこれからの入所希望者の推移、どのように試算というのでしょうか、考えているのでしょうか。例えば、これからどのぐらいこの保育所で子どもがふえていくのか、現状のままなのか、減っていく見通しなのか、それによりまして、対応も変えていかなければならないと思うのですが、町側としては、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 今回、新制度に基づく事業計画の中で、ニーズ調査というものを行っておりまして、その中で分析しておりますのは、6年生までを含めまして、入所率が今後172%にここ数年の間、2年、3年の間でですね。

（「二、三年」の声あり）

平成27年、28年ですね。

（「その後は」の声あり）

今の90人の定員に対しまして、172%になる見込みと。人数としましては、90人に対して、平成27年度の入所の児童見込み数が155人となっております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） これは、2年間の推移ということですが、その後の見通しというのは立てられているのでしょうか、その点をもう一度お聞きしたいと。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） ある程度の中期的な見込みということだと思いますけれども、このまま一定程度四、五年は、横ばいの状態で続くものと思っております。その後につきましては、まだちょっと予想がつきませんが、日本全体の推計の中で人口が減少していくということになりますと、少し下がる傾向にあるのかなという気はしますが、ただ学童保育所を希望するという人数がどうなるかというのは、これは人数だけでは捉えられない面がありますので、それにつきまして、まだ詳細な分析はできていないところであります。

今後、つくしは現状におきましても、何とか定員を超えておりますけれども、大きめにつくっているという関係で、まだある程度子どもさんを安全な中でやっていけるということのぎりぎりまで入れて、今は対応しております。

これから6年生まで受け入れるという方向で、町としても取り組まなければなりません、それに

向けましては、いろいろな施設のあり方、それと指導員をどのように確保するか、これいろいろな課題がありますので、これからもう少しじっくり特に考えて、そして対応をしっかりと練っていききたいと、そのようには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 本当に国のほうも6年生ということで、人数がふえる可能性もありますし、そういう点では、施設の見通しも、そこを入所したい児童に合わせていかなければならないという問題もありまして、私もいろいろ考えてみたのですけれども、南コミセンを一時ちょっとお借りするとか、そういうような対応も必要に迫られたときには、そういうことも考えていかなければならないのかなという思いもあります。

また、民家ですと、場所も狭いということもありますし、やはり公共のそういう施設を開放するのが、一番いいのかなという思いもありますので、私もちょっといろいろ考えて、対応を見ていきたいなというふうに思っております。

それで、今どこの学童保育所も同じだと思うのですが、特別支援学級に入所している子どもたちが、学童保育所にも来られていると思うのです。そういう子どもたちが、学童保育所に入所する場合には、学童保育所の指導員と、それから学校との連携は、どのようになっているのでしょうか。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） ケース的にいろんなケースが考えられまして、お子様の状況だとか状況に応じて現在は連携をとりながら加配といいますか、必要に応じては、当然指導員もふやしまして対応しているという状況でございます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） その連携が余りスムーズに行っていないという声もちょっと聞いておりますので、そういう子どもたちが、最初から指導員にきちっと伝わっていれば、指導員の対応もそういうふうに最初から対応できると思うのです。ですから、そういう情報を共有するというのは、非常に大事だと思います。そして、そういう子どもさんが、どのぐらいの割合で入所しているのかということもきちっと把握いたしまして、指導員の手だてということも必要ではないかと思うのです。それは、施設を建てるとか、そういうことではないので、対応はすぐできるのではないかと思いますので、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 町には、発達支援センターもありますので、そちらのほうの職員とかを通して、学校とかまたは学童保育所、そういうところで連携を図りながら取り組むように、これからも努めていきたいと、そのようには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） そういう情報がきちっと伝われば、指導員の配置をすれば、現在そこで指導をしている指導員の仕事の軽減にもつながりますし、それがやはり子どもたちにも波及してくると思うのです。ですから、そういう状況をしっかり踏まえた指導員の配置ということも必要だというふうに思っておりますので、ぜひ手だてをとっていただきたいというふうに思います。

それから、6年生までの受け入れということでは、ニーズ調査ということで把握はされているということですね。今のニーズ調査の中では、6年生までの希望というのは、今どのぐらい人数を把握しているのでしょうか。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） ニーズ調査に基づいた入所希望者数は、つくし第一と第二を合わせまして56人、よろしいですか、そうしましたら1カ所ずつ。

はぐるま学童保育所が5名、あすなる学童保育所が30名、つくしとつくし第二を合わせまして56名、やまびこが4名、トータルで95人となります。

失礼しました。忠類はなかったのです。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） それでは、小学校 6 年生までの受け入れというふうになりますと、今あすなるの 30 人の対策、それからつくしの 50 人の対策、ここが対策が求められると思うのです。今つくしの対応は私、お聞きしたのですけれども、これから施設の問題、町側も検討中だということでしたが、あすなるのほうの白人小のほうは、今、子育て支援センターの中にあるのですけれども、ここは 30 人の対応で、施設は十分大丈夫なのでしょうか。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） あすなる学童保育所につきましては、現在の施設で対応が可能と判断しております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） そうしますと、あとはつくし学童のほうの対応をこれからどうするかということなのです。今、私、先ほど南コミセンとか、そういう具体的な施設の名前を上げましたけれども、町側としては、そういう施設や何かはどのようにお考えになっているのでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 6 年生まで広げるといことでの施設の確保につきましては、まず 1 年生から 6 年生までですから、1 年生と 6 年生、例えば同じようにしてやっていいのかどうか、そういう問題もありますので、一つの施設の中で全部やるのかとか、それとほかの公共施設も利用しながら分けてやるのか、そういうことも含めまして、これは今まさに検討中ということを進めているところであります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 子どもたちの希望に、それからこれは親の就労のほうの支援にもなりますので、ぜひ、子どもたちが安全に放課後が送られる対策を求めまして終わります。

以上です。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、15 時 5 分まで休憩いたします。

14 : 54 休憩

15 : 05 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○11 番（芳滝 仁） 通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

財政関与団体に対する町の対応と今後についてであります。

町が出資等を行い、その団体の行う業務が町政と極めて密接な関係を有している団体、または継続的に財政支出を行っている団体など、いわゆる「財政関与団体」が幕別町にもありますが、その運営内容には、それぞれ課題があると考えられます。

「財政関与団体」には、町に監査権・調査権があり、これらの団体には委託料などについて町民の血税が支出されていることを考えるとき、現状と課題についてどう把握をし、今後どのように対応していくのか、特に下記の団体について町長の考えをお伺いいたします。

①幕別町地域振興公社（ゴルフ場）

②株式会社忠類振興公社（アルコ 236・道の駅）

③NPO 法人まくべつ町民芸術劇場（百年記念ホール）

④青葉保育所

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますが、私からはご質問の1点目、2点目と4点目につきまして、ご答弁させていただきます。

「財政関与団体に対する町の対応について」であります。

町では、これまでも町が直接事業を実施する形態に比べて、機動的・効率的なサービス提供や事業展開が可能であると見込まれる場合におきましては、団体設立に係る出資や運営費への補助のほか、民間への業務委託などに取り組んでまいりました。

株式会社幕別町地域振興公社など、地域振興や地域活性化を目的として地方公共団体が一定割合以上を出資して設立された会社法法人等のいわゆる第3セクターは、1986年、昭和61年施行の民活法（「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」）や翌年施行のリゾート法（「総合保養地域整備法」）を受け、「民間事業者の能力を活用し、内需拡大を通じた経済発展を図る」という国の政策誘導のもと各地で設立が進められてきたところであります。

また、平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を目的として創設された指定管理者制度につきましては、平成19年度に策定いたしました「幕別町指定管理者導入に関する基本方針」に基づき、アルコ236をはじめ、道の駅・忠類、百年記念ホールと札内青葉保育所で導入してまいりました。

公の施設を管理する指定管理者に対しましては、地方自治法に、監査委員の監査権に加えて「地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。」と規定されており、これまでもその適正な履行に努めてまいりました。

ご質問の1点目、「幕別町地域振興公社について」であります。

株式会社幕別町地域振興公社は、札内川の河川敷の有効利用を図り、家族連れで気軽に楽しめるレクリエーション空間として、また住民に潤いと安らぎを与える憩いの場として河川空間の適正な利用を図るため、昭和55年3月に策定した「幕別町河川緑地基本計画」において整備を位置づけた「ファミリーゴルフ場」を営むことを目的として昭和62年7月20日に設立されました。

設立当初は、資本金8,000万円とし、その4分の1の2,000万円を町が出資し、スタートいたしました。平成2年度には練習場の造成と管理棟の建築に着手するため8,000万円の増資が株主総会で決議され、町に対しての2,000万円の追加出資の要請を受け、合計4,000万円を出資する株主として経営にかかわってまいりました。

平成7年度には、株主から会社に対して株式を譲渡したいという意向が示されるようになりました。同社の株式は、定款において「譲渡の際は取締役会の承認を受けなければならない」という譲渡制限はあるものの、場合によっては町外に譲渡され、結果として会社運営に支障を生じさせるおそれも想定されたところであります。

札内川ゴルフ場は、昭和63年に「都市計画緑地」としての都市計画決定を経て、国有財産である河川敷の無償占用許可を受けて運営しているものであり、占用目的である公共性を遵守し、利益追求を主とした経営が適当ではないとされていることや、筆頭株主として第3セクターの運営に公共性を維持する立場にあるとの判断に立ち、取締役会で協議し、町が株を取得してまいりました。

平成7年度以降、継続的に株を取得し、平成25年度末現在の出資額は7,400万円で、出資割合は46.3%に達しておりますが、ゴルフやゴルフ場を取り巻く環境に特段の事情の変更が生じない限り、会社運営の公共性と健全性を維持していくため、今後においても譲渡の意向を示された株主の株式引き受けを継続してまいりたいと考えております。

次に、近年の札内川ゴルフ場の運営内容について申し上げます。

平成20年度から25年度にかけてオープン以来使用してきたカートなどの備品の更新やコース内通路の舗装補修などを進めてきたことに加えて、東日本大震災による自粛ムードの影響から入場者数の

減少を招いたことや、台風による被害の復旧工事などから、平成 23 年度決算で開設以来初めて 626 万円の損失を、翌 24 年度は 282 万円、25 年度は 693 万円と 3 期続いた赤字決算を計上いたしました。

ゴルフがテニスやスキーと並んで「スポーツ御三家」と呼ばれるほどの人気を博していた平成元年当時と比べ、昨今のスポーツ・レジャーの多様化を背景に若者のゴルフ離れが進行している中において、札内川ゴルフ場は、平成 7 年度の年間入場者数 4 万 6,019 人をピークに減少傾向にあります。18 年度以降は、ほぼ 3 万人を維持しております。

繰越利益剰余金は、25 年度末で 4,850 万円を保有し、コースの改修等がほぼ終了した今年度以降の収支は改善される見込みであり、入場者の急激な減少のない限り、今後の運営は健全に推移するものと考えております。

一方で、ゴルフ場施設があることによる町財政への大きな貢献として、利用者が負担するゴルフ場利用税のうちの 7 割相当額が所在市町村に交付されるゴルフ場利用税交付金がありますが、札内川ゴルフ場に係る平成 25 年度の交付額は約 519 万円で、平成元年度から平成 25 年度までの累計額は 2 億 2,166 万円に達しております。

また、平成元年 3 月に河川緑化整備事業の資金に充当することを目的に設置いたしました「幕別町河川緑化整備事業基金」に対して、ゴルフ場の収益から町に寄附いただいておりますが、平成元年度から 22 年度までの寄附金の総額は 7,784 万円となり、両者で約 3 億円の財政効果を生み出しております。

加えて、ゴルフ場の従業員数は本年度も季節雇用 19 人を含め 28 人を数えるほか、肥料や融雪剤等の地元からの資材調達もなされており、地元経済への波及効果は大きなものがあるものと認識いたしております。

今後におきましても、町民の財産である株式の資産価値を減耗させることのないよう、札内川ゴルフ場の健全な経営に向け、筆頭株主としての責任を果たしてまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「株式会社忠類振興公社について」であります。

現在の株式会社忠類振興公社は、昭和 63 年に旧道の駅の施設内でレストランを経営するために地元の有志が発起し、地域住民 64 人の出資により資本金 1,450 万円で同年 6 月に設立した忠類観光物産株式会社が前身であります。

平成 5 年に忠類村が「温泉施設アルコ 236」の建設に取りかかり、委託管理先の検討をしていた際に、当該会社より管理業務の受託の申し出をいただきました。

当時の地方自治法では、公の施設において利用料金の収受を含めた委託管理を受託するには、地方自治体が 50%以上出資している法人または公共団体もしくは公共的団体であることが要件とされておりましたことから、当時の忠類村も 290 株を取得し会社が運営されてまいりました。

平成 18 年に経営の安定化を図るために村が 210 株を取得し、合計で 500 株とし、総株式 790 株の 63.29%の株式を保有し現在に至っております。

平成 6 年度のアルコ 236 の開設当初から 10 年間は、施設の斬新なデザインや立地条件、好景気などに支えられ経営も順調で、雇用の確保をはじめ、燃料や食材などの地元調達率も 4 割前後となるなど、地域経済の振興や観光施設の核として貢献してまいりました。

しかしながら、その後、日本経済の低迷とともに経営は徐々に右肩下がりになったことに加え、浴場や脱衣室、宿泊室、レストランの使い勝手を改善する施設のリニューアルのため、平成 15 年度に 3 カ月間休館したことなどが利用者離れにつながり、平成 16 年度から 20 年度の 5 年間は赤字の状態が続きました。

平成 18 年度からは、指定管理者制度として新たな管理運営業務が開始されましたが、平成 20 年のリーマンショックに続き、23 年の東日本大震災の影響により経済が停滞し観光客も大幅に減少したところであり、その対策として経営改善を目指したコンサルティングについても成果が見られず、21 年度から 2 年間は黒字が続いたものの、23 年度から 3 年間赤字の経営が続いている状況であります。

このようなことから、町としても直接あるいはモニタリングなどを通して指導を行い、業務の抜本的な改善を促していたところ、忠類振興公社では本年度に入り代表取締役をはじめ、役員が変更されるとともに会社運営をあらゆる角度から分析した業務改善計画を策定いたしました。

業務改善計画においては、燃料の調達方法の変更をはじめ、職員待遇の改善、温泉熱効率の見直し、新商品の開発、新たな営業プランの開拓、効率的な在庫管理の徹底など多岐にわたった改善内容が具体的に盛り込まれ、自主的な経営改善の促進が図られる内容であると判断いたしましたところでもあります。

また、本年は、開館 20 周年の年でありますことから、地域の方々との共同により 7 月からこれまでに 3 回のコンサートを開催し、集客を図るとともに、地域住民の方がボランティアの応援隊を結成し、自主的にアルコ 236 や道の駅において環境整備などにご協力いただくなど、地域を挙げて忠類振興公社の運営を応援する機運も見受けられているところであります。

これらの努力が功を奏し始め、7 月末現在の売り上げは前年同月と比較して 8.2%伸びているほか、経費の削減に努めることにより、このまま順調に推移すれば収支バランスが回復する傾向にあるものと判断いたしております。

町といたしましては、アルコ 236 と道の駅忠類は、幕別町の南玄関口としての観光の核であるとともに、地元経済の牽引役を担っている重要な施設であると認識いたしているところであり、今後も経営の内容を注視しながら指導や支援を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「青葉保育所について」であります。

青葉保育所につきましては、「幕別町立保育所民営化計画」に基づき、平成 22 年 4 月から 29 年 3 月までの 7 年間で指定管理者制度により社会福祉法人温真会が運営し、現在 5 年目を迎えているところであります。

保育所の管理運営につきましては、事業所から毎年提出される保育計画書、収支計画書、事業報告書と毎月提出される月次事業報告により保育内容を確認するとともに、町職員による年 2 回のモニタリング調査や実地訪問による保育所の実施状況を直接確認いたしております。

保育所の管理運営状況につきましては、通常保育と特別保育としての「午後 7 時までの延長保育」「障害児保育」「病後児保育」などが適正に行われていると確認いたしております。

また、保育所独自の事業として、「キッズスポーツ」「キッズ・イングリッシュ」「キッズサイエンス」「お泊まり会」「人形劇鑑賞」などにも積極的に取り組んでおり、保護者からも高く評価されているところであります。

今後につきましては、契約の終期となる平成 28 年度まで質の高い保育サービスを安定的に提供いただけるよう、町と事業者が連携を図りながら協力し、皆さんから信頼される保育に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、芳滝議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の 3 点目、「NPO 法人まくべつ町民芸術劇場について」であります。

NPO 法人まくべつ町民芸術劇場につきましては、百年記念ホールの管理運営業務を平成 20 年度から指定管理者として指定しており、25 年度から 31 年度までを期間とした第 2 期目におきましても、引き続き管理運営業務を行っていただいております。

指定管理後の事業実績としましては、第 1 期最終年度の平成 24 年度と第 2 期初年度の 25 年度を比較して申し上げますと、文化講演会、演劇、音楽などの文化公演は、平成 24 年度が 15 事業 8,553 人、25 年度が 13 事業 6,983 人、生涯学習講座につきましては、24 年度が 64 事業 1,803 人、25 年度が 58 事業 2,009 人となっております。

指定管理者の管理運営業務につきましては、地方自治法の規定により、地方公共団体に対してその状況について報告することが義務づけされており、指定管理者は、毎年度終了後、事業報告、利用実績、収支決算などについて事業報告書を提出することとされております。

このほか、管理運営業務に関する報告は1カ月ごと、さらに四半期ごとについても提出を求めており、他には1件10万円を超える修繕を行おうとする場合の事前協議、そして管理上において事故や苦情があった場合の報告についても求めております。

一昨年に起きました「不適切な行為及び経理処理」につきまして申し上げますと、2名の職員が他社の役員に就任していたことにつきましては、事実確認がなされた時点で直ちに他社の役員を退任しており、公演事業の関係者が所得税の申告を適切に処理していなかったことにつきましては、NPO法人まくべつ町民芸術劇場において帯広税務署に所得税の修正申告を行ったところであります。

その後の対応といたしましては、NPO法人まくべつ町民芸術劇場におきまして、就業規則遵守の徹底を図るとともに、事業実施に伴う経費の支払いを口座振替により行うこととしたほか、事業の担当をこれまでの1事業1人担当制を改め、複数の職員がかかわることで相互牽制が作用する体制に改められております。

また、これらと合わせまして、役員及び職員の体制について刷新が図られ、現在は、新たな執行体制のもと、適切に管理・運営がなされているものと判断しているところであり、今後におきましても、指定管理者として適切な管理運営を行っていくよう必要な指示をしまいに考えているところでもあります。

以上で、芳滝議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 再質問をさせていただきます。

まず、財政関与団体、今回二つの会社、二つの法人を取り上げましたが、ほかにもたくさん会社、法人があることありまして、各会社、法人、またその職員におかれましては、町の事業を協力していただき、また努力をしていただいていることに、まず敬意を表したいと思うことでございます。

今回、こういう関与団体ということで質問させていただくわけですが、本来は、それぞれが会社でありますので、それぞれの設立趣旨に基づいて、それに向かって、それぞれが運営、営業をご努力をされていらっしゃるようでありまして、内部のことにつきましては、それは入ってはならないということは一線を置いた形で今、質問をさせていただきたいと思うことであります。

今回、このような質問をさせていただきました経緯につきましては、複数の町民から、関与をしている団体につきましての内容に問い合わせがありまして、大まかお話はすることができたのでありますけれども、そのことが各会社の役員さん等にかかわっていらっしゃる方はおわかりになるのだと思うのでありますけれども、まだ50%以上、町のほうでかかわっているという報告があるのでありますけれども、その間、報告がないものでありますので、私自身のまた課題になったことであります。そういうことで、今回、多くの関与団体の中から絞らせていただきまして、この二つの会社、そして2法人について、町のかかわり、そしてこれから町がどのような形で方向性を持って、一緒に進めていかれるのかというふうなことを質問させていただきたい。そのことが、ある意味では、町民に具体的にその事業が周知されることになって、町民もそのことを知ることによって、いろんな事業について協力をしていこうというふうな思いになってくだされば幸いかなというふうな思いで質問をさせていただくところであります。

まず、1点目の幕別町地域振興公社、ゴルフ場でありますけれども、大変ご答弁の中に詳しくご答弁いただきまして、ほとんど再質問をすることはないのでありますけれども、このように明らかにしていただきましたように大変町に財政的な貢献をしていただいているということがあります。これもこういう形で尋ねさせていただきまして、役員の方はご存じなのでしょうけれども、初めて知ることができました。そういうことも広く町民に周知をする、させていただくことが大切なのであるかと思うことであります。

予算、決算に出てまいりますゴルフ場利用税はわかりますけれども、あと緑化事業で寄附金があったというようなこともありまして、元年から22年まで両方で約3億円の財政効果があったと、大変大切な事業であって、貢献をしていただいておりますと、重ねて敬意を表したいと思うことであります。

課題ということでありませけれども、ご答弁にもありましたが、だんだんゴルフ人口が少なくなつてきております。これは、時代の流れでありまして、どうしてもそのようになっていくのでしょうか。そういうところで、いろんなゴルフ場の存続が、大変危機に陥っております、維持をしていくのが大変厳しい状態になっております。私が考えますのは、これからどのようにして生き残っていくのかということが、やはり会社としても課題なのだろうと思ひますし、町としましても、そういう課題を共有していかんとならんのだろうと思ひますことでありまして、その辺のところでの思ひがあられましたら、ご答弁いただきたいと思ひます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今お話がありましたようにゴルフ人口が減少していると、これは我が町のみならず、全道・全国的にそういう傾向にあるのだろうというふうに思っております。そんな中で、何とか3万人の利用者を確保していると、大変努力いただいているのかなと、そういう思ひであります。私どもも、最初、平成元年にスタートしたころは、3万人を確保すれば何とか赤字にはならないのではないかということをよく言われていたのですけれども、最近のいろんな物価ですとかいろんな値上がりですとか、社会経済情勢がありますから、3万人確保して、なお厳しい状況にあるのだろうというふうに思ひますけれども、何とかこれらの利用者を確保しながら継続していくことが大事だろうというふうに思ひます。

ただ一つ、いつも私が感心するのは、この法人の会社の中では、借金と申しますか、負債がない、借入金がないということでありまして。そういったことで、今、健全な運営をされているのかなというふうに思ひますけれども、今、言いましたように先のことは、まだまだ不透明でありますから、何とかご努力をいただく中で、健全な会社の運営をお願いしたいなど、そういう思ひではあります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 具体的な数字はわからないのでありますけれども、3万人でありますから、その入場料と、あと練習場、あと町の事業を委託を受けていらっしゃることもあろうかと思ひまして、恐らく約1億円前後の収支になっているのだろうと推測するところでありますけれども、大きな事業でありまして、また雇用されている方も大勢いらっしゃるということで、大切な事業だと思ひますことでもあります。

この中にありましたように、株を譲渡されるという方について、町として株式の譲渡を引き受けているというふうなことがありました。予算書、決算書を見ましても、100万円の出資がありまして、多分それが株式の取得ということになっているのだろうと私は思うのであります。今後とも、それを進めていかれるということでありまして、そのことは私、大切なことだと思ひます。

46.3%、今まであります。ことしでどうなったのか、パーセントがなかったのだと思ひますが、50%を越えましたら、議会にも内容につきまして、報告書が出されるということになるかと思ひます。私は、できたらそういうふうな方法で、きちっと議会にも報告が出されて、関心を持って会社について、いわゆる一緒に発展のために力を合わせていくというふうな方向性が大事だろうし、半分以上保有することによりまして、町の責任が重くなりますから、その分、町として生き残りをかけていくことにつきまして、本腰を入れてタッグを組んでやっていくということが、姿勢として変わっていくのではないかと思ひます。そういう方向性につきましては、町長のほうでは、どのようにお考えでいらっしゃるか、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 46.3%の数字が、これは少しずつでしょうけれども、上がっていくのだろうというふうに思ひます。50%を越えたら、今、お話ありましたような報告が出ると。

ただ、監査の面では、今もずっと続けておりますので、そういう意味で町も関与しているということでありまして、当然のことながら筆頭株主という立場でもありますので、これからもそういった面で、健全な会社の運営に町としてもかかわっていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 積み立ての基金がたくさんありますから、まだせっぱ詰まっておるという状況ではなかろうかと思うのでありますが、やはり生き残りをかけて、町としても力を入れて、目を向けて、いろんな形で協力をさせていただきたいと思うことであります。

私も個人的にゴルフの年数は、30年ぐらいたつのでありますが、腕は一向に上がらないのでありますけれども、若いころから札内河川敷にはお世話になっておりまして、大変あの広さを、あの低料金で、ラウンドさせていただけると、非常に町民にとりましては、本当にすばらしい施設だと思っております。これはなくしてはならんというふうな思いであります。そういう意味で、きちっと町のほうで大きな責任を持っていくような形で、方向で、今後、考えていただければと思うことであります。

株式会社忠類振興公社についてであります。これは、以前質問をさせていただきました中で、改善計画書、出すように命令をしたというふうな答弁がありまして、今回、ご答弁の中で、業務の改善計画書が策定をされて出されたということでもあります。その点をまずお伺いしたくて質問をさせていただきましたことでもあります。

ここに、ご答弁にありました燃料の調達方法の変更をはじめ、職員の待遇の改善、温熱効率の見直し、新商品の開発、新たな経営プランの改革、効率的な在庫管理の徹底など、多岐にわたって改善内容が具体的に盛り込まれたとご答弁をいただきましたが、その計画が、どのように進められてあるのか、もう少し具体的な現状についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（姉崎二三男） 業務改善計画の関係で、計画がどのように進められているかということでございますけれども、経営改善計画につきましては、3月に提出されまして、その内容につきましては、改善計画の内容が15項目、大体18件のような形で出されております。これ、内容の関係でございますけれども、その後、4月に社長がかわられまして、その後、この改善計画に基づいて実施されてきているところでございます。

内容につきましては、15項目ございまして、その中で実施、現在されているのが3件、それから一部実施してございますのが6件、現在、まだ未実施というのが、改善計画のまだ途中というような形もございましょうけれども、6件というような内容になってきてございます。

実施3件でございますけれども、これにつきましては、実施に当たって、すぐ取り運びやすいぞというものでございまして、例えば昨年、イベント関連にかかわる経費がございまして、これが北九州のほうに行ったりしていますし、そのことについては、かかる経費が結構かさんでいたのですけれども、それについては、26年度については実施しませんということでやめてございます。

それから、重油単価の値引き交渉に基づいた削減をしようということでございまして、これにつきましても4月から実施をさせていただきまして、これも新しい社長のもとで、リッター当たり大体5円から7円の値引きをされているというふうにお聞きしているところでございます。

それから、一番簡単なのが車両の任意保険、あるいは車両保険の会社の変更でございまして、これも調査した結果、他社のほうが同じ保険内容でも安く入れるというようなことで、保険の会社の変更をしたというような内容でございます。

それから、未実施の部分でございますけれども、これもなるべく早く取り進めたいところでございますけれども、できるものとできないものが判断されるというようなことで、例えば修理に係るものにつきましては、地元業者を。この地元業者を頼みますと、通常購入するものについては、ある程度購入業者がメンテナンスも含めるというような形でやってきたところでございますけれども、いかんせん温泉業務でございますので、札幌の業者も来る、あるいは帯広の業者も来るというようなことで、それに伴う旅費等もかかっていたところでございますけれども、それにつきましては、今回は地元業者でできるところにつきましては、地元の業者にやっていただくというふうな形で、その辺の削減を図っているところでございます。内容につきましては、そのような形でお聞きしてございませ

て、今後また、この内容について未実施の部分についても対応してまいりたいということでございます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 事業の取捨選択、あとが重油の関係、保険の関係、実施をされた。あと、ご答弁にありました職員の待遇の改善、あと新商品の開発、新たな経営プランの開拓等々、大事なところなのでありますが、職員待遇の改善のところ、これは確かなことであるかは何かわかりませんが、労働基準監督署に申し出た職員がいて、それでそのことで内部的にいろんなことがあったのだというふうな、これはもう内部の問題ですからあるのですけれども、基準監督署に申し出るようなそういう職員の待遇の形が以前あったのかなかったのか、もし、あったのであれば、大変町が出資をしている会社にとりましては、これは大きな問題なのではないかというふうな、管理を含めて、これは私の風聞でありますから何ですけれども、そういう職員の管理待遇について、今どのような計画で、どのようにされていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（姉崎二三男） 職員の待遇の改善でございますけれども、実は、この関係につきましては、職員の体制の中で、社長を筆頭に副支配人、それから課長、それから係長、主任というような形の職員体制をとってきてございますけれども、この改善計画書の中の考え方につきましては、あくまでも、例えば課内を掌握する課長が、どのぐらいの給料をいただいております、どのぐらいの仕事をしているかというのを課の中の職員に周知するという考え方なものでございまして、それにつきましては、実施はしようということであったのですけれども、まだその体制について、体制の整備はしましたけれども、その内容についての口頭が、まだされていないというふうにお聞きしているところでございます。

それから、今後におきまして、当然、職員の皆さんが一致した考え方で会社についての仕事の対応をするという考え方でございまして、その職員体制を整えたのですけれども、待遇改善につきましては一理あるところで、例えば、先ほどご指摘いただいた関係につきましても、そのようなことで、ちょっと内容を改善させていただいていると、これは実際に実施していることでございますので、そのように新社長のもとに対応しているということをご理解願いたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 職員がきちっと自信を持って働けるような環境をつくっていく、そしてお互い信頼関係を持って、心一つにして会社の運営に取り組んでいくということが、会社運営にとりましては、一番重要なことであろうかと思うわけでありまして。その上で、いろんな外部的ないわゆる改善がなされるのだと思います。職員の処遇なり、職員のいわゆる体制が、これは早急にきちっと体制を整えないと、やはり二の轍を踏んでいくのではないかというふうな思いもするところでありまして、一番肝心なところが、やはり新しい会社になって、もう結構時間がたつことでもありますから、やはり筆頭株主で 60%以上あるわけでもありますから、きちっとした、やはり責任があらうかと思っておりますので、その辺は、早くきちっといわゆる風通しよく仕事ができ、心一つにして進んでいけるような体制をつくっていただくように、ひとつご指導を早急にいただきたいと申し上げておきたいと思っております。

あと、きょうも夜でありますか、和歌山大学のいわゆるインターシップの関係の地域振興の発表があるのだと新聞に報道がされてありました。今後につきましては、体制を整えていき、そしてその改善をしていく中で、忠類のインターが開通になりましたのですが、やっぱりここのご答弁にありますように南の玄関の入り口で、やはりアルコ 236 は道の駅、これはやっぱり大切な観光資源だと思います。ただ、一つの会社ということだけでなく、もうアルコ自体が、やっぱり忠類の活性化、やはり発展に本当に寄与していくような形で、やはり経営の形、方向性というものを私は持つべきだと。率先して、主導的な立場で民間で持っていけないとならないのだらうと、そういうふうな思いであります。その辺のことにつきまして、町として、どのような協議をされていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるように忠類地域、幕別町を含めて、アルコあるいは、あそこのナウマン記念館、大きな財産であろうというふうに思っております。私どもも公社の皆さんの協力や信頼関係のもとに、さらに発展できるように町としてもできる限りの支援や、一緒になって頑張っていこうと、そんな思いでおります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 多くの町民も心配をされていらっしゃることでありまして、ぜひ私たちもできることはさせていただきたいと思うことであります。やはり先ほど申しました中の従業員をきちっとそれをまずしていただいて、そして整えて頑張っていたきたい、本当に大変皆さん、心配していらっしゃると思いますので、申し上げておきたいなと思うことでございます。

先に町長部局のことで、続けて青葉保育所のことにつきまして、質問をさせていただきたいと思っております。

指定管理が始まりまして5年たって、あと2年少しでありますか、その期間が残っております。評価をされているとご答弁がありましたが、具体的に保護者にアンケートをとっていらっしゃると思うのでありますが、そのアンケートについて、どのような中身で結果であるのか、もしご存じであれば、伺いをしたいと。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） アンケートについてなのですが、済みません、アンケート自身は、今ちょっと手持ちがないのですが、今、来る前に目は通してきているのですが、先ほど町長の答弁にもありましたが、特にキッズ・スポーツだとかキッズ・イングリッシュ、キッズサイエンス、あとここにないのですが、母体も中土幌のほうにあるものですから、そこの中土幌と連携しまして、ゆうゆう会という遊びどころというのでしょうか、遊び場を持っていまして、そこで体験会とかもされているということで、今、申しましたようなキッズ・スポーツだとかキッズ・イングリッシュ、キッズサイエンスについては、月1回は行っているということで、大変保護者の方には好評というか、アンケートの結果も出ているというところでございます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） それは、確認をしておきたかったことでありまして、私も大変アンケートも100%満足度だというふうな話を聞かせていただいております。

今は指定管理をしていただいているわけでありまして、高い評価の中で事業展開をしていただいております。まだ、時期が早いのか早くないかわからないと思うのでありますが、高い評価であれば、指定管理の状態が続けていくのか、高い評価でなかったら、これはまた大きな問題があるのですけれども、いわゆる違う形で青葉保育所について進めていかれるというふうな計画があるのか、その辺、現段階で、どのような考え方をしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 指定管理者制度を導入いたしまして、青葉保育所につきましては、特に病後時保育とか、また夜7時までの延長保育、こういうものが町立の保育所に加わる、さらに上乘せとなるようなサービスということで特徴があります。これらにつきましても、大変な評価を受けているところでありまして、そして通常の保育におきましても、保護者の皆様方からは、おおむねいいということでの評価を受けております。ですから、これまでの4年半につきましては、町といたしましては、順調に推移していると、そういうような認識ではおります。さらに、あと2年半の委託期間がありますから、これにつきましては、今の保育のレベルが落ちないように、これは町もしっかりと協力してやっていきたいと、そのように思っています。ですから、今までの評価と今後のあと2年半、どのように保育が行われるか、それは十分に評価・検証いたしまして、今後の中で判断していきたいと、そのように思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） わかりました。

教育委員会にお伺いしたいと思います。

NPO 法人まくべつ町民劇場につきまして、一昨年起きた不適切な行為及び経理処理ということで、それ以後どのように運営されていらっしゃるのか、そのことが主にお伺いをしたいと思います。質問をさせていただいたことであります。さまざまに就業規則の遵守等、そして事業に当たります考え方、方法を変えられて、適切な運営をしているというふうなご答弁でありました。

まず、最初のほうにありました 24 年度、25 年度の事業の推移であります。文化講演会、演劇、音楽などの文化講演が 15 から 13 に減りまして、人数も約 8,500 人から 6,900 人に減ったというふうなことであります。生涯学習講座につきましては、24 年度が 64 事業で、25 年度が 58 事業ですが、人数がふえているというふうなことであります。百年記念ホールの条例に、やっぱり芸術文化と、あと生涯学習の拠点だということが、真ん中にあることであります。この辺の推移につきまして、また今年度、26 年度の推移を見て、委員会としてはどのような評価をされていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 確かに数字の上では、24 年度から 25 年度は、特に文化講演のほうが事業数あるいは人数も減っているところであります。ここが問題、不適切な経理なり不祥事を起こした背景には、やはり何といてもより多くの事業を展開していこうというところに力を注ぎ過ぎたということがあって、それでその結果が、事業を本来は、並行的に経理もやっていかなければならないところが追いつかなかったといったこともありましたし、また担当が 1 人 1 事業であって、その人以外の方がよくわからないということもやっぱり不適切な状況になったということでありました。そんな反省を踏まえまして、25 年度においては、まずは身の丈に合った、無理をしないで、しっかり事業を一つ一つこなしていこうということがありましたので、人数的に、あるいは事業数では減ったのかなというふうな捉え方をしております。ただ、そこで職員もかなりかわりました。理事もかわりました。そういう中で、1 年事業を実施してきた中で、ある程度なれというものが出てきました。そんなことから 26 年度の実施状況を見ますと、前年同期と比べて、ふえている状況にあります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 収支も適切に行われておって、いわゆる事業の管理も適切だということのご答弁でありました。不適切なことがあった後でありますから、委員会としてもその辺は注視をしながら指導をお願いをしたいと思うところであります。

あと、今後のことについてでありますけれども、広く、いわゆる文化・芸術の事業だとか、生涯学習を含めて、その展開をしていくときに、NPO 法人のままでいいのかどうか、私がかかわっております財団があります。これは、町の法律が変わったときに一般財団法人に変更いたしまして、私は今でも理事なのでありますけれども、非常に変更しやすくなったということで、その分、一般財団ですから活動の枠がふえて、いわゆるその趣旨の事業がふやすことができたということがあります。そういう意味で、またいわゆる役員も理事が任命されて、その中から評議員が任命されて、そして役員となって運営をしていくということでありますから、非常にきちとした管理の中で、町の意向をきちっと反映した形で運用されていくにつきましては、私がかかわっておった財団の経験上、一般財団法人というふうな形に移行していくというふうな方向が将来はいいのではないかとというふうな考えがありますが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 相手方の法人形態がどうあるべきかということは、ちょっと私どもの立場では申し上げるのは不適切になるのかなというふうに思っております。私どもとしましては、これ指定管理業務の業者を決める際には、こちらから業務要求水準書というものをお示ししまして、それをいかにそれに基づいて事業展開ができるかという観点と、もう一つは、それだけの能力を持った法人であるかどうかという観点から指定をさせていただいております。そういう意味では、2 社提案のあった

中から、今の町民芸術劇場、NPO 法人が指定をされたということでありまして、それはこの指定管理業務を行うに当たっての適格性を備えていると、そういう観点で指定をさせていただいているところでもあります。

ただ、聞くところによれば、今 NPO 法人ではなくて、一般財団法人に向けた、そういう内部検討もされているということはお聞きしているところでございます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） それは内部のことだというご答弁でありましたので、これ以上は申し上げないでおきたいと思います。そういうことも含めて、もし、いろんなご相談がありましたら、町としても委員会としても対応していただければと思うことであります。

民間に事業を委託し協力いただいて、町の事業が進み、まちづくりが進められていくと、これは大変、私はいい方向だなと思うことでありまして、それがやはり成功裏に進めていくということが、やはり最も民間の力を活用することになるのだろうというふうに思うことでありまして、そういう意味で今回質問をさせていただいたことであります。

町としてもご指導を、委員会としてもご指導をいただきながら、ますますその事業が前に進みますようにご期待申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、16 時 15 分まで休憩いたします。

16：04 休憩

16：15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○7 番（藤原 孟） それでは、通告に従いまして質問をいたします。

産業用大麻の栽培で、十勝農業の母となれ。

大麻（ヘンプ）は、最も古い作物であり、紀元前 8000 年前の福井県鳥浜遺跡より縄が出土しているとおおり古来日本人は、大麻（ヘンプ）となれ親しみ、衣服や紙の原料として生活に利用していた。

しかし、第 2 次世界大戦の敗戦以降、米国の食料、石油戦略や大麻取締法などの制定などで、大麻の栽培は免許制となり、以来日本では、マリファナと混同され、現在に至っております。

北海道では、明治から昭和の戦前まで重要な生産拠点であったが、姿を消してから約 70 年も過ぎました。

ところが、最近になり、高橋はるみ知事が道議会で、「新たな作物としての可能性について調査を続ける」と発言され、予算 200 万円を計上され、各所に勉強会が広がってきました。

そこで、産業用大麻（ヘンプ）栽培について伺います。

1 点目、エネルギー自給型の農業の形成になることや、次世代基幹作物としての可能性を探る考えはないか。

2 点目、産業用大麻（ヘンプ）栽培の可能性検討会は、町の主導で設置しては。

次に、不登校、ひきこもり、ニートを地域の力について伺います。

内閣府の調査から、全国 70 万人と推計される不登校、ひきこもり。道は、自宅からはほとんど出ないひきこもりや 15 歳から 24 歳で仕事や通学もしない人たちに対し、介護職への就職の可能性を探る事業に乗り出した。介護を通じて、人から頼りにされることで自信を取り戻し、社会貢献の充実感を得ながら働いてもらう狙いがある。

町には福祉科を持つ高校があり、不登校生の受け入れや定員に満たないと聞くので、この事業を町として取り組むべきでは。

また、秋田県藤里町では、地域ごとのつながりを回復させようと、3年かけて簡単なボランティアやアルバイトのできる「中間的就労」の場をつくったり、後継者不足の商店、農業や建設業に埋もれていた若い力を活用したりで、既に30人が職を得るまでになっている。

そこで伺います。

不登校、ひきこもりの新たな実態調査、支援の可能性、追跡調査を行うべきではないか。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「産業用大麻の栽培について」であります。

ご質問の大麻につきましては、種子は穀物としての「麻の実」や食用油などの食用のほか、繊維質は麻織物や住宅用建材などの工業製品原料など、多様な用途に利用されております。

また、栽培方法におきましても、農薬や化学肥料を低減できることや、生育期間が100日間程度と短いこと、単位面積当たりの収量が多いなど優れた特性を示しており、さらには土壌中の重金属等の有害物質を吸い上げ、成長過程で光合成により無毒化するという土壌の浄化作用があり、バイオマス資源としても期待できるとお聞きいたしております。

北海道内の栽培の経緯は、開拓使設置以来栽培を奨励し、開拓農家の収入源としており、明治30年ごろに最盛期を迎え、約1,600ヘクタールの作付がありましたが、その後、その生産は亜麻（アマ）に移行し、昭和23年の大麻取締法の制定や化学繊維の普及に伴い生産が衰退したところであります。

平成23年の栽培面積は、全国で5.5ヘクタール、北海道では、1の方が7アールの生産にとどまっております。

しかしながら、近年、大麻の栽培と活用について道内各地で検討され始め、平成14年からは北見市で「麻プロジェクト」が立ち上げられ、17年から20年には、北海道立総合研究機構北見農業試験場において窒素吸収に関し、ソバなど他の作物との比較試験が行われております。

北海道におきましても、平成25年8月に北海道産業用大麻可能性検討会を設置し、産業用大麻の栽培の可能性の検討し、26年3月には報告書が提出されております。

ご質問の1点目、「エネルギー自給型農業の形成と次世代基幹作物として大麻の可能性を探る考えについて」とご質問の2点目、「産業用大麻栽培の可能性検討会の設置について」は、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

先ほどの北見農業試験場の栽培試験において、地下水汚染の原因と言われている土中の硝酸態窒素の吸収に優れていること、根の張りが120センチメートルと深いため土壌の通気性や透水性の向上に効果が認められること、10アール当たり2,500キログラムの収量は他の作物の2倍程度でバイオマス資源としての効果も期待できるとの結果が示されております。

また、道の検討会の報告書におきましても有用性の高い作物であるとしておりますが、無毒性品種を栽培しても野生大麻との交雑による有毒化が懸念され、慎重に対応すべきとの意見も付されているところであります。

道では、本年度から本格的に栽培試験に取り組んでおり、新たな作物としての可能性について調査検討を開始するとともに、上川管内東川町におきましても、本年から元上川農業試験場長や農業者らが一般社団法人「北海道産業用大麻協会」を設立し研究用免許も取得しており、今後3年から5年間をかけて栽培試験や加工適正についての調査を開始したとお聞きいたしております。

町といたしましては、道の研究結果や各地での栽培状況を調査するとともに、まずは、ゆとりみらい21推進協議会の中の指導部会におきまして、新規作物の導入の観点から検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、「不登校、ひきこもり、ニートを地域の力にについて」であります。

子どもや若者が次代を担い、その健やかな成長が社会の発展の基礎を形づくるものでありますが、近年、子どもと若者をめぐる環境が悪化し、不登校やひきこもり、ニートなどの社会生活を円滑に営

む上での困難さを有する子どもや若者が増加していると言われております。

ご質問にありますとおり、内閣府が平成 22 年に行った「若者の意識に関する調査」によりますと、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」という、準ひきこもりの 46 万人を含めた 70 万人の子どもや若者がひきこもりであるとの推計が出されております。

また、平成 23 年に総務省統計局が行った「労働力調査」によりますと、176 万人の子どもや若者がフリーターや若年無業者（ニート）であるという統計結果が報告されているところであります。

ご質問の 1 点目、「ニートの介護職への就職の可能性を探る事業について」であります。

ご質問にありますように、道では、今年度、離職からの再就職を希望する方々等の福祉・介護分野における雇用の創出とともに、福祉・介護人材の育成と確保のため、福祉・介護人材雇用推進事業を実施いたしております。

本事業につきましては、道内の失業者や未就職卒業者、結婚・出産等による離職からの再就職を希望する方を有期雇用契約労働者として雇用し、介護保健施設等に派遣して介護業務等への従事や外部研修を受講させ、就業に必要な知識と技術を習得させることにより、福祉・介護分野における雇創出するとともに、福祉・介護人材の育成と確保を図ることを目的として実施されており、道内に居住されている方と道内の介護保険施設等を対象とするものであります。

本事業は、本町に居住する方も活用することが可能でありますことから、町といたしましては、本事業のさらなる周知を図ってまいりたいと考えております。

また、本町におきましては、平成 17 年度から、新規学校卒業者のスキルアップを図り、就職活動を支援する事業を実施いたしております。

本事業は、高校等を卒業してから 3 年以内の未就職者を対象に、町の臨時職員として一定期間雇用し、事務補助などの仕事を通して社会人としての基礎的な素養を身につけていただくとともに、週 1 回を求職活動や自己研修に当てていただくものであり、今後も本事業を引き続き実施し、多くの若い方たちの社会参加につなげてまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「不登校・ひきこもりの実態調査について」であります。

初めに、「不登校」につきましては、文部科学省が「病気や経済的な理由以外で学校に行かない、あるいは学校に行けない児童生徒」と定義されており、毎年実施いたしております学校基本調査では、「年間 30 日以上欠席した児童生徒」をその対象といたしております。

教育委員会によりますと、本町における不登校児童生徒数は、平成 24 年度は、小学校 2 校で 7 人、中学校 2 校で 8 人の合計 4 校で 15 人、25 年度は、小学校 1 校で 2 人、中学校 4 校で 19 人の合計 5 校で 21 人ですが、その理由としては、「無気力で何となく学校へ行けない」が最も多く、他には「対人関係の不安」「生活リズムの変調」「家庭生活環境の急激な変化」などであります。

次に、不登校となった児童生徒への支援につきましては、学級担任が家庭訪問を継続するほか、心の教室相談員や子どもサポーター等による教育相談を実施するとともに、子どもの交流施設「まっく・ぎ・まっく」におきまして学習支援等を行っているところであります。

次に、「ひきこもり」につきましては、厚生労働省が「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6 カ月以上続けて自宅にひきこもっている状態を言い、時々買い物などで外出することもあるという場合も含める」と定義されております。

また、ひきこもりは、いじめや、家族関係、性格、病気などさまざまな要因が関係し合って生じることで、一つのことが原因だと決められるものではなく、精神疾患による症状や発達のおくれや偏りなど生物学的な要因が強いかかわっているとの考え方と、環境による強いストレスが原因であるという考え方があり、生物学的要因、心理的要因、社会的要因がさまざまに絡み合っひきこもりの状態を引き起こしていると言われております。

ひきこもりが長期化すれば、本人にとって就学や就労ができないなど自立と社会参加への機会が失われ、また家族にとっても精神的、経済的に大きな負担が生じ、結果として、ひきこもりがふえることで社会の活力の低下につながるおそれも指摘されております。

町といたしても、ひきこもりの解消と自立の支援が重要であると認識いたしているところであり、支援が、精神保健、福祉、医療など多岐にわたりますことから、関係機関が一体なって支援する体制づくりが必要であると考えております。

なお、ひきこもりの調査につきましては、調査の対象世帯が限定できないことやプライバシーの問題もありますことから難しいものと考えているところでもあります。

ひきこもりの支援につきましては、専門家による相談が受けられるよう、北海道が設置しております「北海道ひきこもり成年相談センター」の周知に努めるとともに、関係機関による協議の場の設置など相談体制、支援体制の充実に努めてまいります。

また、ご質問にありました秋田県藤里町の「中間的就労の場づくり」のような就労支援につきましては、ひきこもりやニートだけではなく、障がいのある方の就労支援にもつながると思われまますので、先進事例を調査・研究してまいりたいと考えております。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、大麻ということですが、これは取締法にある大麻ではなくて、私は産業用大麻（ヘンプ）といういわゆるヘンプという言い方で、これから質問を続けていきたいと思えます。

答弁にありましたように北見農業試験場の栽培の結果で、地下水の汚染原因だとか、根が深いので、非常に効率がいい。また 10 アール当たり 2,500 キロの栽培がとれるというご答弁がありました。この資源というものは、これから恐らく私は、やはりバイオマスとの関係で、非常に使えるのではないかと、そういうことを思いまして質問をしております。

もちろん幕別にもあります野生大麻との、これが非常に心配であります。このヘンプというものは、いわゆる薬物的に言う麻薬的な要因というのは非常に少なく、厚生省でいう THC、いわゆるテトラヒドロカンナビノール成分検査というものを受けると、0.3%以下のものをヘンプという。そして、栃木県では、これをトチギシロという名前で今、栽培しているということを知っております。そのことを幕別で私は広めたいということで質問をしております。

この作物は、上川管内の東川町、それから北見で、今は中心的に栽培されておりますが、次世代の基幹作物として非常に有用であるということを知事の高橋はるみ知事も道議会で答弁しておりますが、ことしは調査に 200 万円の予算をつけて、継続して調査をしたいということになっております。

また、北海道ビジネスモデルでもありますが、ヘンプの事業化、それから 1 次加工工場、そういうものをつくることをこれからの目的とすれば、1 ロット、500 ヘクタールの面積が必要だということを知っております。そうすると、当然、上川管内の人たちは、十勝でこの事業をぜひ進めてほしいという声私の行った研究会では多く聞かされました。

そこで、まず私の昔を思い出すと目の前に映るのが、旭町団地ができる前、亜麻（アマ）工場がありました。そこは、本当に社員もたくさんいました。また、家族もいた、それから友達もいました。実際にぎわいのあるまちづくりだったと思っております。このヘンプの 1 次加工工場をもしつくれることになれば、そういうまちづくりが、いつかまた可能になるのではないかと思います。

そこで、この農産物としてだけのヘンプの可能性を私は追求するのではなくて、ぜひいわゆる産業化、企業誘致という形でも幕別として町長は、ぜひ考えていただきたいなと思えます。いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 町内でも大麻の関係で試験的に栽培したいというような話を何年か前にお聞きをいたしました。ただ、なかなか今、申し上げましたように許可が出ないということを知られております。そこで、そういった声に応えるために、道でもいろんな試験、研究に入っただろうというふうに思っております。私どももこのもの自体を否定するものではありませんけれども、今、言われたようなこれからの研究結果を見ながら、あるいは先ほど言いましたようにうちには、ゆとりみらい推進

協議会という組織もありますから、その中でもどの程度の研究ができるかはわかりませんが、取り上げていただければというふうに思っております。もちろん最終的に企業誘致に結びつくようなことがあれば、大変結構なことだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） ヘンプ、これはいわゆる戦前は、石油製品にかかわって繊維だとかいろんなものをとれたということを知っております。今、限りある石油資源に少しでも長く使っていけるためには、やはりこのヘンプの繊維というものを大いに活用しなければならないと私は思っております。

そこで、今、自動車産業で、この製品が非常に使われているということは聞いておりますが、自動車自体は、軽量化を進めるためにいわゆるカーボン製品ですね、これは鉄よりも軽く、そして鉄よりも強い、これを構造体として自動車をつくって、そしてヘンプの製品、いわゆる繊維を内装のシートだとか、シートベルトだとか、そういうものを使って、そしてこれから車を21世紀の新しい車の形をつくっていくというのが、今、ドイツではベンツだとかそういう企業がどんどん採用しているということを知っております。ぜひ私は、今は法が規制されて厳しい、だけれども産業をつくることや、それから資源をつくるということを考えれば、このヘンプをぜひ幕別町で進めなければならないことだと思っております。

先ほども言いましたが、私もこれからも町民の農業者の方で、ぜひ、これをつくりたいという方があれば、東川町では町が主導しまして、50万円の予算をつけて、そして民間業者に委託して、それを事業とするというやり方をしているそうです。ぜひ幕別町も、そういう希望者がいたら、一緒にこの事業を進める、そういう考えを持ってほしいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、前段お話ししましたように、そういう希望者の方がいて、研究をしたい、やってみようといったときに、先ほど言いましたように道の許可の関係でネックになっていてやめたと、その辺で話が終わったものですから、その後は何も聞いていないのですけれども、そういったことが現実的に進められるというようなことがあれば、町としてもどんな形になるかは別にしても、かかわっていくことについては、もちろんやぶさかではないというふうには思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 上川のヘンプ研究会に参加した人たちの声を私ちょっと参考になると思ひまして、きょうまとめてきました。当然、東川の町長は、農業者が栽培に向けて一步を踏み出すこと、それを応援するのが我々行政の役目であるということをはっきりと開会の言葉で述べておりました。

また、鷹栖町は、町長が非常にこの製品に興味を持ちまして、情報収集をしてこいということで、役場の職員が参加したと聞いております。

それから、上川町は、大面積での生産体系に適した品種があれば、新たな可能性が出てくる。自由に栽培できるよう道に環境整備を働きかけたい、そういうことも申しておりました。

特に、留萌管内の天塩町は、牧草地、それから遊休地が非常に今、出ているということで、このヘンプを調べれば調べるほどスーパー作物だということです。泥炭地や草地の緑肥作物として活用できるのではないかとということで、歴史ある作物、その栽培免許の交付権限を道知事が持っておりますので、ぜひ、もう少し門戸を広げてくれと、そういう声をこれから大きな声を出して続けていきたいということです。ぜひ幕別町の町長も十勝の代表として、その声を道に向ける考えはないか伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来、申し上げておりますように、まずは我々も実態を把握しながら、調査・研究をしながら、それらを声に出して、十勝全体で育てていくということが大事なだろうというふうには思っておりますので、まずは研究に着手できればというふうには思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） ぜひ岡田町長には、ヘンプ栽培の生みの親、そういうことになっていただければ、幕別町のいわゆる輪作体系が、今はイモ、ビート、豆、それから小麦ですか、十勝は大体野菜、北見

ではタマネギだということで、この後、やはりこのヘンプ、これを植えることによって、大きな輪作体系が、新しい輪作体系ができるのではないかと私は考えておりました、岡田町長には、ぜひこの環境整備、その辺を持っていただきたいと思ひまして、次の質問に移りたいと思ひます。

次の質問は、ニートの介護職の可能性につきまして伺いたいと思ひます。

本町には、高校に福祉科がある、そこは今、定員を満たないということを知っております。ただ、そういう環境のうちの町でしたら、介護人材雇用促進事業、今、道でやっているこういう事業を強く地域のために進めるべきではないかと考えますが、道の事業ということだけでなく、積極的にそういう姿勢をとる考えを伺いたいと思ひます。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） ご質問の道の福祉・介護人材雇用推進事業であります。これは、本年度、道が全道、全市町村を対象に道民の方、道内の事業所の方を対象にして事業を行っているものでありまして、もちろん私たちの幕別町に住んでいる住民の方も対象になりますし、幕別町内の事業所も対象となるものであります。今、道で全道を網羅している事業ですので、町としてさらに重複してということにはならないわけではありますが、この事業につきましては、我々もまだまだ周知が不十分だったというふうには考えております。これから、広報、ホームページを通じて、さらに周知を図ってまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） ぜひ、周知に努力をしていただきたいと思ひます。

また、高校3年以内の未就職者を対象にして、社会人として基本的な素養を身につけさせるという事業を町はやっていると聞いております。多くの若い方たちに社会参加をつなげられる、そういう答弁がありました。ぜひ秋田県の藤里町の中間的就労の場づくり、これはやはり今現在、働き手の不足している業界、今も一生懸命建設業、この音を立てている業界、それから農業、また商業、そういうところに新しい労働者の支援にもつながるのではないかとと思ひます。

また、障がいのある方、この就労に対しても支援につながっていくのだと。ただ、やはりプライバシーですとか、いろんな障がいがあります。やはり、町と担当者の方は、3年から5年はこの事業を進めるという、そういう努力を持ってやらなければ、決してこの事業は簡単にできるものではないと、私は思ひます。ぜひ相手のプライバシー、そういうものの問題を乗り越えて、町としての手を打つべきではないかと思ひますがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどもお答えいたしましたけれども、藤里町の例を出していただきました。これらについても、今後、十分内容を精査させていただきながら、それが即、我が町にどのように生かすことができるのか、それらを含めながら対応をしていきたいと思ひますけれども、おっしゃるようこういふ時代ですから、多くの方に働いてもらう、ぜひ社会参加をしてもらうというのが重要なことだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員、ちょっと待ってください。

延会の承諾を得たいと思ひます。

この際、お諮りいたします。

本日の会議は、藤原孟議員の一般質問が終了するまで行いたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がないようでありますので、本日の会議は、藤原孟議員の一般質問が終了するまで行います。

藤原議員。

○7番（藤原 孟） 中間的就労、藤里町は、余り大きな町ではないですけれども、やはり30人近い就

労、そういう人たちが就職できたという事例もあるそうです。そういうことから、ぜひ、この事業は大事なことだな、ただ本当に一朝一夕でできる事業ではないということは、私も十分認識しております。

次、不登校のことについて質問をしたいと思います。

この不登校の実態調査について、ちょっと一つ伺いたいと思います。

中学校の1年生の不登校生は、平成19年度は、2万5,000人強いたそうです。ところが、小学校6年生のときは、8,000人ぐらいの不登校生だと。中学校に行くと、約3倍の子どもが不登校になると。その理由としては、3点挙げておりました。集団構成が変わり、人間関係が生じたこと。それから、小学校の担任制ですか、それと中学校の担任制の、教科制の担任で非常に戸惑っていると。それと、思春期における心のバランス、そういうことが挙げられているところです。その対策として、他の町村では、小中一貫性の検討を含めて調査実態をしているとか、それから不登校というのは、「30日以上休む」ということを言われているそうですが、もっと早期に不登校という認定をするわけではないのですけれども、そういう実態調査をして、早く見きわめをすべきではないかと私は思いますがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 不登校につきましては、「1年を通じて30日以上、学校に行けなかった子」を不登校というふうに言っているわけでありまして、ただ学校現場においては、登校しなくなったら、即、学級担任が、その子どもたちの様子伺いに行きまして、子どもあるいは保護者と面談をして、学校に来るような対応をしているというのが実態でございます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 不登校、この問題は、非常に複雑な問題がいっぱいあるのだと思っておりますが、学校側としての支援について、次、伺いたいと思います。

不登校の理由として、答弁にもありましたが、無気力型だとか、遊び非行型、人間関係型、それから勉強についていけない、学校に行かなくても悪く思わないなどという理由があると聞いております。その子どもたちが受けている支援というのが、学校のスクールカウンセラー、それから学校の先生、相談先としては病院の先生、それから養護の先生、教育支援センター、または民間のフリースクール、そういう方々に支援を受けながら不登校のいわゆる相談、心配、できれば不登校を何とか登校の生徒に回復していくということを聞いております。ぜひ、そういう不登校の受けた子どもたちでも、高校進学率が、昔は65%ぐらいだったのが、今は85%、それから大学や専門学校に行くのが8.5%だったのが、22%まで上がったと、大幅に増加していると聞いております。不登校の施策に関する調査研究協力者会議というのがあるそうですが、こういうものを活用しながら、幕別町では不登校を防ぐという考え方はあるかないか伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 私どもの町におきましては、藤原議員がおっしゃったさまざまな支援をやっております。それに加えて、ほかの町でやっていないものとして、「まっく・ぎ・まっく」における支援というものがございます。ここは、学校に行けない子が一歩でも外に出て、勉強に目が向くというようなそういう役割を果たす施設でありまして、千住にあるわけなのでありますけれども、そこにできるだけ通ってもらって、そこで向学心が出てきたら学校に戻ってもらおうと、そういったことをやっているところでありまして、現にそこから学校に戻った子もおりますし、また「まっく・ぎ・まっく」に通っている子につきましては、過去3年間見てみましても100%高校進学を果たしているというような状況にあるわけでありまして、ですから、我が町としては、一番、今、力を入れなければならないのは、「まっく・ぎ・まっく」にも行けないような子どもをいかに外に出てもらおうかということだと思います。これ簡単ではないのですが、やはりそこは学級担任が足しげく家庭訪問をする、あるいは同級生が通うと、そういうところから何とかやる気を引き出してもらえればというふうに思っているところであります。そういう実際面の現実面の対応を今、主にやっておりまして、専門家が集まって、

どういふ対応がいいかというところまでは、今のところは考えてはおりません。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 最後ですが、追跡調査について伺います。

不登校やいわゆるひきこもりという現象は、人生のステップの間の一つの空白をつくってしまったことであると。将来の社会的自立に向けた支援という視点を持って対応することが重要と言えると書いてありますが、卒業後や学校教育を離れた後も相談に乗れるシステムが必要とされてありますが、その考え方は持っておられるかどうか伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるように不登校、あるいはひきこもりも含めてですけれども、そういった子どもたちが出ないように町として、行政として、あるいは教育委員会サイドからも十分その施策、今おっしゃられたようなことも含めながら、いろんな支援策を講じていくことが大事だろうというふうに思っております。

○7番（藤原 孟） 終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、あすの会議は、午前10時から開会いたします。

16:55 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成26年第3回幕別町議会定例会
(平成26年9月10日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
10 谷口和弥 11 芳滝 仁 12 田口廣之
（諸般の報告）
- 日程第2 一般質問（4人）
- 日程第3 議案第54号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第4 議案第55号 平成26年度幕別町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第56号 平成26年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第57号 平成26年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第58号 平成26年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第59号 平成26年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第62号 工事請負契約の締結について
（幕別町浄化センター沈砂池設備更新工事）

会議録

平成26年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成26年9月10日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月10日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫
- 6 欠席議員
18 齊藤喜志雄
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 飯田晴義 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 会 計 管 理 者 田井啓一
総 務 部 長 菅野勇次 教 育 部 長 森 範康
経 済 部 長 田村修一 企 画 室 長 伊藤博明
民 生 部 長 川瀬俊彦 忠 類 総 合 支 所 長 姉崎二三男
建 設 部 長 佐藤和良 札 内 支 所 長 羽磨知成
総 務 課 長 境谷美智子 企 画 室 参 事 細澤正典
地 域 振 興 課 長 原田雅則 糠 内 出 張 所 長 妹尾 真
町 民 課 長 山岸伸雄 土 木 課 長 湯佐茂雄
農 林 課 長 川瀬吉治 生 涯 学 習 課 長 澤部紀博
福 祉 課 長 坂野松四郎 保 健 課 長 合田利信
こ ど も 課 長 杉崎峰之 税 務 課 長 中川輝彦
水 道 課 長 須田明彦 経 済 部 参 事 廣瀬紀幸
保 健 福 祉 課 長 稲田和博 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 坂口惣一郎
農 業 委 員 会 事 務 局 長 高橋宏邦
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
10 谷口和弥 11 芳滝 仁 12 田口廣之

議事の経過

(平成26年9月10日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番谷口議員、11番芳滝議員、12番田口議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） 次に、事務局から報告させます。

○事務局長（野坂正美） 諸般の報告を申し上げます。

本日、18番齊藤議員より欠席する旨の届け出がございましたので、ご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○15番（中橋友子） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

幕別町第3次行政改革についてであります。

幕別町行政改革大綱第3次推進計画は、平成23年度から平成27年度までの5カ年間を後期計画期間とし、1年余後に最終年度を迎えることになっています。スリムで効果的な行政システムの確立、開かれた行財政の確立を目標に、昭和62年から進められてきた計画ではありますが、スリムな行政の中心は業務の外部委託や職員定数の削減が主であり、このことが官製ワーキングプアの温床となってきたことはいなめない事実となっています。住民サービスの低下や職員の加重負担などはあってはならないことであり、ましてや町の仕事に従事する労働者がワーキングプアなどに陥らせてはならないことだと思います。

この間の町行政改革の十分な検証が必要でありまして、以下の点についてお伺いするものであります。

1、第3次行政改革の検証と今後の方向。

①職員定数の適正な管理は行われているか、また新採用の考えについてはどうか。

②臨時職員の配置と賃金の実態について。さらに待遇改善はどのようになされてきたか。

③時間外勤務の実態、長時間残業につながっているものの改善。

④外部委託の現状。

⑤組織・機構の見直しはどのように考えてられるか。こども課や企画室、監査室を見直しの対象と聞いていますが、いずれも重要部署であり、どのように進めようとされているのか伺います。また、自然エネルギーの担当配置など強化すべき部門もあるやに思います。その点もお答えいただきたいと
思います。

⑥職員の提案制度は生かされているかどうか。

最後に、⑦札内支所の充実をどのように図っていくのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町第3次行政改革について」であります。

本町では、「幕別町行政改革大綱（第3次）推進計画」後期計画において、自立型組織への転換と組織の再編を大項目に挙げ、その中で組織機構の見直し、定員管理、職員の意識改革や人材育成について項目立てを行い、具体的に取り組んでいるところであります。

行政のスリム化は、単に業務の委託や職員定数を削減するだけでなく、職員の意識改革や能力の向上を基礎として、住民サービスの質の維持向上を図り、また指定管理や民間委託に関しましても十分な検証に基づき、万全の準備のもとに移行を進めているところであります。

ご質問の1点目、「職員定員の適正な管理と新採用の考えについて」であります。

本町の職員数につきましては、合併時の平成18年4月におきまして、274人でありましたが、平成20年に策定した「幕別町定員適正化計画」の中で、退職者数に対する新規採用者の補充率を4割と定め、計画的に職員の補充を実施してまいりました。

その結果といたしまして、平成24年には職員数は235人と、39人の削減を行っており、それに伴う人件費の削減効果も、平成18年から22年までの前期計画において、累計ではありますが8億円余りに上り、また後期計画といたしましても、この2年間で約2億8,000万円の人件費の削減となり、大きな財政効果を得られたものと考えております。

しかしながら、近年多様化する住民サービスへの対応や、地方分権の進展による権限移譲業務も増加しておりますことから、業務量に見合った適正な職員配置が非常に重要となり、昨年度からは退職者数に見合う新採用職員の補充を実施いたしております。

また、新規採用に当たりましては、年齢バランス等も考慮しながら、適正な採用を実施しており、今後はさらに、効率的な組織機構の見直しや再任用制度の関連にも配慮し、適正な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「臨時職員の配置と賃金、待遇改善について」であります。

初めに、臨時職員の配置についてであります。現在本町では嘱託看護師や嘱託保健師、年金業務員などの嘱託職員、一般事務補助や保育士などの日額臨時職員、給食調理員等のパートの職員など、多種多様な雇用形態の臨時職員を任用しており、平成26年4月1日現在の総体の人数は、288人となっております。

主な配置といたしましては、庁舎内外の一般事務補助職員が31人であり、それぞれの部署において事務的補助業務に携わっております。

また、学校の特別支援教育支援員が37人、学童保育所指導員が20人と学童の支援に携わっております。さらに保育業務における臨時あるいは代替の保育士は80人で、保育の専門職員として業務に従事しております。

その他嘱託職員が35人、保健福祉センター、トレーニングセンター、給食センター等それぞれ専門的業務に従事しております。

次に、賃金についてであります。例を挙げて申し上げますと、一般事務補助職員につきましては、月20日程度の勤務で月額12万7,000円、保育所等の臨時保育士につきましては、同様に月額14万

2,000円、月額嘱託職員では年金業務員が月額17万2,000円、嘱託看護師が月額20万5,000円となっております。

また、それらの職員に対する待遇改善についてであります。看護師、保健師に関しましては、過去に月額単価を大幅に見直し、さらには一部嘱託職員への身分改善を実施してまいりました。

さらに、平成25年度からはトレーニング補助員、保育士において月額単価と時給単価の見直しを行い、今年度におきましても、図書館勤務の臨時職員の賃金について、経験年数を考慮した月額単価の見直しを行い、待遇改善を図ったところであります。

今後も、業務の複雑化や専門知識の必要性などを十分考慮し待遇の改善を検討してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「時間外勤務の実態と長時間残業の改善について」であります。

時間外勤務につきましては、業務の繁忙期あるいは災害等突発的な業務に対応するため、定められた勤務時間を超えて業務を遂行する必要がある場合の勤務となりますが、部署によって繁忙期の時期や時間数に違いはあるものの、役場の業務や職員配置の関係上、一定程度は必要なものと考えております。

時間外勤務の実績といたしましては、選挙事務、法改正や新規事業に伴う事務など、その時々の特要素に左右されることはありますが、平成24年度における1人当たりの年間時間外勤務が平均190時間に対し、25年度では189時間と若干減少しており、また時間外勤務手当の総支給額も全体で7%ほどの減少となっております。

時間外勤務については、各係、各課の協力態勢の中で縮減を進めることが重要であります。加えて現在、水曜日をノー残業デーと定め職員周知を図っているほか、札内支所における開庁時間延長のための人員確保については、時差出勤制度を実施しており、今後はその他の部署においても導入の可能性を検討していくなど、職員の健康管理の観点からも、さらに縮減に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「外部委託の現状について」であります。

公共施設の管理運営と事務事業の民間委託につきましては、幕別町行政改革大綱（第3次）推進計画に基づき、効果的、効率的な管理運営と住民サービスの向上を図るため、指定管理者制度の導入を初め、業務委託や民間移譲等を徐々に進めているところであります。

現在、町内には、学校、道路、河川を除き296の施設がありますが、管理運営に当たっては、そのうち指定管理者制度によるものが4施設、民間への業務委託によるものが119施設、運営委員会等の地域に委任しているものが84施設、民設民営化によるものが1施設で、合計で208の施設を外部委託等により管理運営しているところであります。

既に指定管理者制度を導入している4施設におきましては、定期的にモニタリング等も実施しており、質の高い住民サービスの提供の確保に努めているところであります。

これからの指定管理者制度等の導入につきましては、それぞれの施設の管理のあり方や経費の縮減、制度導入による住民サービスの向上への期待度など、既に導入している施設の実績などを踏まえた上で、さらに検証していくことが肝要であると考えております。

ご質問の5点目、「組織機構の見直しについて」であります。

現在の後期計画における組織機構の見直し案につきましては、行政改革推進委員会への諮問・答申を経て位置づけたものであります。これは平成23年の計画策定時の時代背景や類似団体における職員数、業務の内容等を参考に、平成27年4月1日を目途とした組織機構の方向性を示したものであります。

その中では、ある程度の職員数の削減を見込んでおりましたことから、ご質問にありますとおり、福祉課長のこども課長兼務や現在の企画室と総務部の統合、再編、議会事務局と監査事務局の統合等を挙げていたものであります。

しかしながら、平成27年4月には統一地方選挙が予定されており、また新庁舎の落成時期が平成

28年3月であることなどを考慮すると、実質的な組織機構の変更実施は、平成28年度からが適切であると考えております。

さらには、先ほど申し上げましたとおり、目まぐるしく変化する時代の流れや業務量の増加に対応するため、加えて、今年度着手している札内福祉センターの「改築基本計画」に合わせて、札内支所機能の充実も見据えた組織機構のあり方、方向性を位置づけなければならないところでもあります。

こうしたことから、本年5月に行政改革推進本部設置要綱に基づき、庁舎内に組織機構検討部会を立ち上げ、前回の見直し案を参考に、より時代に即応した、住民の皆さんにわかりやすく効率的でしかも安心感を持っていただける新たな組織機構の見直しに取りかかったところであります。

スケジュールといたしましては、本年10月ごろまでに札内支所の組織機構の素案を確定し、今年度末までに全庁的な組織機構の論議に広げ、来年9月ごろには素案を確定し、パブリックコメントなどを経て、新庁舎における新たな組織機構でのスタートを切りたいと考えております。

いずれにいたしましても、その時々々の社会情勢や住民ニーズに的確な対応ができるよう簡素で効率的な組織機構であることはもちろん、携わる職員の資質を高め、町民の皆さんに満足していただける組織づくりを心がけてまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「職員の提案制度について」であります。

昭和61年度に職員からの事務事業の改善や町政に関する積極的な提案を求め、もって町民サービスの向上に資する目的で創設した職員提案制度は、行政改革大綱推進計画の推進項目に位置づけ、継続して取り組んでまいりました。

しかしながら、近年、新たな提案がなく、制度が停滞している状況でありましたことから、平成24年2月に提案の提出先を企画室に一本化し、審査委員会を常設化するとともに、制度の周知や提案のあった事例の紹介を四半期ごとに行うよう改めました。

改正以降、平成24年度には1件、25年度には5件、今年度は1件が提案され、職員提案制度審査委員会の審査を経て、7件のうち5件を採用し、つつじコースの草刈り時間の変更とコース案内看板の設置、メンター制度の導入、若手職員と町長の懇談の3件につきましては、既に取り組んでおります。

職員提案制度は、個々の仕事の垣根を越えて広い視点で仕事に取り組む姿勢を身につける上でも、大変有効な制度であると考えておりますことから、今後とも「常に業務の改善を意識する仕組み」として、町政に対する職員の参加意欲の高揚に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の7点目、「札内支所の充実について」であります。

札内地区は本庁舎からの距離が8キロメートル離れており、居住人口も多いことから、札内支所は地域行政サービスの総合窓口であり、地域の行政拠点として重要な役割があるものと認識いたしております。

札内支所の窓口におきましては、本庁舎における行政サービスと同様、生活に密着した各種届け出、申請書の受理や諸証明の発行、収納業務がその大半を占めておりますが、これらの事務手続につきましては、可能な限り手続の集約化や簡素化を図り、利用される住民の視点に立った利便性の向上に努める必要があるものと考えております。

さらには、現在実施しておりますサービスに加えて、各種相談業務の充実が重要であると考えておりますことから、昨年4月からは保健師の健康相談日を毎日開催とし、本年4月からは消費者相談業務の従事者及び開催日数も拡充をしたところであります。

今後は、前段申し上げました役場の組織機構の見直しに合わせ、札内福祉センター改築基本計画の策定の中で、札内支所の組織体制の充実に向け検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、職員の適正管理についてであります。

第3次行革前半と後半合わせまして職員の削減を行い、総額で10億8,000万円の人件費の削減になり、財政的に大きな効果が得られているというお答えでありました。

行政改革の質問の1番目に申しあげましたように、こういった税財政改革はもちろん財政効果を生み出されることを期待するものではありませんが、それが過度な職員の負担になっている、あるいは住民サービスの低下になったはならないという思いからお尋ねをしているところであります。

そこでお伺いするわけですが、まず職員の定数をどう見るかということでありまして、現在、幕別町の職員定数条例を見ますと、条例の第2条に職員の定数が掲げられておりまして、総数では283人ということになっております。しかし、ただいま町長お答えいただきましたように、現実には235人の方でお仕事をされているということでありまして、その283人に対しては、実に50人少ない人数となっています。

私、考えるには、定数というのはそもそも目安として置かれているものという認識ではなくて、業務遂行に当たって必要、最少の経費で最大の効果を上げるために組織及び運営の合理化ということ念頭に置きながらも、きちっとはじき出された数字ではないかというふうに思うわけです。その数字が幕別町の場合は283となっていますが、実際には50人の削減になっている。この定数の押さえというのは、まず町長、どのようにお考えなのでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 定数条例を作成するに当たって、それぞれの市町村が条例を定めるわけですが、多くはいわゆる類似団体との調整といいますか、類似団体の状況を踏まえながら、それにそれぞれの町の特殊性を加えてというようなことが条例制定の基本になってくると思います。

例えば町立病院を持っているところですか特別養護老人ホームを持っているようなところは、当然一般業務のほかにそういったところに勤務される方の人数がプラスされていくと。そういったことで、うちの場合はそういったものはありませんから、いわゆる行政の中で条例が制定されるわけですが、うちの場合で特に多いのは、逆に保育所ですかそういった施設が多いことによる定数がふえている部分もあります。

ただ、これはあくまでも目安でありまして、それを例えば1年ごとに条例を見直して、現状に合わせて定数を減らしていくというようなことはなかなかやっつけられないのは、これはどこの町村も同じだと思います。ある程度の定数を決めたら、その範囲内であれば、放置しているということはちょっと言葉に語弊がありますけれども、その定数内であれば1回1回条例を変えたりしないで現状にきているということでありまして、今確かにお話ありましたように、50人ぐらいの条例との差はあるのだと思いますけれども、それは現実的なものとしては押さえておりますけれども、条例を制定するに当たっては、そのような思いからの条例定数であります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 地域性の考慮や類似団体を参酌するというのは当然行われることでありまして、私たち自身も、住民側から見ても、うちの町の定数がどうなのかというときには、そういった状況を見ながら妥当かどうかという思いに立ちます。

それで、ちょっとこだわったのは、定数なら定数を上限とする、あるいは283以内とかという定めではないですね。総務省の資料を見ましたら、目標、設置目標というような形になっていますから、実際はどこの、多くの市町村がその目標よりも少なく、実際には職員を採用して業務に当たっているというのが現実だというのは見られるのですけれども、文言にこだわるわけではないのですが、上限でもなければ以内でもないということになると、やはりそこに必要なものをその町がいろんなことを参酌しながら独自に決めたことであると。そうすると、本来はそれだけの人が必要なのだというふうに思うわけですね。

結局うちの町もそういうふうにして決められたと。それだけの仕事があるのだけれども、そこが結局ずっと行革によって削減をしてきた経過がありまして、では、そこが業務が減ってきたのかといえどそうではないと思うのですね。どこが補うかというふうになると、やはり今いらっしゃる職員の方

が残業するとかあるいは臨時職員で補っていただくとか、そういう手法によって業務に支障を来さないような進め方をされてきたのだというふうに思うのですね。

このことが結局、今、社会全体として確かに財政改革削減にはなったのだけれども、逆にそういった不安定な地方公務員、臨時職員をつくり出して、そこがだんだんウエートが高くなっていて、そして賃金も少なくてワーキングプアにつながってきたという流れがあるのだと思うのです。

これ、2013年の総務省が調べました臨時非常勤職員に関する調査というもので、2013年の公表でありますから、当然数字は2012年のものでありますが、全国の非正規公務員の人数というのは60万人を超えて、全体の17.9%になっているということでありました。市町村はさらに高く、全体の28.8%が非正規公務員の人数となっているということで、これは昭和62年に行革がスタートしたときの数字からいくと、断トツに高くなってきているわけですね。

そういうことを思うと、財政支出は減ったものの裏返せばそういった不安定雇用も拡大してきているということが言えるのではないかと思います、もう一度この定数に対する見方をお答えいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 定数は、押さえ方としては、通常的には大体それが上限だというような押さえ方だというふうに私どもは思っております。ですから、間が50人の差があると、これから何か特にそうなのですけれども、再任用職員なんかはみんなこの定数に入ってくる。多いときにはこれから再任用が10人、20人となってきたときに、それらを見込む中で、今言ったように、定数条例では現実にはいじっていないのが現実。

例えば保育所一つが民設民営だったら、その分は定数が減るか、それではそのとき直すのかというようなことには現実にはならないわけですし、保育士の数もいきなり減らすということにももちろんならないわけですし、おっしゃられるように臨時的保育士はたくさんいらっしゃいますから、そちらを幾らかでも減らして正職員が回るというようなことがあります。

それと、本町の場合でも39人の減も、合併時の274と比べて今39の減ということであります。当然のことながら忠類、今で言う総合支所、当時の忠類村役場にも多くの職員がいましたから、それらが合併することによって当然減っていく可能性があるわけですので、そういったことを見込んで今日の職員数になっているわけで、決して住民の皆さんにご迷惑をかけたか、職員を減らしたことによってほかの職員に大幅な負担がふえた、そういったことは私どもはないというふうに思っていますし、当然そういう住民サービスが低下するようなことがあってはこれはないというふうに、これからも当然そういう思いで定数管理には適正化を図っていきいたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 幕別町は合併をくぐっての定数になっているということは、私も理解をしたいというふうに思います。そういう流れの中で現状があるということで、本当に負担になっていなかったら、わざわざこんな質問もすべきではないというふうにも思うのですけれども。

では、設問の3番のほうに先に行きたいと思うのですけれども、職員の皆さんの残業なのですけれども、平均でお答えをいただきました。前回、前年よりは1時間減りましたよということで189時間ということなのですけれども、これ平均でありますから、これより少ない方も、そして残念ながらこれより多い方も相当いらっしゃるのではないかとと思うのです。

そこで、最高はどのぐらいの残業時間になっていて、よく残業というのは部署に、幕別町はプール制といいましたか、全体で各部署で補いながら、そして総残業支給の金額も総支給の給料の6%であったものを8%に変えてきたという流れありまして、その以内に抑えるというようなことで、正確に残業が反映されているのかどうかという心配も実は持っています。そういう仕組みを取り入れているということによって、しかしそうであっても、現状では最高どのぐらい残業されているのか、それはどの部署になるのか、そして平均超える人はどのぐらいいられるのか伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に本町の時間外手当は決して打ち切りではありませんから、実際に勤務された時間外をされた分については全額支払いをしておりますので、国とか道へいくとある程度の予算があって、それを超えるとそれで時間外手当は打ち切りだと思います。本町はそういうことはありませんので、全額支払いはしております。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 時間外の最高ですけれども、個人別で申し上げますと年間で 674 時間が 25 年度の最高となっております。24 年度は 606 時間でしたけれども、25 年度は 674 時間というのが、年間の個人の最高でございます。

どういった部署が多いのかなと申し上げますと、総務課、税務課、農業振興担当などが多い状況になってございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） 今、674 時間ということですから、職員の皆さんの 1 年間の勤務日数というのは 200 日ぐらいになるのでしょうか。もし 200 日だとすると 1 日平均で、それと水曜日のノー残業デー、これが徹底されているのかどうかというのがありますけれども、徹底されているとすると、1 日 4 時間近い残業がずっと続いているということになるのですけれども、実態はそうでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 年間押しなべてその時間ということですから、平均にいたしますと、そういった計算になるかと思えます。月にして 56 時間ということになりますので、そういうことになるかと思えますけれども、どうしても業務的に偏る、時期的に忙しい時期が偏るといえることがあると、どの部署でもそれはそれぞれあるかと思えますので、時期的にもうちょっと多いときもありますでしょうし、また少ない時期もあるかと思えます。

そういった、時期よっての多寡はあろうかと思えますけれども、あと特殊な要素でどうしてもそのときに新たな業務が入って、限られた時間の中でやらなければならないというようなこともございますので、そこに限られた期限までにやらなければならないというようなこともございますので、集中してしまうような場合があるかと思えます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） 最初の答えにもありましたけれども、残業は全部否定するものでもありませんし、町長がお答えくださいましたように、やはり突発的なこと、それから集中して仕事に当たらなければならない、選挙だとかよく言われます。

そういうときは当然職員の力をかりて、時間を延ばしてやるというのはもう本当に理解できることなのですけれども、674 時間というふうになると、恒常的ではないかというふうに思えるのですよね。労働基準法の中によく三六協定、36 条の中では、1 人当たりの年間残業時間は、健康管理も含めましてどこまでが適切かというふうに出ておりますけれども、その上限というのは 1 年間 360 時間、1 週間 15 時間、1 カ月 45 時間というふうにちょっとだんだん割合が少なくなっていくのですけれども、この労働基準法第 36 条の 360 時間の約 2 倍近い残業が行われているということについては、これはやはり突発的だとか集中したということでは通らないのではないのでしょうか。

そしてこれ、どのぐらい残業手当が支払われているのか、8 億円、後期だけでも 2 億 8,000 万円の人件費削減ではありましたが、こういった最高の残業には残業手当としてこの 674 時間にはどのぐらい払われているのか、全体でどのぐらいのお金になっているのか。そして、こういう 360 時間を超えている人が一体どれぐらいやっつけいらっしゃるのか、そういうことも検証しないと、本当に適正な配置になっているかどうかということにはならないのだと思うのです。いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 今、最高の職員が年間どれぐらい払われているのかというのはちょっと把握はしていないのですけれども、全体で、職員全体の時間外勤務手当の支給額というのは約 8,000 万円ほどになります。

はい、以上であります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） 実は私たち町民から見たら、実態として職員の方の、同じ幕別で暮らすわけですから、随分続けて残業されているなどということを、自分たちの目で見て感じ取ってきておりました、実は。

ですから、実際に毎週水曜日残業しない日が守られていて、そして突発的なときだけ残業をして、あとは何とか仕事が回っているのだと、職員の方も本当に健康を守りながらリフレッシュもしながらきちっと業務に当たっているのだということであれば、この行革の推進についても問題はないというふうに言えるのかなと思うのですが、現実にはそうではない、このような 360 時間を超えて、どのぐらいいらっしゃるのかもお答えがなかったのが、今お答えいただけないのであれば、1 人当たりどのぐらい払っているのか、あるいはその 360 時間を超えて働いている人がどのぐらいいらしているのか資料でいただきたいと思うのですけれども、こういうこともやはり、町長、あわせて見ながら職員の適正配置、採用とかというのはやっていくべきことではないのでしょうか。どう思われますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 時間外の問題は先ほども言いましたけれども、これはゼロにするのは当然不可能であります。ただ、私がいつも言うのは、一つの係だとか一人の人間にその時間外がずっとついて回るようなことがあっては、これはいけないのだと。

ですから、もし一つの係で一番多い、あるいはもう他を断トツするぐらいの時間外があれば、これは職員をふやすなり何らかの方法で解消していくことは必要だと。ただ、時間外を解消するためには、今、人をふやせばそれで全てかということにもならないのも現実にあります。

例えば予算編成の時期などでは、限られた時間に集中して 1 カ月の間に予算をつくらなければならない、何ぼ人をふやしたってだめだ、ある程度の人数でやっていかなければならない。

それから、行事をやるとき、これは教育委員会なんか特に多いと思います。少なくとも土日に行事をするわけですから。これはできる限りは代休をとってほしいというような手法もとっていますけれども、それでも時間外は多くなるのだらうと。

ですから、一つの係では、今言う一人の人間に時間外がついて回るようなことがないように、そして今言われるように、恒常的な時間外にやらないように、そのときは忙しいのだからお互いが助け合おうと、お互いの係が助け合う、そういった手法も講じながら、特に今おっしゃられたように、健康管理の面、お金もさることながら健康管理という面も最大限に考えていけば、そういう手法もこれからは講じていかなければならないだらうというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） ぜひ、そういう恒常的な残業、年間を通して 3 時間も 4 時間も続くようなことはあってはならないと思いますし、その実態があるかどうかも含めて十分調査いただいて、町長が思う、健康も守って職員に職務に当たっていただくという環境づくりに力を入れていただきたいと思います。

次、臨時職員のほう、2 番目のほうなのですけれどもね、この臨時職員も先ほど言いましたように、どんどん行革の中で割合がふえてきました。

この幕別町の状況は、総務省がこの 2013 年に数字を出したときに、全国の状況を出したのですよね。それを北海学園の研究科の人たちが大学の中で行って、北海道全部の自治体の調査をまとめたのですけれども、そのときの幕別町の臨時職員の割合というのが 46.5%、そのときですね、今はもっと多いのですけれどもね。それで、臨時職員のウエートというのは、上士幌に次いで 2 番目に高いのがうちの町だったのですよね。

私はこのウエートが高いということだけで問題だということではありません。つまり、行き届いた行政推進をしようと思ったら、例えば特別支援員の教員をほかの町よりうちの町は多く配置しているとか、保母職についても配置しているとか、そういういわゆる手厚い住民サービスをするために臨時職員の方をお願いしているというのがありますので、このパーセントが高いというだけで問題とい

うふうには思わないのですけれども、しかし、全体としてこの人たちの置かれている条件といえますか賃金にあらわしていけば、年収 200 万円程度でずっと働いているということです。

このときのデータでは、幕別町のフルタイムの 2012 年の職員は 103 人というふうになっていましたけれども、現状ではもっとふえているのではないかというふうに思います。

先ほど町長お答えいただきました数字では、この 46.5%というときには、非正規職員は 204 人だったわけですね。男性 42 人、女性 162 人。ところが、今回のお答えは 288 人ということでありますから、割合からいえば 54%ぐらいになろうかと思えます。もつとなりですか。ふえてきていますよね。

待遇改善に取り組むということをされてきたということでありまして、この間、保母職の賃金アップと予算の中の積算の資料で見せていただきました。ただ、そういうものは上がっていますけれども、余り上がっていない部分もあるわけですね。最初の設定がどうだったかということもあるのでしょうけれども、看護師さんも変えてきましたよとかと言いますが、余り変わっていない。単価日額 8,020 円、8,030 円、8,020 円というような流れの中で定められてきているとかということもありますので、サービスを提供していただく臨時職員の方についても、やはりきちっとした生活をしていただくだけの保障につながるような努力という点では、やはり待遇改善しかないのだと思うのです。そこに取り組んではこられてきていますけれども、この 288 人もいらっしゃるという状況を思えば、さらなる手だてが必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） うちが管内的にも非常に臨時職員が多い、その一つは今おっしゃられた支援員が今急激にふえている部分があります。あるいは保育所にかかわって代替の保育士さんを初め、非常に多くの保育士、さらには近年はへき地保育所なんかも通年化しましたから、これ人数は変わりませんが、若干の数はふえていますし、学童保育も子どもがふえることによって指導員の増員もなされている。いろんな要素がありますし、この中には施設等の管理をされている方も同じような扱いになっているというふうに思っています。

それで、今一番私どもが気になっているといえますか、手をつけなければならないのは、保育士の今の日額単価、これをやっぱり将来的にはやはり、将来的というか来年になるか再来年になるかどっちにしても、やっぱり月額に変えていく必要があるのではないかと。特にへき地保育所なんかは、今までは 10 カ月だったものが通年になってきますから、これが本当に日額ではどうなのかなという思いもあります。

そういったことを踏まえながら、一つ一つ待遇改善というようなことに当たっていくことが大事なのだろうなというふうに思っておりますし、ただもちろん、今まで余り上がらなかった要因の一つは、根本には職員の給料がありますから、これ職員給与が上がるどころか、ずっと一時は下がった状態ですから、臨時職員だけぼんと上がることには、なかなかなくてこなかったものもあります。

今は、最低賃金もやっと北海道も少し上がってきたようでありますけれども、そういったことも踏まえながら、社会情勢や経済情勢もよく見ながら、町としてもこれから改善に対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） 日額ではなくて、月額の採用は本当に有効だというふうに思います。日額はとにかく休んだら給料がもう減ってしまうというような、本当に不安定な状況に置かれるわけですから、月額の取り組み。

あと私たち 1 カ月ほど前に、訓子府町というところにまちづくりの研修に行かせていただいたのですが、臨時職員の中から採用していく手法をとられているんですね。

普通でしたら公務員ということで、ぎりぎり 30 歳ぐらいまでが限度なのかなというふうに、そういう固定概念でいっていたものですから、しかしそれを越えてね、もちろん試験があるわけですが、挑戦する者に機会を与えていくというような取り組みもされていて、ちょっと目を見張ったのですけれども、あらゆる手法を講じていただいて、本当にきちっとした職務に見合った待遇を築くとい

うことにぜひ力を入れていただきたい、このように思います。

次、外部委託の状況ですが、外部委託につきましては、昨日も指定管理等についての芳滝議員の質問がありましたので、内容については精査したところなのですけれども、この外部委託は行革の中では、新たな公共空間の創設及び行政のスリム化というところに位置づけて取り組まれてきたわけですよ。

その指定管理については、いろいろ実施するときに意見も出させていただいて、基本的には公の仕事は公が直接責任を持ってやるべきではないかという思いで来まして、今もその思いは変わりません。しかし、そういう中で業務が展開され、それぞれの事業者の努力も開始されているところではありますが、それにしても、例えば今回はアルコの問題もありましたけれども、なかなか住民全体にその運営そのものが適切に行われていないのではないかというような声が上がってくるような現状もあります。

したがって、他の委託部門たくさんあるわけですけれども、町の責任というのはいなめないわけですが、もちろん委託をしていることあるいは株主になっていること、出資している、みんなそうですね。その責任を本当に果たされていくということが大事ではないかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、委託にしる指定管理にしる、いろんな出資法人にしる、町としての責任というのは当然あるのだろうというふうに思います。ただ、法人によっていろんな運営手法がありますから、その中で町としてどう対応していくかということが求められてくるのだろうというふうに思っております。アルコにしるゴルフ場にしる、あるいは指定管理の施設にしる、町が最後の責任は、筆頭株主としての責任はこれは当然求められてくるのだろうというふうには思っています。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） 百年記念ホールの問題が起きたときに思ったのですけれども、やはり指定管理、別事業者が仕事を運営していくということは、手が届かなくなるということはこれはいなめないのですよね。もちろんきちっとした契約を交わされて、その条件に基づいてやっていただくわけですけれども、しかし、その中の一部始終をこの庁舎の人たちが直接携わってやっているときと違って、手が届くように見えるわけではありませんから、そういった指定管理、外部委託というのは、そういういざリスクというかマイナス面もあるわけです。そういう点ではいろいろ改善の取り組みがなされていますので、その推移を見守りたいとは思いますが、ぜひそういった注意を払いながらいていただきたいと、このように思います。

次、組織機構の見直しであります。平成 27 年度、来年の 4 月からというふうに位置づけられていたものですから、お尋ねをいたしました。ここで言われるのは、改選期でもある、あるいは庁舎の建設もあって 28 年にしていくのだということですが、基本的な考え方として、部署というのは、当然行革の基本的な考え方の中にもありますが、適切な見直しというのは常時していかなければならない。

ただ、今回挙げられている部署というのは、結構、最近設置された、まあ企画は古いですが、子ども課にしても新しいですし、それから監査の独立したのもいろんな経過があって独立したということがありましたよね。もともとは違う。そういうのがまたちょっと、時間がたてば戻るのかなというようなことだけではないと思うのですが、そういった懸念もありまして、お尋ねをしたところです。

特に、企画であるとか、あるいは子ども課であるとかというのは、もともと企画はトップの部署ですけれども、子ども課は民生部の下にありますので、そこの中の課の見直しということで位置づけられるのですけれども、例えば議会事務局と監査委員というふうになると、別部署になりますよね。そういうところがまたもとに戻されるという、ただ人が補充されるとかそういうことがあれば別なのですけれども、ただ戻すということだけでは、本当の意味の機能強化というふうにはなっていないだろうと思ひまして、考え方はどのように持っておられるか、伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、こども課なんか新しいのですけれども、これは先ほども言いましたように、社会情勢や住民の皆さんが行政に寄せるニーズ、そういったものを捉えた中で、毎年いろんな角度から機構というものは見直していくことが必要なのだろうというふうに思っております。

一時はもうどンドンどンドン工事が進められたときには、いわゆる建設部が重点的にふえて、人の配置もそうですし、課もふえていった時代。それがいつか今度は福祉、あるいは保健行政に力が求められていると、そういったことで変わってくるわけでありまして、こども課なんて名前も、かつては児童福祉課という名前であったこともありますけれども、いつの間にかなくなって民生課になってまたこども課になった。そういう状況を見きわめながら課の設置機構を見直していくということが必要だというふうに思っております。

ですから、今回、ご質問にありました監査事務局なんかは、我々からすると非常に早い機会に、管内だとトップクラスに監査委員事務局を幕別は立ち上げた。実は私が初代なのですけれども、そういったことから、今は議会と一緒にするなんていうふうには、この時点でそういう考えがあったから載っているのでしょうかけれども、そういったことも含めながら組織機構の見直しの中で考えたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） はい、わかりました。機構の見直しの目標は時代の変化に対応できる効率的な組織に向けていくということと、ワンストップからのいろいろありますが、新しい今の時代に求められる、強化すべき部署というのはやはり防災ですとか災害あるいは自然エネルギーですとか、こういったところが関連してくるのですけれども、特に強化が必要なところだと思うのですが、考え方はどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） これは先ほど来申し上げておりますけれども、今、検討委員会ができて、内部で十分検討されていると思っておりますけれども、きのうもちょっとお話しさせていただきましたけれども、防災担当なんかは、うちは他町村に先駆けて、今、設置をしております。

エネルギーの問題も、今、どういう職種、職名がいいのか、あるいはどの課に配置することがいいのか、あるいは機構全体の中で位置づけていくことが大事でないかというふうに思っておりますので、十分内部で検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 職員の提案制度であります、ちょっと停滞してしまったということでもあります。ただ、若手の職員の方と懇談されているとマスコミ等でも取り上げられていまして、非常に期待の大きいところでありました。

他町の例だけ出して、大変申しわけないと思うのですが、最近小さな市町村で職員の皆さん、町民も議員ももちろん私たちも提案する仕事ではありますが、きのう出ておりました東川町であるとか、あるいは先ほどの訓子府もそうですが、本当に職員の皆さんと理事者と一体となってアイデアを出し合うという、そういうのがあって、東川町はきのうもありましたけれども、写真甲子園の町であり、子どもたちが、新しい子どもが誕生したら、その町の椅子をプレゼントするとか、いろんなことをやられているのですけれども、何か新鮮な感じがしまして。

うちの町はもう皆さん本当に頑張って行政を遂行する、それは規模が大きいだけに責任もまた違った重みがありまして、大変な中で頑張っておられると思うのですが、先ほど言いましたように、十分な人が配置されていなかったり、残業がたくさん続くとかというようなことであれば、なかなか新しいアイデアも生まれづらいというふうに思うのです。そういう点も含めて、全体の中での生き生きとしたアイデアが登場するような図り方といいますか、それをぜひ求めたいというふうに思います。

もう一つ、お答えの前に時間が来ましたので、まとめてお答えさせていただきたいと思うのですが、そ

のことで、支所のほうなのですが、これから10月に向けて素案が出されるということでありますから、そこでも機会があろうかと思えます。ただ、今10人体制、正職8人、臨時2人やっていますが、ここを、いろいろありますが、住民の皆さんの声はその支所でとにかく完結したい。自分の用事、支所で終わりたい。地理的な条件ありますからね。離れた本庁までわざわざ来なくても、そこで完結したいのだというところに、公住のこととか生保のこととかいろいろありますね。そういったことがありまして、それと防災の拠点になってほしい。これが大体、今、住民の方のほとんどの声なのです。ここをきちっと盛り込んで臨んでいただきたいと思います。二つ、お答えいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の提案制度にかかわってでありますけれども、今、私どもの町もいろんなプロジェクト、例えば定住促進はどうあるべきかというようなことについては、若手の職員を中心にいろいろ話を進めております。

あるいは、もちろんその庁舎建設に当たってもそうでありますし、今盛んにマスコミが騒いでおりますけれども、ふるさと納税にかかわってのいろんな上士幌の例もありますけれども、そういったことについてもこれからもぜひ若い人たちの中でプロジェクトをつくりながら、意見を聞いていこうと、そういう取り組みは進めておりますので、提案制度とあわせながら、これからよりよい方向へ持っていきたいというふうに思っております。

札内支所の充実、おっしゃるとおりその場で完結できることが大事でありますし、防災はまた全体の防災計画の中の位置づけになってくるのだらうと思えますけれども、ただ私どもがいつも申し上げるのは、札内支所、支所の中で支所がどう充実していくかと。決して本庁と一緒になるということにはならないのだらうというふうに思えます。ですから、職員の配置ももちろん、同じように職員が配置できるかなんていうことは当然あり得ないわけですから、議員がおっしゃられるように住民の皆さんが支所に来て、そこで満足していただけるような支所でなければならない。それにはどういうことが必要なのか、それらを今十分検討している状況であります。

○15番（中橋友子） 時間ですので、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、11時15分まで休憩いたします。

11:03 休憩

11:15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○10番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

障がいの有無にかかわらず、安心して暮らせる地域社会に。

近年障がいのある人をめぐる環境は国際的に大きく変化をしています。平成19年9月、日本政府は国連総会で採択されていた「障害者権利条約」に署名をし、平成26年1月には国連に批准書を提出、同年2月末から発効しました。障害者権利条約は締結国に、福祉、教育、雇用、地域生活、政治参加などさまざまな分野で障がいに基づく差別を禁止し、平等を促進する立法措置などを求めているものであります。

日本政府が「障害者権利条約」を批准するに当たって、平成23年に「障害者虐待防止法」の成立と「障害者基本法」の一部改正、平成25年には「障害者自立支援法」を前身とした「障害者総合支援法」の施行や「障害者雇用促進法」の一部改正などの法整備を行ってきました。

幕別町においても、平成24年3月、「障害者基本法」に基づく障がい福祉施策の取り組みを基本理念としている「幕別町障がい者福祉計画」と「障害者自立支援法」に基づく国が定める自立支援給付

及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために、基本指針に即して作成する「第3期幕別町障がい福祉計画」平成24年度から26年度までの3カ年計画で、以下「3期計画」と読ませていただきたいと思います。これを一体的に策定しました。

今、「幕別町障がい福祉計画策定委員会」が次期の「障がい福祉計画」の策定に向けて審議を進めています。「3期計画」の指標となった障害者自立支援法は、障がいのある人への応益負担を根幹に据え、障がいを自己責任化する社会保障とは相入れないものでした。それにかわる「障害者総合支援法」も実質的に「障害者自立支援法」を延命させたものと言われています。「第4期計画」の策定に当たって、以下の点について伺います。

1、「第3期計画」の実施状況について。

- ①相談支援体制の強化は。
- ②居宅や施設サービスの基盤整備状況は。
- ③障害支援区分認定の認定結果や審査会への支援状況は。
- ④施設入所者の地域生活への移行状況は。
- ⑤福祉施設利用者の一般就労への移行状況は。
- ⑥医療費助成制度・交通費助成制度の周知のあり方は。

2、「第4期計画」の策定に向けて。

①福祉サービスの利用者負担の軽減や障がいのある人への医療費・交通費助成の拡大をしていくべきと考えるが、いかがでしょうか。

②町の施設のバリアフリー化に向けての考えは、どのようなものでしょうか。

③「障害者総合支援法」の見直しに向けて、「障害区分認定調査を廃止し、個々の支援の必要量や希望が保障される仕組みの構築」「介護保険優先原則を廃止し、介護保険利用対象者となっても従来から受けていた支援が継続できるように」「事業所施設の運営の安定化に向け、報酬を日払いから月払いへ戻す」などとあわせ、抜本的な障がい者関係予算の改善を国に求めていくべきと考えるが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「障がいの有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会に」についてであります。

我が国の障がい福祉は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、平成18年4月に施行した障害者自立支援法により、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点に立ち、障がい福祉サービスや公費負担医療等が一元的に提供されてきたところであり、さらには平成24年6月に、同法を「障害者総合支援法」に改め、障がい福祉サービスの給付に加え、地域生活支援事業の支援が明記され、それらが総合的に行われてまいりました。

本町におきましては、障害者基本法に基づく「幕別町障がい者福祉計画」と障害者総合支援法に基づく「第3期幕別町障がい福祉計画」に沿って、障がいのある人が自立して普通に暮らし、地域に住む人々が障がいの有無や年齢、性別にかかわらず、自然に交わり、支え合うまちづくりを目指して、「自立・社会参加・共生」を基本理念に掲げ、各種事業を実施いたしているところであります。

現在の計画は、本年度をもって計画期間が満了となりますことから、平成27年度からの3年間を計画期間とする新しい「障がい者福祉計画・第4期障がい福祉計画」の策定については、本年5月に「障がい者福祉計画策定委員会」に諮問いたしましたところであり、今後、ご審議いただいた上で、答申を経て本年度中に策定する予定であります。

初めに、「第3期計画」の実施状況について」であります。

ご質問の1点目、「相談支援体制の強化」についてであります。

平成23年度においては2カ所の相談支援事業所の体制でありましたが、現在は、町担当窓口を初め、町内の相談支援事業所4カ所と基幹相談支援センター機能強化事業を委託しております十勝障がい者

総合相談支援センターの合計6カ所に増加いたしております。

また、来年4月からは障がい福祉サービスの利用に当たっては、相談支援専門員等が作成するサービス等利用計画が必須となりますが、この利用計画は、町内の4事業所を含む管内14の相談支援事業所で作成が進められているところであります。

サービス等利用計画は、本年9月1日現在で、障がい福祉サービスを利用している方が254人のうちおよそ半数の119人が既に作成されております。

また、障がい児につきましては、39人のうち14人の作成にとどまっており、まだ半数以上の方が未作成となっておりますが、今年度末までには、全員の方の利用計画が作成できる見込みであり、本町では相談支援体制の強化は図られてきているものと認識いたしております。

加えて、平成22年度に障がいにかかわる関係者で組織した「幕別町自立支援協議会」の相談支援部会を毎月開催し、ケース検討と情報交換を行っているところであり、町の担当者を初めとする相談支援従事者が、利用者に対し、よりの確な相談支援ができるよう努めているところであります。

ご質問の2点目、「居宅や施設サービスの基盤整備状況について」であります。

本町における「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」などの「訪問系サービス」や生活介護などの「日中活動系サービス」の利用実績は、現計画に掲げた目標値をほぼ達成している状況にあります。

また、「就労継続支援A」と「就労継続支援B」の利用実績も同様にほぼ計画を達成しており、グループホームの施設サービスについては、計画を上回っているところであります。

このように利用実績が伸びている背景には、町内や近隣市町村の障がい福祉サービス事業所が増加していることやグループホームが町内に整備されたことが主な要因と考えられるところであり、基盤整備が着実に進んでいるものと認識いたしております。

ご質問の3点目、「障害支援区分認定の結果や審査会への支援状況について」であります。

本年4月からは、障害者総合支援法のもと、「障害程度区分」から「障害支援区分」に改められ、その認定が知的障がいや精神障がいの特性に応じて適切に行われるよう、認定調査項目と評価方法の見直しをなされ、適用されているところであります。

認定結果であります、「障害程度区分」として認定した平成25年度におきましては、認定審査会で認定した件数は東部4町全体で72件で、そのうち幕別町は48件でありました。

48件のうち新規申請が12件、更新申請が36件でありましたが、程度区分1が3件、程度区分2が15件、程度区分3が6件、程度区分4が6件、程度区分5が13件、程度区分6が5件でありました。

また、認定審査会につきましては、委員5人全員による1合議体で審査をしており、80の調査項目と精神障がいの機能評価や身体の麻痺状況による第1次判定の結果と特記事項、主治医意見書に基づき審査を行い、第2次判定として「障害支援区分」の認定をしているところであります。

なお、認定審査会は月1回開催しておりますが、1回当たりの審査件数は平成24年度が10件、25年度が6件となっておりますが、事務局を担任する町として、審査会委員との連絡調整に配慮し、適正に運営いたしております。

ご質問の4点目、「施設入所者の地域生活への移行状況について」であります。

現計画は平成17年10月1日を基準にして、計画時の施設入所者72人を26年度末までに63人とする計画でありましたが、本年9月1日現在の施設入所者は61人であり、既に目標を達成している状況にあります。

ご質問の5点目、「福祉施設利用者の一般就労への移行状況について」であります。

本町では、就労移行支援事業や就労継続支援事業、職場体験事業などを通じて、障がいのある人の一般就労への移行を目指しているところでありますが、目標値の12人に対し、平成25年度末までに10人が一般就労に移行いたしました。

また、平成21年度から実施いたしております職場体験事業により一般就労へ移行した人は6人で、そのうち福祉施設利用者は4人となっております、一定の成果を上げているところであります。

ご質問の6点目、「医療費助成制度・交通費助成制度の周知のあり方について」であります。

重度心身障害者医療費助成制度の周知につきましては、受給者証の更新時期が8月でありますことから、毎年、町広報紙7月号で制度の内容について周知を図っているとともに、ホームページにも掲載しているところであります。

また、個別の周知といたしましては、受給者証の更新の際に助成内容を記載した文書を同封するとともに、身体障害者手帳等の交付を受け、新たに対象となる可能性がある方には、助成制度の案内文書を送付いたしております。

交通費助成制度など障がい福祉に関する制度の周知につきましては、ホームページに障がい福祉サービスなど各種制度の概要や申請方法について掲載するとともに、本町が独自に作成した障がい者福祉サービスの掲載冊子「みんなのふくし」を、身体障害者手帳等の交付時に配布し、制度の周知を図っております。

次に、「第4期計画」の策定に向けて」であります。

ご質問の1点目、「福祉サービスの利用者負担の軽減、障がい者への医療費・交通費助成の拡大について」であります。

自立支援給付費や地域生活支援事業などの障がい福祉サービスの利用者負担につきましては、1割負担が原則とされておりますが、本町におきましては地域生活支援事業の利用者負担を100分の5に軽減しているところであります。

また、所得に応じて4区分の上限月額が設定されており、生活保護受給世帯と町民税非課税世帯は0円、町民税課税世帯で所得割が16万円未満の世帯は9,300円、所得割が16万円以上の世帯は3万7,200円とされておりますが、障がい福祉サービスを受けている方の254人中、利用者負担があるのは24人で、率にしますと9.4%となっております。

したがいまして、利用者負担の軽減につきましては、現行の制度を継続することを基本として考えているところであります。

次に、本町の重度心身障害者医療費助成制度につきましては、「ひとり親家庭に対する医療費の助成」と同様に、北海道医療給付事業と連携し実施いたしているところであります。

現在の対象者につきましては、身体障害者手帳1、2級と内部障害3級の方、療育手帳Aの方、精神障害者保健福祉手帳1級の方が対象であり、合わせて所得が限度額基準以下である方が助成対象としております。

現在、平成25年度末の対象者は420人で、そのうち65歳未満の対象者は204人であり、そのうちの9人が子ども医療費助成事業により実質的に無料化されております。

次に、交通費の助成についてであります。現在、町では腎臓機能障がい者の通院を初め、特定疾患患者等の通院、心身障がい者施設への通所、心身障がい児の通所などに係る交通費に対して助成を実施いたしております。

このように本町におきましては、利用者負担の軽減、障がい者への医療費と交通費に関して一定の助成を実施いたしており、今後も現行制度を継続していくことを基本に考えているところであります。

ご質問の2点目、「町の施設のバリアフリー化について」であります。

障がいのある人が住みなれた地域社会で安心して生活を送るためには、生活基盤である住環境の整備と公共的な建物や道路などの環境面の整備において、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に立った整備促進が重要であると考えております。

新たに整備する公共施設につきましては、ユニバーサルデザインの視点に立った整備に努めているところであり、現在、建設中の新庁舎におきましても、基本方針に「高齢者や障がい者の方のもとより、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインが図られた庁舎」を掲げ、オストメイト対応の多機能トイレの配置を初め、室内通路や歩行者通路の車いす対応などに配慮いたしているところであります。

また、既設の公共施設につきましては、大規模改修の際にユニバーサルデザインに配慮した改修を心がけており、本年度改修予定のあかしや南近隣センターにおいてはバリアフリー化を図ることとい

たしております。

道路の整備につきましては、「幕別町構造技術的基準等条例」により、歩道の幅員などについて、国や道に準じた基準を定めているところであり、バリアフリーに対応した歩行者空間を確保するため、歩道の段差解消を計画的に実施いたしているところであります。

ご質問の3点目、「障害者総合支援法の見直しとあわせ抜本的な予算の改善を国に求めることについて」であります。

初めに、「障害区分認定調査を廃止し、個々の支援の必要量や希望が保障される仕組みの構築について」であります。障害者自立支援法を障害者総合支援法に改めた際の改正法の附則に、検討規定が盛り込まれており、障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途に5項目について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされております。

その1項目に「障害者支援区分の認定を含めた支給決定のあり方」が含まれておりますことから、そのあり方について所要の見直しがなされるものと認識いたしており、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、「介護保険優先原則を廃止し、介護保険利用対象者となっても従来から受けていた支援を継続できるように」についてであります。

障害者総合支援法により、介護保険の被保険者である65歳以上の障がい者が、要介護状態または要支援状態となった場合には、要介護認定を受け、介護保険法の保険給付を受けることとされておりますが、介護保険で受けられない支援につきましては障害者総合支援法での支援が受けられるよう定められております。

介護保険法による保険給付になりますと、利用者負担が原則1割でありますので、障害者総合支援法による給付よりは利用者の負担がふえることになるという課題がありますが、障害者総合支援法の見直しに係る検討項目に「精神障がい者及び高齢の障がい者に対する支援のあり方」が含まれていることから、前段申し上げましたように、高齢の障がい者については、所要の見直しがなされているものと認識いたしており、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、「事業所・施設の運営の安定化に向け、報酬を日払いから月払いに戻す」についてであります。

障害者自立支援法が施行された平成18年4月から、月払い方式が日払い方式に改められましたが、これに伴い、報酬単価の設定に当たり、利用率を加味して一定の欠員等にも配慮するとともに、18年度から3年間において従前報酬の9割を保障することや、事業者の経営基盤の強化のため20年4月から、通所サービスの報酬単価を引き上げるなどの経過措置が講じられており、現在では、日払い方式が定着してきており、月払い方式に戻すことは難しいものと考えております。

次に、「抜本的な障がい者関係予算の改善を国に求めることについて」であります。現在、策定中の「障がい者福祉計画・第4期障がい福祉計画」に基づき、「障がいのある人が自立して生活ができるよう地域全体が支えるまちづくり」が達成できるような「障がい者関係予算」になるよう、さまざまな機会を捉え、国等に要望をしてまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

この質問をするに当たって、町内の障がいのある方にかかわる相談支援員の方やそれから就労支援にかかわる事業所の方、それから障がいのある方の家族会の方など、役員の方など、いろいろと懇談をさせていただいてこの質問を用意させていただいたわけでありましてけれども、今いただいたご答弁の中には、その家族や障がいのある方の思いとも少し、特に要望などの点ではギャップのある、そんなことも感じながら聞かせていただいたところであります。

障がいのある人、またその家族、相談窓口がしっかりしていること、このことが大変重要なのだというふうに思います。相談支援の体制の強化ということについてでありますけれども、そのためには相談の窓口立つ人の専門性、それから基幹相談支援センター、自立支援協議会、この二つの機関の

機能が十分発揮されることが大変大事なのだというふうに考えているところであります。

それで、まずお聞きしたいことは、ご答弁にもありましたように、来年度以降、障がい福祉サービス利用者全員がサービス利用に当たっては、支給決定前にサービス等利用計画案の提出が求められるということになっているわけでありまして、現在の到達点ということでは、254人中119人が作成されているということ、障がい児については39人中14人であるということのご答弁があったわけでありまして。

それで、今年度末までに全員にできるよということの断言が答弁の中ではあったわけでありましてけれども、残りの人数がまだどちらも半分あるいは半分以下という状況の中で推移しているわけですが、残すところ約半年ほど、その中でちゃんと利用が行き渡るようなアセスメントができて、この計画ができる、そのことについてはそういう答弁があったわけでありましてけれども、ちょっと私自身としては不安に思っているところであります。どのような計画の中で全員に行き渡る、そういうめどがあるのか、そのことをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） サービス等利用計画の作成の関係でありますけれども、119人中在宅が136人、施設入所が61人、グループホーム等が53人というような内訳になっておりまして、施設入所だとかグループホームにつきましては、それぞれその近隣の事業所にその作成を委託するということとなりますので、主に在宅の136人につきまして町内の支援事業所で作成をするということになります。現在4事業所がございまして、相談支援専門員が資格を有している部分で7人おります。それから、基幹相談支援センターを委託しております十勝障がい者総合相談センターにも作成といえますか、利用者が通所しているわけがございまして、そこにも相談支援専門員がたくさんいるわけがございまして。それから、この4事業所それから十勝障がい者総合相談センター以外に、町外の相談支援事業所を利用している方もございまして、その関連する事業所が町内含めて14ですから10事業所あるということになりますから、そういうことから27年度の3月まで作成が可能だというふうに考えているところであります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） わかりました。このアセスメントをしながらどんなサービス利用計画がいいのかということの議論は、本当にその人の一生を随分というか大変左右する、生き方を左右するものだというふうに思いますので、くれぐれも慎重な利用に当たっての調査をしていただきたいと思っておりますし、ぎりぎりになって、そして4月に利用計画ができるような、そんなことにはならないように、町のほうでしっかりと見ていただきたいなというふうに要望したいと思います。

幕別町においても基幹相談支援センターができたということを知っているところであります。この基幹相談支援センターの役割でありますけれども、社会福祉士など専門職の配置による一定の体制の中で、障がいのある人の地域生活をする上で抱える各種の問題や総合的な相談、地域の相談、関係機関とのネットワークづくりなど、地域の中核的な役割を担う機関というふうになっているところであります。

今、幕別町の福祉課がその役割を担っているのかなというふうに思うのですが、実際どうなのでしょう。

そして、今、私が述べたような、国が言っているようなその機能を、今もう幕別町の基幹相談支援センターは発揮できているのかどうか、そのことをお尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 基幹相談支援センターにつきましては、現在、十勝障がい者総合相談支援センターに委託をしております、週のうち2日保健福祉センターのほうに勤務をしていただいております。その中で、一般町民、障がい者の方に対する相談業務のほかに、自立支援協議会の事務的部分、事務局的部分を担っていただいております、相談支援事業所の調整、それから先ほど相談支援部会というのがありますけれども、相談支援事業所のケース検討だとか情報交換、その中心的

な役割も担っていただいているところでありまして、その保健福祉センターに勤務する2日、これにつきましては、この日数につきましては、今後ふやすかどうかというのは検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） もう少しその点について確認させていただきますけれども、週2回、今、帯広のほうから来ていただいているということのご答弁でありましたけれども、それでは、今、幕別町にあるということの中では、委託という言葉がありましたけれども、みずから機能するということが、余り積極的に向いていないという印象を受けるのですけれども、この二つの基幹相談支援センターの関係というのは、どういったことになっていくのでしょうか。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 先ほどの説明、ちょっと言葉足りなかったかもしれませんが、基幹相談支援センターは、十勝障がい者総合相談支援センターに委託しておりますけれども、もちろん障がい者の福祉係担当者ともどもやっております。それとあわせて基幹相談支援センター的な役割を担っているということでもあります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） わかりました。そうであれば、お尋ねしたいこと、これからの福祉課の人事にかかわる件というということにもなってくるのだと思うのですけれども、やはり専門的な立場の人がそして相談支援員、相談支援専門員、これの資格を得るに当たっても年数が経験年数等の要件など必要なこともありますし、計画的な人の配置が必要になってくる。今、多分、福祉課の中には相談支援専門員は多分1名の配属だというふうに思うのですけれども、やはりほかの相談支援専門員の指導等もするに当たっては、そういった資格を持ちながら専門性上げていくということがやはり重要なことになってくるのだというふうに思うのですけれども、そういう福祉課の人事のことについては、これから配慮されるものというふうに考えていいのでしょうか。これは十勝障がい支援センターの方からも言われている要望事項になってくることでもあります。答弁をお願いします。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 相談専門員につきましては、ご存じのとおり研修を受けなければならない、またその実務経験も必要である、そんなことにありますので、町としましては、今現在は職員は1名の配置ということになっていますが、今現在ほかの担当職員も研修に随時行きまして、スキルアップをして、複数の人間を養成しながら対応していきたい、そのように考えております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 今言われたことはやっぱりとても大事なことのなのだと思うのですよね。そこに配属されてから準備をするのではなくて、既にいろいろなスキルアップがある中で、全体の人事の中できつと配置になるということになってくるのだと思うのですけれども、そのことは評価させていただきたいと思いますし、そしてやっぱり人事異動がほかのセクションといいますか、課でありますと、大体3年か4年ぐらいで変わっていつているのかなとも思うのですけれども、やっぱり特別な配慮をしなくてはならない部署になってくるのではないかなとも思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり大体職員の人事は3年ないし4年ぐらいで異動するのが現状でありますけれども、今おっしゃられたような一つの技術職あるいは技術を持った専門性の高い職員については、今おっしゃられたように、それなりの配慮をしていくことは当然であろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） そのことを了解させていただいたところでありました。

二つ目、居宅や施設サービスの基盤整備状況についてお尋ねしたいと思います。

訪問系サービスと日中活動系サービスはほぼ3期計画の目標を達成していて、施設サービスは計画を上回っているということのご答弁をいただいたところでありました。3期計画の中ではサービス事業所が札内地区に隔たっており、幕別地区、忠類地域には事務所がない状況だということの指摘がされているところでありました。このことについては、解決はどうなったのでしょうか、されてきているのでしょうか。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 現在も札内地区に集中しておりまして、本町それから忠類地区にはそういう事業所が整備されていないということでありまして。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） そのことがサービスを利用する方にとって不利益になるケースがないのかどうか、そのことをお尋ねしたいと思いますし、それからやはり介護保険もそうでしたけれども、当初は受けたいサービスがあるのだけれども、事業所がそろってなくて受けられないなどということがあってのスタートでありました。この障がいサービスについては、ちゃんと利用したいサービスを受けられるという基盤があるのかどうか、そのことも確認させていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） サービスを受けられる事業所がそれぞれの地域にあることが一番望ましいわけではありますが、現実には札内地区にということになっております。それで、それに対して受けづらいという状況、確かにあると思いますけれども、その部分の中でやはり交通費の助成などをしておりますので、そういう配慮はしているつもりでございます。

○10番（谷口和弥） そろっているかどうかということとは。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） それぞれの地域に事業所がないということでサービスが受けられない、受けられていない人がいるということの、そういう状況はないというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） もう一点お尋ねしますけれども、この間、大分入所の施設も多くなってきたというふうに思うわけでありまして、入所待ちをして、要するに待機ですね、そういった状況は、この障がい者の方のサービスについてはどうなのでしょう。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 入所というので、グループホームということで捉えてのお話かと思っておりますけれども、町内の事業所で待機が若干あるとお聞きをしておりますけれども、ただその事業所におきましても、今度新たに20人定員の施設を整備、今やっておりますので、間もなく解消されるものと思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 基盤整備状況については、了解したところでありまして。

そして三つ目、障害支援区分認定のことについてであります。答弁でもありましたように、今、80項目になって第1次のコンピューター判断によると。そして医師の意見書と特記事項、これらが認定審査会でもって審査されて、そして認定がされるという仕組みになっているところでありまして、これまでこの程度区分認定と言われていた時代、106項目を調査したと。この結果が、その上でさらに審査があったわけですね。

コンピューター診断のその順番のこともあって、2次判定の結果が今のほうがさらに認定を受ける方の状況を審査しづらい仕組みになっているという声が聞かれるのですけれども、このことについてのどのように認識していらっしゃるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 認定・程度区分から支援区分に変わったところでありまして、項目も106

項目から 80 項目に見直しがされたところでありますけれども、この中では知的障がいとか精神障がい、発達障がいのそういう特性を反映するための見直しもされました。

そういうことで、第 1 次判定、コンピューターの判定でやった部分と、あとはそういう部分の評価の部分と特記事項で第 2 次、いわゆる認定審査会で審査をするわけでありますけれども、認定区分、程度区分から支援区分に変わった中で、その審査がしづらくなつたということは考えておりません。

それから知的だとか精神、そういう特性を生かした項目といたしますか、そういう審査になりましたことから、平成 26 年におきましては、更新のときに程度区分であった程度が、今回の支援区分によって段階が上がるという、いわゆる知的、精神の特性を生かした審査結果がそういう傾向があるということでもあります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 精神障がいの方などということでは、お話があったケースでありますけれども、やはり訪問調査の際には、なかなか緊張感その他の中では、うまく認定が受けられないというようなケースもあるのだというふうにお聞きしました。

その中で、幕別町の調査のあり方として、このようないい意味での評価がされていたこととお話したいと思えます。その相談支援員が直接担当している人の調査を行っているということが幕別町ではあるのだということをお聞きしました。それは事実ですよ。そのことがわずか 30 分やら 1 時間程度の時間の中で、その障がい者の方の状況を把握するという点については、大変いいということの評価をされているところであります。

介護保険ですと、全然知らない人が行って、そしてする。その中ではなかなか見抜けないものもある。そういう中ではそのような工夫もされているのかなということをお聞きして、これからは実態を知っている人が訪問調査に行くということを基本にしていく、そのことはぜひ続けていってほしいな、そのように考えている、このことを要望して、この審査会のことについては終わりにしたいと思います。

施設入所者の地域生活の移行状況、成果を上げているということのお話がありました、ご答弁がありました。グループホーム、それからケアホーム、これらが名称が変更になって指定共同生活援助事業所という言い方になっているわけであります。数もふえてきて、そして入所待ちも解決につながっているということの答弁がありましたけれども、ここで、まず一つ、この指定共同生活援助事業所の管理監督といたしますか、そういう役割果たすのは、行政の機関でいいですか、どこになるのでしょうか。幕別町でよろしかったですか。

そして、日曜、祝日及び夜間の緊急対応や災害時の避難対応など、こういったことがちゃんとないと安心して地域生活の移行を、国の指針もあって進めていくわけでありますけれども、とてもやっぱり家族にしては不安であるという声が寄せられています。こういったことなどの指導も必要なのだと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） グループホームの管理といたしますか認可につきましては北海道で行っているところであります。ただ、そういう事業所の立ち上げ等の折には、町のほうにも連絡が来ているところでありますし、そういう緊急時の対応等の部分につきましては、また道のほうとも連携をしながら、そういう施設にならないように要望してまいりたいというふうにご検討しております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） それともう一つ、そういった地域に移行した人たちが、また容態の変化や加齢となって高齢化となって入所に戻るといふときに、これでまた入所施設への待機待ちになるようなそんなことになっては、地域に移行したいという意向があつても、それができづらいのだということがありました。このことに対する配慮はやっぱり必要なのだというふうにお聞きするのですけれども、そのことについてはどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） まず、施設入所者の地域移行の状況でありますけれども、平成 17 年以降現在まで 23 人地域移行しております。その中でグループホームに移られた方が 20 人、それで在宅に戻られた方が 3 人、その在宅の方が町内、幕別町に。グループホームに移られた方は当時、当時というか最近までグループホームの社会支援、町内にありませんでしたので、近郊のグループホームということであります。それで在宅の 3 名も含めて一度地域移行された方が施設に戻らないためには、在宅に係る障がい福祉サービス、こういうような相談支援専門員とも協力しながら、そういうサービスを活用していただくということの配慮をしてみたいと考えております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） ご答弁の中身はわかりましたけれども、そういった不安があるのだということについては認識をしていただきたいなというふうに思います。

時間が大分過ぎてしまいましたので、ちょっと走りますけれども、医療費の助成等については広報やホームページやそれから特別に受給者の更新、みんなのふくし、さまざまな機会に案内文書を渡しているということがわかりました。

これらのことはこれからも続けていただきたいと思うのですけれども、1 点、気になっていること。身障の医療の申請が町民課で、それから自立支援医療の受付の窓口が、更生医療（の窓口が福祉課で、ということの中で私が携わった例の中で、身障の医療費の申請対象にはなっていないのだけれども、更生医療の対象にはなる部分の人がいてということがありました。その人については、結局、この更生医療ということについてはわかっていなかった、そのことによって入院をして、それなりの医療費を支払ってきたわけだけれども、結局もう申請が後ですからということがあったのですよね。

こういった身障医療、それから自立支援医療のこと、総合的に部としては民生部で一つなわけですけれども、課として、そしてまた離れてもいるという中では不利益をこうむってしまった、ちゃんと助成制度を利用できないでしまった、そんなケースがあったようです。このことについてどうか、ちゃんとお知らせする仕組み、つくってもらいたいと思うのですけれども、そのことについてお願いします。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 更生医療、自立支援医療の関係でございますけれども、この制度の周知につきましては、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、みんなのふくしという冊子を障害者手帳の交付時に配布をしているというところでもあります。平成 23 年度には一斉に配布をしたところでもあります。ただ、そういう制度が行き渡っていないということでもありますので、また周知の方法については工夫をしてみたいというふうに考えております。

それから、追加で大変申しわけありませんけれども、こういう制度といいますか、そういう部分に、特に医療機関にかかる場合には、それぞれ該当する、例えば特定疾患に該当するようなことであれば、これ特定疾患の受給者証を申請していいですよとか、そういうような医療機関からのご指示、指導もありますし、そういうことも期待しているところでもあります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 結局、町の窓口で身障の医療の対象ではないけれども、更生医療の対象にはなるのですよという、そういうお知らせはできる仕組みにはならないわけなのではないでしょうか。町のその受付をする中で。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） それぞれ町民課、福祉課の中で連携をとり合う、それから職員がそういうお互いに制度を知っていて、こっちで直接所管の部分には該当しないけれども、こっちで該当する、そういうようなことは当然これからは連携をとりながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） それでは、第 4 期計画のほうに行きたいと思います。

利用者の負担のことでありますけれども、254 人中 24 人がサービスを利用して 1 割の負担だという

ことがわかって、人数が少なかったことにちょっと安堵したところでありました。そして、町自体が決められる地域支援事業、100分の5という、また1割の半分という、そういう制度にしているということについては評価をさせていただきたいというふうに思っています。

それで、所得に応じて利用者負担4区分の条件があると。そういうことでありますけれども、この24人の中で一番多いところの区分にいる人というのは、何人いるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 利用者負担の上限月額構成割合でございますけれども、生活保護と町民税非課税、これにつきまして、済みません、それは省略いたします。今の24人の部分でございますが、これは全員町民税課税世帯で所得割が16万円未満の世帯、9,300円に属している方々でございます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、その一番多い区分のところは何人いらっしゃるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 所得割が16万円以上のいわゆる3万7,200円という区分については、該当する人はいません、ゼロです。以上であります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 医療費のところでありまして、昨年の幕別町議会が行った議会報告会で、療育手帳B判定の知的障がいを持っているという家族の方から、B判定では全く助成がないのだと、それも町独自の助成をと、そんな意見が出されたところでありました。

それぞれ身障者手帳も療育手帳も精神障害者保健手帳も、みんな持っていれば全員ということではない、これ以上というそういうあれがあるわけでありまして。しかしながら、収入ということでは健常者と同じではないわけで、なかなか身障の中にはそういった条件を持っている方もいるのかもしれませんが、3割負担は大きいのだというふうに思うわけでありまして。

それで、今この身障医療については、その世帯に住民税課税者がいるかないかでもって、金額がもう決定的に変わっていく、そういう条件があるのですけれども、このことについてはとても十分ではないなと思っているところでありまして。

例えば本人が、家族ではなくて本人が非課税だったら、そんなようなことの中で助成制度を申請するようなことができないのかどうなのか、そのことをお尋ねしたいと思いますし、それから交通費もさまざまな条件の中で出しているということはわかりましたけれども、例えばこんなケースもありました。医師不足の中で医師がこの十勝管内いなくなってしまった、道外に治療を定期的に受けなければならぬ、そんなことなどありました。そういう個別のケースなど相談に乗れるような、相談に乗ってそして支援できるような、そんな制度があってもいいのではないかと、そのように思ったところがあります。この2点についていかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） まず、今、道外という部分につきましては、今の制度の中で活用できるのは特定疾患、これは道外の部分に2分の1ということでありまして。あとそのほかにそれ以外につきましてはなかなか難しいものがあるかと思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） はしよりますけれども、バリアフリー化のことについてであります。

大規模改修の際にユニバーサルデザインに配慮した改修を心がける、そのことについては私も大変同意するものであります、意を同じくするものであります。既存の施設の中では、あかしや南近隣センターのことが答弁でございましたけれども、やはり私の思いの中で気になっている施設、今、改修に入っているのは町民会館であります。それからどのような計画があるのか、それに挙げていないけれども、老人福祉センターや幕別町のプールのことなど障がいを持っている方が利用するという姿がなかなか想像できない、そんな思いでいるところでありまして。これらの施設についてのこれからのユ

ユニバーサルデザイン化についての計画があるのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 施設の目的とかあるいは用途ということもございます。その都度、その改修に合わせて、そういったバリアフリーの考え方を持ち込んで設計に努めてまいりたいというふうを考えております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 最後になりますけれども、三つ目であります。

障害者区分認定、このことについてはやはり患者会の方などを中心に、必要なものではないと、利用制限につながるものということの中であります。国の動向を注視するというものでありましたが、その思いをぜひ受けとめて国に言っていただきたいなということ。

それから介護保険優先の件でありますけれども、もう1割の負担の方はもちろんでありますけれども、介護保険の認定を受けることになるわけですが、そこで実際幾つかの例でやってみたときに、障害区分のときとずっと軽い認定結果も出てしまう。特に知的障がいや精神障がいの方がそうであるということ中では、そういったところから利用制限ができてしまう、そんなことなどがあるようであります。そのことについても重く受けとめていただきたいなというふうに思います。

それから、日払いのところ、難しいということの答弁でありましたが、やはりこれも事業所からの要望であります。このことを受けとめていただきたいと思います。

これらのことを国に対して要望をしていただきたいと、そのように改めて思うわけでありますが、そのことを最後にお答えいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今おっしゃられた障がい者の関係もそうですけれども、十勝圏の期成会、町村会、それらが毎年要望事項を取りまとめて要望するわけですが、それらを集約するとき、各町村長から集約する中に、こういったことを出していくと。それとなかなか1町村だけではなくて、まとめて出し合うことが大事なのだらうと思いますので、その辺も特に障がい者だとか介護の場合は東部4町が同じ計画の土台でありますから、その辺と十分相談をさせていただきながら要望を続けていきたいというふうに思います。

○10 番（谷口和弥） 終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

途中でありましたが、私事で電話を鳴らしてしまいました。申しわけございませんでした。

この際、13時まで休憩いたします。

12:16 休憩

12:16 成田年雄議員退場

13:00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東口隆弘議員の発言を許します。

東口隆弘議員。

○3 番（東口隆弘） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

人口減少、少子化対策に向けた取り組みについて。

民間の有識者で組織をする「日本創成会議」の人口減少問題検討分科会が独自に推計した全国の市町村別人口では、2010年から2040年までの30年間に、20代から30代の若年女性が半分以下に減少する自治体、「消滅可能性都市」は全国の約半分に当たる896市町村、十勝では18市町村中13町となることがことし5月に発表されました。

この推計では、幕別町は2040年の総人口は2万2,174人、若年女性は1,826人、減少率は32.4%

となっています。

国では1,990年の「1.57ショック」を契機に、出生率の低下と子どもの数の減少対策として、仕事と子育ての両立支援など子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組んできましたが、少子化の傾向に歯どめがかかったとは言えません。

幕別では、札内地区の宅地開発による転入者の増や平成24年から実施をしている定住施策の効果などにより、人口は微増の状況にあります。人口に占める14歳以下の割合は近隣2町に比べると低いなど、懸念される材料も少なくはありません。

今後、将来を見据えた人口減少、少子化対策に向けた具体的なビジョンを掲げ、他自治体との違いを表面に打ち出し、積極的な政策を講じる必要があると思います。

以下の点についてお伺いをいたします。

- ①義務教育までの医療費無料化について。
- ②第2子、第3子以降の保育料や給食費の減免など、出生数増加に対する方策について。
- ③不妊症対策について。
- ④子ども・子育て支援新制度の実施に向けた取り組みについて。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 東口議員のご質問にお答えいたします。

「人口減少、少子化対策に向けた取り組みについて」であります。

我が国の少子化の進行は、社会・経済に極めて深刻な影響を与えると考えられますことから、国は、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、21年には行動計画策定指針を全面改定して、少子化対策等に関する基本的な取り組み方針を示したところであります。

本町におきましては、平成21年度に次世代育成支援行動計画の後期計画を策定し、基本理念である「すべての町民が支えあい、子どもの豊かな心と生きる力を育むまち」の具現化に向け、少子化対策・子育て支援策に取り組んでいるところであります。

しかしながら、現状におきましては、核家族化や地域の中での人と人とのつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を抱いている方も多く、また、仕事と子育てを両立できる環境の整備が十分でないなどの課題も指摘されております。

このような状況の中で、新たな子育て支援制度として平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、来年4月からは子ども・子育て支援新制度が施行されることとされております。

本町におきましては、現在、新制度に適切に対応すべく、幕別町次世代育成支援対策地域協議会において各種の施策に関してご意見等をいただきながら検討作業を進めているところであります。

また、人口減少対策を若手職員の斬新な発想で検討するため、40歳未満の若手職員15人で構成するプロジェクトチームを庁内に設置し、7月25日に第1回目の会議を開催いたしました。

今後は、チーム内に少子化対策、雇用・定住対策、地域の活性化の三つのワーキンググループを設け、現状を分析し、若者の視点や子育て世代の実感を反映した解決策の検討を行い、来年1月を目途に報告書を作成し、提案する予定といたしております。

若い職員の柔軟な発想で検討された項目から、今後の新規施策につながる事業が生まれることを期待しているところであります。

ご質問の1点目、「義務教育までの医療費無料化について」であります。

本町では、平成23年10月から少子化社会において、子どもを産み育てる環境の整備を図ることを目的に、町独自の施策として小学校卒業までの医療費の無料化を実施いたしております。

十勝管内における中学校卒業までの医療費助成の状況につきましては、現時点において、中学校卒業まで助成しているところが14町村であり、そのうち10町村が所得制限を設けず全額助成、3町が非課税世帯のみ全額助成、1町が入院のみ全額助成としているところであります。

本町においては、平成23年10月から小学校卒業まで全額助成しているところであり、本年9月を

もって3年を経過することになりますが、子育て中の方を初めとして、多くの方から評価をいただいております。

医療費助成制度の拡大化は、少子高齢社会において、子育て支援策として有用なものであると認識しておりますので、今後も引き続き検討を続けてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「出生数増加に対する方策について」であります。

初めに、保育料についてであります。

常設の認可保育所の保育料につきましては、幕別町保育実施条例において、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所に入所している場合等においては、最年長の児童が全額、2番目の児童が半額、3番目以降の児童が無料と定めております。

また、へき地保育所の保育料についてであります。幕別地区の5カ所のへき地保育所に関しては、2人目以降が半額、忠類へき地保育所に関しては、2人目以降が3分の2の額と定めております。

このように、2人目以降の児童に対しては、保育料の軽減措置を実施しているところであり、今後も継続してまいりたいと考えております。

次に、学校給食については、児童と生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであります。

学校給食の運営に係る経費につきましては、学校給食法の規定に基づき、人件費や設備費などを小中学校の設置者である町が負担し、これら以外の食材料費相当額を保護者が負担することとされております。

町といたしましては平成21年度以降、地産地消を推進するため、町独自の施策として1食当たり3円の地場産食材料費を町が助成しておりましたが、平成26年度の給食費改定の際には、これを8円に増額し、保護者の負担軽減を図っているところであります。

当面は、この制度のもとで助成を継続してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「不妊症対策について」であります。

本町では、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な治療費がかかる体外受精、顕微授精につきまして、配偶者間の不妊治療に要する費用に対して、北海道の助成事業と歩調を合わせて取り組んできたところであります。

具体的には、特定不妊治療に要する費用に対して、北海道が1回当たり15万円を限度として助成を行っており、さらに町独自の上乗せ助成として、平成18年度からは1回当たり5万円を上限として、23年度からは7万5,000円に増額して取り組んできたところであります。これまで延べ65人の方に対し助成を行っております。

今後におきましても、本町の少子化対策として、子どもを欲しいと望んで特定不妊治療を受けているご夫婦に対しまして、助成制度を継続してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「子ども・子育て支援制度の実施に向けた取り組み内容について」であります。

来年4月から施行される子ども・子育て支援新制度では、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを初め、支援の質と量の拡充を図ること、そして子ども・子育て支援計画を策定して実施することが大きな眼目とされております。

これらのことを具体化する事業等につきましては、一つ目には認定こども園、幼稚園、保育所に対して共通の施設型公費給付が行われることと小規模保育などの地域型保育給付事業が新たに創設されたこと、二つ目には認定こども園制度が改善されたこと、三つ目には地域の実情に応じた子ども・子育て支援として利用者支援事業を初めとした13事業が位置づけられたこと、四つ目には市町村が実施主体となり、計画を策定し、事業を推進していくことなどです。

本町におきましては、幕別町次世代育成支援対策地域協議会にて各種の施策と計画に関してご意見等をいただきながら、新制度に的確に対応すべく「幕別町子ども・子育て支援事業計画」の策定などを進めているところであります。

現時点における進捗状況につきましては、各種の事業等が公費給付の対象となるかどうかの確認事

務を市町村が担うことから、それに関連した基準を条例で定める必要性があり、このたび、保育の必要性の認定に関する基準を初めとした4本の条例案を第3回定例会にご提案させていただいたところではありますが、地域子ども・子育て支援事業、保育料、支援事業計画などについては、現在、検討中であります。

本町といたしましては、子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支援していくというまちづくりを目指して、ご質問をいただいた事業の検討も含め、子ども・子育て新制度の実施に向けて適切に対応してまいりたいと考えております。

以上で、東口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） 再質問をさせていただきます。

①から順番に再質問させていただきたいと思いますが、①の医療費の無料化についてですが、前向きに検討いただけるという答弁でございますので、あえて質問はございませんが、中学生になりますと体力も増加をしていくということから、幼児よりも医療はかなり少なくなるものと私は考えます。中学卒業までの医療費全額助成を前向きに検討させていただきたいというふうに要望をさせていただきます。

次、②、確認をさせていただきますが、保育料、これは同一時期に3人もしくは2人の子どもが通所をしているときに軽減措置がとられているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） はい、そのとおりでございます。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） それで、町内に保育所が地区別に忠類、本町、札内とありますが、その減免措置の内容がばらばらであるということは、どうしてなのでしょう。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） まず、へき地保育所につきましては、幕別方面、忠類方面につきましてもこれは無認可の保育所でございます。常設の保育所と無認可の保育所につきましては、まず取り扱いは、変わるものと、まずは第一に思っております。へき地保育所、無認可の保育所になりますけれども、合併する前から忠類のへき地保育所につきましては3分の1を軽減するということで来ておりました。幕別方面のへき地保育所については2分の1の軽減ということで来ておりました。

それをそのまま合併後も継続しているということでありまして、この保育の中身を見ますと、忠類のへき地保育所につきましては、より認可保育所に近い形で実施されているというようなことに鑑みまして、幕別方面と忠類方面につきましては軽減措置が若干違うということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） 忠類のことですから私は理解をしておりますけれども、同じ町内の中で認可保育所と無認可保育所の違いはあるとしても、無認可保育所の軽減措置が、体制が違うとはいえ違いがあるというのはどうなのかなと思うのですが、今後、統一するような考えというのはありますか、軽減措置です。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 今、ちょうど来年度からの保育制度の新制度が導入されるに当たりまして、先ほどの答弁にもありましたように、保育料もただいま検討中でありまして、その中で考えていきたいと、そのようには思っております。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） 景気回復がしているという話が言われておりますが、若年層の収入増はなかなか見込まれないという現在でございます。出生数の増加を進める上でも、保育料は世帯に対して子どもの人数に対して助成を考えていただきたい。つまり、同時期ではなくて、その世帯に子どもが3人い

た、それで同時期に3人の場合は2人目から助成があるけれども、第1子が卒園をして、第2子、第3子がいる場合にでも、その2人に対して軽減措置をしていただくような方法を考えていただきたいというふうに思っております。

給食費についても同じであろうというふうに思っておりますので、検討をぜひともお願いをしたいというふうに思っております。

それから、3番目の不妊治療対策についてですが、高額治療に対して道の助成と本町の助成があわせてあるということですが、これは住民の皆さんに対してどのように周知をしているのかをお伺いをいたします。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（合田利信） まず町としましては、ホームページを通じましてこの助成事業について周知しておりますが、その他、まず子どもが欲しいと思われている方につきましては、医療機関のほうで北海道の助成事業やまた各地元の助成事業について、こちらのほうの事業内容を周知いただくような形をとっておりますので、今のところはそういった形で処理をしております。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） もっとわかりやすいというか、気がつきやすい周知の方法をとっていただきたいというふうに思っております。

人口減少、少子化対策は、きょう始めれば必ず効果が見えるというようなものではございません。早く取り組みれば早く効果が出てくるという期待ができる可能性がございます。

子どもを産み育てやすい環境の整備や子育て支援、男女の出会いの場の創出による結婚の促進、そして若者の定住を図るための魅力ある就業の場の創出や雇用の安定確保など、町や町民が共同で取り組むことが大切であると思います。恵まれた自然や地域資源を生かし、この町に生まれ育ってよかった、そしてこれからもこの町で暮らしたいと思える町を目指すことが大切であるというふうに思います。

このことについて基本的な私の考えでございますが、町長のこれに対してのお考えも伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 思いは同じであります。ただおっしゃるとおり、そうした思いを具現化する、実現するために、どういう施策を行政として町としてやっていかなければならないかと、ここが一番大切なことなのだろうというふうに思っております。

先ほども言いましたように、今、役場庁舎内の若手が集まっているいろいろ検討を進めております。実はこれ、北海道も高橋知事が最重点課題ということで、今取り組みを始めております。これから実は、十勝総合振興局の中にできたそのグループとうちの庁舎内にできた若手グループが交流し合っ、お互いに話し合いをしよう、そんなような今取り組みも進めております。

私はその若い人たちに、夢でもいいからこんなことがあったらきっと若い人は町に来てくれるのだろう、そんなことをみんなで話し合っ、ほしいというようなことを言いました。

簡単に企業誘致すればいいのでないかと、働く場所があればいいのでないかと、今言うように福祉施策を充実すれば人が来るのではないかと。でも、それだけではやっぱり私は解決できない。いろんなことがまとまって、いわゆる定住対策、少子化対策ができてきて、人が住んでいただけるのだろう、町から出ていかないのだろうというようなことを思っておりますので、長い課題にはなってくるのだと思いますけれども、これからも取り組みを進めていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） 以上で、質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、東口隆弘議員の質問を終わります。

次に、田口廣之議員の発言を許します。

田口廣之議員。

○12番（田口廣之） 通告に従いまして、次のとおり質問いたします。

消防団員の確保についてであります。

我が国では地震や風水害など、近年異常気象等により増加傾向にあり、東日本大震災等大規模な災害も発生しています。そうしたとき要員の動員力や即時対応性、地域密着性のある消防団に大きな役割があると考えます。

しかし、近年、全国で消防団員が年々減少傾向にあり、本町においても慢性的に消防団員の不足が続いていると聞いております。

平成25年11月に、総務大臣は減り続ける消防団員確保のため、地方自治体に対して地方公務員の入団促進等について要請したと聞いていますが、次の点について伺います。

忠類分団団員となっている町職員の現状と災害発生時における身分的対応の考え方は。

次に、災害時における連絡方法についてです。

東日本大震災のとき、携帯電話を初め、通信網が寸断され、災害状況の連絡ができなくなりました。消防救急無線がデジタル化になることで、町内の災害時の各所への通信方法について伺います。

1、避難所と対策本部との連絡方法は。

2、タクシー無線を含む各協力機関との連絡方法は。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 田口議員のご質問にお答えいたします。

「消防団員の確保について」であります。

消防団は、「みずからの地域はみずからで守る」という精神に基づく、地域住民を中心とした組織であり、地域防災体制の要として地域密着性、要員動員力及び即時対応力を有していることから、大規模災害発生時を初めとして、地域の安全確保のために極めて大きな役割を担っており、地域住民から大きな期待が寄せられているところであります。

しかしながら、都市化と高齢化の進展等に伴い、消防団員は年々減少し続け、消防団員数の確保が全国的な喫緊の課題となっているのが現状であると認識いたしております。

本町におきましては、9月1日現在の消防団員は、定数170人に対して151人と、充足割合は88.8%となっており、団員の数はここ数年においてほぼ横ばい状態が続いております。

そのような中、昨年11月に、総務大臣から知事、市町村長宛てに、消防団員確保の一層の取り組みとして、地方公務員の消防団への加入促進について積極的な働きかけを行うよう通知がなされたところであります。

「忠類分団団員となっている町職員の現状と災害発生時の身分的対応について」であります。

幕別消防団忠類分団には9月1日現在で、10人の町職員が入団しております。

合併前の忠類村の時代から、消防団員のなり手が少ないことから、職員が消防団に入団しており、合併後の現在も引き続き、忠類地区在住の町職員が忠類分団団員として従事している状況にあります。

町職員と消防団員との身分的關係につきましては、出勤の態様が平日や休日、勤務時間の内外などさまざまな場合が想定されますが、団員となっている職員につきましては、通常時の訓練等が勤務時間内に行われる場合においては、職務に支障のない限りにおいて、職務専念義務免除の承認を行い、参加しているところであります。

しかしながら、災害などの非常事態では、私が陣頭指揮をとり、副町長、教育長、一般職それぞれが組織的に対策に当たることとなりますが、その際、職員は対策本部の一員として職務に当たらなければならない場合があること、また、火災発生時に、重要な職務についていた場合、その場を離れて団員として行動することが困難な場合など、町職員は常に公務を担っているという特殊な事情もありますことから、そのときの状況によって、判断しているのが現状であります。

町職員が消防団に加入することは、地域防災の推進を図る上で地域の住民から理解を得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の一層の理解や災害対応能力の向上に効果が得られることから、

有益であろうと考えておりますが、一方では職員本人の意向や先ほど申し上げました本来業務との関連など課題として多くありますことから、強制的に加入させるということとはできないものだろうと認識しており、機会を捉えて周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、「災害時における連絡方法について」であります。

災害時における対応としましては、地域防災計画に示された災害区分ごとの設置基準に基づき災害対策本部を設置するとともに、「本部情報連絡室」「忠類地域情報連絡室」「札内地域情報連絡室」を配置するなど、迅速に災害に対する情報収集や受理に加えて、本部からの指令の伝達等を図る体制として、北海道や防災関係機関等と緊密に連携を図り住民の人命が損なわれることがないように対応することといたしております。

ご質問の1点目、「避難所と対策本部との連絡方法について」であります。

災害時または災害の発生が予想される際には、町民等に対し避難準備情報や避難勧告、避難指示を発令し、これを受けて各避難所において避難者の受け入れが行われます。

各避難所の設営と運営等につきましては、避難所ごとに複数の担当職員を配置して避難者の協力を得ながら、情報の伝達、避難者の受け入れ、傷病把握、食料や水等生活必需品等の必要量などについて、災害対策本部との連携を図ることとしております。

その際の連絡手段としては、固定電話や携帯電話を基本としておりますが、大きな災害時には、それら通信手段が通信規制等により利用ができなくなる場合が想定されますことから、今年度、衛星回線を利用する衛星電話を3台導入したところであります。

また、今後、安定的に通信手段を確保する方策として、各避難所として指定されている施設に、停電時においても回線が通じている限り災害時に優先して通信が確保できる「特設公衆電話」の設置についても現在検討しているところであり、これらさまざまな手法により避難所との連絡手段を確保してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「タクシー無線を含む各協力機関との連絡方法について」であります。

現在、災害時における防災協定を締結している団体等は、行政機関として、神奈川県開成町、埼玉県上尾市、高知県中土佐町の1市2町と「災害時相互応援に関する協定」を締結しているとともに、忠類地区の一部が津波浸水想定区域に該当することから、大樹町と「災害時の避難措置の応援に関する協定」を締結しているほか、北海道、北海道開発局、北海道財務局、道内市町村、町内郵便局や民間団体などと物資の提供や避難者の受け入れ、情報の提供等について、合わせて39件の協定を締結しているところであります。

しかしながら、タクシー業界との協定につきましては、現在、締結いたしておりませんが、タクシー無線につきましては、災害時の通信手段の確保や災害現場の情報把握等に有効な手段であると考えられますことから、今後、町内のタクシー会社を初め、管内のタクシー団体と協定の締結に向け協議をしてまいりたいと考えております。

以上で、田口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） 今回、消防団員が町内で慢性的に足りないということで一般質問を行うことになりました。その中で、今、町内含めて自然災害に対してすごく無力な状態に置かれていると思います。その中で幕別町もいろんな方策に取り組んでいる中で、各公区でも避難訓練等自主防災意識が高まっている中で、消防団員を増員できないかなと思っています。

全国で消防団員になっている公務員の方、6万人以上います。十勝管内では10町村で幕別町を入れて59名の公務員が団員となって活躍しておられます。

昨年春に、途別のへき地保育所の入所式に出席させていただいたときに、火災発生、入所式の最中ですね、火災の発生の一報がありまして、保育所の入所式に来られた、スーツ、ネクタイですね皆さん、お父さん方ですね、お母さんと来ていたのですけれども、もう一目散に出動していったと。そういうことも目の当たりにして、時間とか場所を問わず、出動しないとしないというのも大変な仕事

だなどということを目の当たりにしました。

そんな中で、やはり幕別町としても忠類は、忠類村から引き継いで消防団員がそのまま職員になっているということですが、もう少し本町、札内地区、本町地区としましても団員の確保ができないかと思っております。

そんな中で、町長の答弁の中に職務専念義務免除という言葉がありました。その職務専念義務という言葉、ちょっとどういう意味合いを含んでいるか、説明していただけますか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 地方公務員につきましては、職務に専念する義務というのが地方公務員法上ございまして、その義務に基づいて公務に専念しているということでございますけれども、消防団に入団することによりまして、その本来の公務から離れて消防団の業務に従事するような場合がございますので、職務専念義務の免除の承認申請を行いまして、その承認を行った上で活動しているということでございます。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） これは、出動というのですか、何というのですか、消防団員になられている方がそういう職務専念義務の免除とかという手続をとるとのことなのですね。その中で、いろんな会社とか、いろんな事業所あると思うのですが、皆さんそれぞれに忙しい中、団員になられて出動されていると思います。

例えば、町としまして、新規採用職員の研修の一環として、入団をするという対応と、町長等が職員と団員になるのはどうかという、そういう話をする機会というのはあるのかどうか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来お話ありますように、消防団員が不足しているので町でも何とかしていただけないかというようなお話も再三伺いました。

本州方面へ行くと、消防団員を募集するのにいろんな物を景品つきで集めていると、消防団に入ってくれたらこれだけの特典があります、それでもまだ集まらないというようなことが言われているわけですが。それを受けて、私も先ほど言いましたように、職員に強制はもちろんできませんから、今、消防団はこういう現状にあるので、もし若い人のほうで希望するならばぜひ消防団へ入って頑張ってほしい、そういう話は機会あるごと、今まで1回か2回ですけれども、お話をさせていただきました。

ただ、これは新人のみならず、機会あれば、そういった話をしながらお話をしていきたいと思っておりますけれども、何か今聞きますと、うちの職員の中でも1人、2人、幕別の分団に入りそうだというお話も伺っておりますので、ある意味ではそういう話を理解いただいていたのかなという感じもあります。

もう一つは、農協あるいは商工会、もちろん商店街や農業者の皆さんにもいろいろ声はかけていらっしゃるようではありますが、今言ったように、なかなかお仕事も生業も忙しいようですから、難しい面もありますけれども、大事な団でありますから、何とか人員確保には我々も協力したいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） ぜひともやる気のある職員の方を募って、消防団に入っていただくように町長のほうからも勧めていただきたいと思います。

あと消防予備役、例えば大規模災害時のみ出動を限定した団員とか消防職員、団員OBによるライン、機能別ライン、分団制度の導入などを考えているかどうか、違ったですか。まあ、わからないので。

○議長（古川 稔） 話題がずれているのですけれども。考え方として、副町長。

○副町長（高橋平明） 町ができる業務と消防は事務組合で独立した行政機関として位置づけられておりますので、今ご質問のあったことについては、消防のほうの分野のことになりますので、この場ではちょっとお答えしかねるというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番(田口廣之) 今、この一般質問を出したときは、議場に消防事務組合があるので、そちらでしたらどうだということ、いろいろ苦慮して、今、質問に立っているわけですが、自分の思いは、消防事務組合に行きますと、幕別町のことだけをそこで議題に上げるといのはどうかなとも思いますし、とりあえず一般質問の場ですので、幕別町としての基本的な姿勢を聞きたいなと思って今、登壇しているわけですが、そぐわないということであれば、ちょっと控えないといけないかなと思っています。

では次、災害時における連絡方法ですね、避難所と対策本部、連絡方法です。町長の答弁の中で、特設公衆電話とはどういう機能を持って使用できるか、お伺いしたいと思います。

○議長(古川 稔) 町民課長。

○町民課長(山岸伸雄) 特設公衆電話につきましては、先ほど町長からご答弁がございましたとおり、電話線が入っている限りに関して通信ができるという電話でございます。

この特設公衆電話について、例えば各避難所において電話線があらかじめ回線に引き込まれていた際には、平時においてはその回線を利用しない限りにおいては電話料は発生しませんが、緊急時にはその電話回線、モジュラーにつなぐことで回線が通ずるということでございます。

今の一般的に普及している電話につきましては、大体が電話の機能を維持するために他の外部電源から電源をとって電話が実際は動いているところでございますけれども、特設公衆電話につきましては、言ってみれば昔の電話と言ったほうがわかりやすいかと思っておりますけれども、昔の電話は電話に電源をとらなくても電話が通じていたかというふうに思いますが、電話線の電流を用いて電話が動くという旧来の電話方式という形での設置というものでございます。

○議長(古川 稔) 田口議員。

○12番(田口廣之) ということは、電源がなくても使えるというのはわかったのですが、電源が切れるということは、電柱が折れたり何かどこかで電気トラブルがあって来ないと思うのですが、そうすると電話線が切れたりしても使えなくなるのでないかなと思います。

やはり通信手段としては、ここに衛星電話を3台導入しているようなのですが、またちょっと脱線するかもしれませんが、消防広域化ですね、デジタル無線になりますね。そうすると、例えば今使っているアナログは何というのですか、本署と分団との連絡とかそういうことでもそこもデジタルにしないといけないのかということと例えば大雨の避難所、洪水時の避難所、何か所かあるのですが、そういうところにデジタル化に伴ってそういうデジタルの通信機器を置いたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長(古川 稔) 企画室長。

○企画室長(伊藤博明) 今、消防の広域化に伴って、消防の無線をデジタル化する、これは消防だけではなくて全ての無線が、日本全国のアナログ波が過密になっているので、28年の6月からはアナログ波を使わないでデジタル波にするというのが大きな制度変更になるわけです。

それでその結果、消防の無線もデジタルにするべく今工事を進めているわけですが、これは広域化になったときに、無線とは別に電話が広域化になれば、帯広の消防本部のほうに電話が入ります。そこから幕別署ですとか例えば忠類署ですとかに連絡に行く際に、そのデジタルの無線を使ってやりまので、その無線を制御するための機器が当然必要ですので、それらを今一体的に整備をしておりますから、消防の本部と支署間を結ぶのがデジタル無線なものですから、それ以外に結ぶということではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長(古川 稔) 田口議員。

○12番(田口廣之) 避難所の連絡方法として、衛星電話、特設公衆電話とかありますけれども、ほかの連絡方法何か考えてられるか。やはり、電源の喪失ですね、これが一番通信にすごく影響を与えると思うのですが、発電機ですね、そういう大きな災害のときに避難所として指定されている施設に最低限、例えば大がかりな発電機でなくても、今バッテリーみたいなものに水を入れたらスマートフォンなら何台か充電できるような簡易的な発電するバッテリーですね、そういうのが出ているみ

たいなので、金額もそんなに高くないみたいなのですが、最低限の携帯電話等の連絡手段ができるような発電装置の設置を考えてはどうかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 避難所との連絡手段でございますが、先ほどもお話ししましたが、固定電話、携帯電話というのをベースにしながらやはり考えていくことになるかというふうに思います。また、議員おっしゃっている部分の移動系の通信手段という部分であるというふうに思いますが、移動系の通信手段については、やはり幕別町本町全体的に避難所を設置しているというところもございまして、その避難所に全て電波が届くかどうかといったところの電波調査だとか、そういったものをきちっとしなければならない、またそれに対する設備投資というのも大変大きな部分があると。また、無線通信の免許を取らなければならないというようないろんな課題がございます。それらについても現在内部で通信手段の確保ということにつきましては、大変重要な課題だというふうに認識しておりますので、それらも含め手通信手段の確保について今現在検討しているところでございます。

それと、あと電源の確保という面におきましては、今、議員がおっしゃられたとおり、電源がないとさまざまな機器が動かないという部分もございます。そういうことから非常備品の装備品について、現在、総体的に今回防災計画が見直されたというのを踏まえて、総体的に装備品また備蓄品についても見直しを図っているところでございまして、その中で今ご提案がありました水を入れたら発電するバッテリーというのもございますことから、それらも含めて全体的に検討するということとしているものでございます。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） ぜひとも電気がなければ、もう今の時代、何もできませんので、早急に配備していただきたいと思います。

次、タクシー無線を含む各協力機関との連絡方法について。

この中で、民間団体とあります。主だったところでのいいので、どのような団体と協定を締結しているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 民間との協定箇所につきましては、特に例えばコンビニエンスストアなんかにおいては、町内の各店舗とは災害広報に対する協定を結んでいるところでございます。また、燃料等の優先確保など、それと放送機関としては放送事業者との協定といったところで、さまざまな協定を、現在39の協定を結んでいるということでございます。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） 災害時、やはりこれも先ほどと同じような話になるかと思いますが、連絡手段ですね、今、テレビとかラジオも地震も含めて結構災害の情報が早く入るようになっていきます。そんな中で、電話だとか、そういう無線だとかではなくて、こうなったときにこういう対応をとってくれよという、何か大雨洪水警報が出たら、例えばこういう対応をとってくれだとか、そういう暗黙ではないですが、災害に対する初動態勢をとってくれという何か話し合いはされているかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 建設事業協会とも協定を結んでおりまして、災害時におきまして、道路パトロール等をしまして、そして各種情報はいただける、そのようにはなっております。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） そこで、こういうタクシー無線ってありますね。今、町内でも、公共交通機関にかかわってタクシーも公共性を大変担っていると思います。それで、重要な位置にあるとは思っていません。その中で、3・11東日本大震災の教訓を生かしてということで、一般社団法人全国自動車無線連合会が「いま一度確かめよう タクシー無線の災害対応と備え」。その中で「タクシー無線の災害対策マニュアル」というのを出してあります。この中でいろんな使い方、やはり先ほど言いましたように、

電源喪失のときに、相互通信ができる。例えば、避難所に人を輸送するだとか、災害の状況を相互通信で逐一移動しながら連絡できる。ふだんの道路の状況も、逐一開発局なり市町村に連絡できるというような便利といますか、災害のときにやはり3・11東日本大震災の教訓を受けて、タクシー業界も乗り出していると聞いております。

そんな中で、町として同じように民間団体の中にタクシー会社を入れて災害の協定を結んだらどうかと思ったのですけれども、いかがですか。

○議長（古川 稔） 答弁に出ていますよ。答弁書の一番後ろに出いていないですか。

○12番（田口廣之） ああ、出ています。

○議長（古川 稔） 団体と協定に向けて協議をしてみたいと考えておりますということです。

○12番（田口廣之） わかりました。ぜひとも、民間団体の中に早急に入れて、協定を結んでいただきたいと思います。一応、手前みそで確認はしましたですね。大いに前向きに協定を待っているということを知っていますので、早急にさせていただきたいと思います。

これで一般質問、終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、田口廣之議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、14時15分まで休憩いたします。

13:59 休憩

14:15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第3、議案第54号から日程第9、議案第62号までの7議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第54号から日程第9、議案第62号までの7議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第3、議案第54号、北海道市町村職員退職手当組規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第54号、北海道市町村職員退職手当組規約の変更についてご説明を申し上げます。

議案書の58ページ、議案説明資料は1ページをごらんいただきたいと思います。

組合市町村職員の退職手当の支給に関する事務を共同処理するため道内市町村等で組織している北海道市町村職員退職手当組合に「根室北部廃棄物処理広域連合」が新たに加入することに伴い、当該組合から規約別表の変更について協議依頼がありましたことから、地方自治法の規定により議決を求めるものであります。

議案説明資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

規約の変更内容であります。別表（根室）の項中「中標津町外2町葬斎組合」を「中標津町外2町葬斎組合 根室北部廃棄物処理広域連合」に改めるものでございます。

議案書の58ページにお戻りをいただきたいと思っております。

附則についてであります。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第4、議案第55号、平成26年度幕別町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第55号、平成26年度幕別町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ6,077万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ140億3,670万5,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思っております。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思っております。

2款総務費、1項総務管理費、14目交通防災費22万4,000円の追加でございます。

1節及び9節の細節1につきましては、防災会議の開催に係る費用を追加するものであります。

防災会議につきましては、当初2回の開催を見込んでおりましたが、水防計画の見直しに当たりまして、審議に時間を要することが見込まれますことから、追加するものであります。

次に、9節の細節2につきましては、防災備蓄庫の整備など国の都市防災総合推進事業に係る補助要望等に当たりまして、予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

次に、15目諸費53万1,000円の追加でございます。

平成27年度からの水道料金の見直しに当たりまして、使用料等審議会において審議を行うため、所要の費用を追加するものであります。

次に、17目電算管理費98万1,000円の追加でございます。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の運用開始に向けまして、各地方公共団体は地方公共団体情報システム機構が整備する「中間サーバー・プラットフォーム」を活用することとなりましたことから、この整備に係る負担金を追加するものであります。

中間サーバーにつきましては、各地方公共団体の経費削減やセキュリティー、運用の安定性が高いレベルで確保されるものとして、クラウドの活用により共同化・集約化を図ることとされたものであり、当該負担金の財源につきましては、国費で全額措置されることとなっております。

2項徴税費、2目賦課徴収費399万6,000円の追加でございます。

マイナンバー制度の運用開始に向け、既存システムの改修に係る費用を追加するものであります。

財源につきましては、国費は3分の2とされ、残りの3分の1は地方交付税で措置されることとな

っております。

7ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、2目国民年金事務費 44万9,000円の追加でございます。

平成27年10月からの年金生活者支援給付金の支給に当たりまして、既存システムの改修に係る費用を追加するものであります。

3目障害者福祉費 274万5,000円の追加でございます。

平成25年度分の障害者自立支援給付費等に係る国の負担金の確定に伴う精算還付金であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費 321万円の追加でございます。

子育て世帯臨時特例給付金につきましては、当初、児童手当の支給対象児童数をベースに、国から示されました算式を用いて給付額を見込んでおりましたが、給付申請を開始いたしましたところ、臨時福祉給付金の対象者が少なかったこと、また、対象となる公務員世帯が多かったことなどから、給付金の対象児童数が見込みより多くなり、予算に不足が見込まれますことから所要の費用を追加するものであります。

なお、当該給付金につきましては、1回目は8月6日に、2回目は9月5日に給付を行ったところであり、今後、10月及び11月で全件の給付を終える見込みとなっております。

8ページになります。

2目児童医療費 16万1,000円の追加でございます。

平成25年度分の養育医療費に係る国の負担金の確定に伴う精算還付金であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費 1,403万円の追加でございます。

水痘ワクチン及び成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種を、本年10月から開始することに伴う補正であります。水痘ワクチンにつきましては、1歳から3歳になるまでの幼児を対象とし、本年度のみの経過措置といたしまして、3歳から5歳になるまでの幼児に対しましても接種を行うものであります。

また、成人用肺炎球菌ワクチンにつきましては、原則、65歳以上で、65歳、70歳、75歳など5歳刻みの年齢の方と100歳以上の方を対象とするものであります。

11節につきましては、当該接種に係る水痘ワクチンや注射器等の医薬材料費の追加、13節につきましては、指定医療機関に対するワクチン接種業務に係る委託料の追加、19節につきましては、指定医療機関以外で接種した場合における償還払い分の追加であります。

次に、5目環境衛生費 97万7,000円の追加でございます。

個別排水処理特別会計への繰出金であります。

次に、6目水道費 156万9,000円の減額でございます。

簡易水道特別会計への繰出金であります。

9ページになります。

6款農林業費、1項農業費、1目農業委員会費 65万4,000円の追加でございます。

農地法の改正により、平成27年4月から農業委員会が保有する農地情報を一筆ごとに整備し、公表することが義務づけられましたことから、システム改修に当たって、所要の費用を追加するものであります。

2目農業振興費 75万円の追加でございます。

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための給付金であります。対象者の追加に伴いまして、所要の費用を追加するものであります。

5目畜産業費 1,970万円の追加でございます。

十勝畜産農業協同組合の家畜市場におけます、家畜伝染病の蔓延防止を目的とした「全天候型車両消毒装置」の整備に対する補助金であり、北海道からの間接補助事業であります。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路維持費 1,300万円の追加でございます。

15節の細節1につきましては、歩道・車道の補修及び雨水ます等に係る補修工事の追加、細節3に

つきましては、大雨の影響等による道路等の緊急対応に係る追加であります。

10 ページになります。

10 款教育費、5 項社会教育費、3 目保健体育費 94 万円の追加でございます。

冬期間、札内中学校のグラウンドに設置しております町営の札内スケートリンクの造成に当たりまして、予算に不足が見込まれますことから所要の費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページまでお戻りをいただきたいと思います。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費補助金 344 万 7,000 円の追加でございます。

マイナンバー制度の運用開始に向けた既存システムの改修等に係る補助金であります。

2 目民生費補助金 321 万円の追加でございます。

子育て世帯臨時特例給付金の追加に係る補助金であります。

3 項国庫委託金、2 目民生費委託金 44 万 9,000 円の追加でございます。

年金生活者支援給付金制度に係る委託金であります。

16 款道支出金、2 項道補助金、4 目農林業費補助金 2,110 万 4,000 円の追加でございます。

1 節の細節 10 につきましては、青年就農給付金に係る補助金、細節 15 につきましては、農地法の改正に伴うシステム改修に係る補助金であります。

2 節につきましては、十勝畜産農業協同組合が整備する全天候型車両消毒装置の整備に係る補助金であります。

5 ページになります。

20 款 1 項 1 目繰越金 3,256 万 9,000 円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○15 番（中橋友子） 6 ページ、歳出の 17 電算管理費、節の 19 負担金補助及び交付金、中間サーバー利用負担金、またその下の総務費に賦課徴収費の委託料、地方税務システム改修委託料。いよいよマイナンバー制度が始まるということで、システム改修も含めての提案でありましたが、これは、住基ネットから始まりまして、国民総背番号制とも言われまして、いわば国民は望むわけではありませんが、国民に番号をつけていって、そして税の管理であるとか、国保だとか、さまざまな形に使われていくというふうに聞いております。

これは、一番問題になるのは、この番号をつけられることによって、いわゆるセキュリティーのことでありますけれども、住基ネットのときもそうだったのですが、このマイナンバーにつきましては、先にこの制度をスタートさせている諸外国でかなりの犯罪が起きているという情報があります。アメリカですとか、韓国ですとか、オーストリアですとか、そういうところではありますが、結局、番号なものですからなりすまし、人が変わってその情報が流れていくというようなことでありますが、同じような日本のシステムは違っているというふうには聞くのですけれども、当然、自分たちの管理できない、一人一人の住民にしたら管理できないものがこんな形で制度化されていくわけですから、不安があります。

そこで、今回セキュリティー対策というのも含まれているということでありましたので、具体的にどんな、マイナンバーの実施に至るまでのこれからの流れと、セキュリティーがどんなふうきちつと確保されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） まず、マイナンバーに関する今後の予定でございますが、今システムに関する全般的な整備をこれから行いまして、平成 28 年 10 月からですが、番号の通知を各個人宛てに送るという形になってます。全体的なシステムの稼働としましては、平成 29 年の 1 月からということにな

りますが、28年の10月を目指して番号の通知を行っていくというロードマップとなっております。失礼いたしました。28年の10月から番号の通知をするということでございます。

次に、セキュリティーの関係でございますが、セキュリティーにつきましては、基本的にはLG1というシステム、これは、各公共団体、地方公共団体、国等が行政情報ネットワークで結ばれてるところでございますが、そのシステムを使って情報がやりとりされるというのが基本となっております。

制度面における保護措置といたしましては、まず番号、カードに入っている情報という基本的な情報につきましては、基本4情報、つまり氏名、住所、生年月日、性別、それとプラス個人番号、これから振られる個人番号というのが基本情報として番号のチップの中に入っているものでございます。それとあわせて、国が許可してる情報との連携に関する符号といいますか、特殊に加工された番号、並びに市町村がそのカードを用いて行政サービスを行うために与えられた符号、これも特殊な番号でございますが、それらがカードに入っているということでございます。そのカードの情報を保護する形で、国としましては、特定個人情報保護委員会という委員会をつくりまして、そのカードのやりとり、情報のやりとりについて全般的に管理監督するという形になっております。

また、地方公共団体、また、情報を扱う団体につきましては、特定個人情報の保護評価というものを行いまして、いわゆるその情報を扱うために、どのような計画で個人保護を進めていくかという計画をつくり、それを評価するという仕組みがつけられるということでございます。

それともう一点が、マイポータルという仕組みが導入されまして、いわゆる個人がそのカードを利用した形跡が追える仕組みになっております。誰が、いつ、どのような情報を使ったかという情報が、個人のパソコンで監視できるという仕組みも今回のマイカードにおいては、マイナンバーについては付与されるということで、そのような全体的な個人情報の保護という体制をとって事業が進むというふうになっているものでございます。以上でございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 平成28年の10月から番号が通知されるということでありまして。聞いておりましたのは、これまで番号がつけられておりました住基カードなんですけど、この時点で住基カードの役割は終わって、そのマイナンバーのほうに移行すると。移行と言いますか、システムそのものは違うんでしょうけれども、なっていくというふうに聞いております。そこも確認したいと思います。

カードについては、本人が必要ないというふうになれば、別に手にする必要もないということではということも確かこの議会の中であったんじゃないかと思うんですけども、なりすましの犯罪が多いのを防止するために、日本の場合には、写真つきのカードになっていくということではございますが、それは具体的に個人の写真を入っていくということになりますので、どんな形で進んでいくんでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 大変申しわけありません、先ほど私の答弁の中で、カードの通知の年数が私のほうで間違っておりました。失礼します。訂正いたします。27年の10月から個人番号の通知が行われるということでございます。大変申しわけありませんでした。

それと、今のご質問でございますが、住基カードからの移行というわけでございますが、住基カードについては、発行日から10年間有効というふうになっております。このことから、制度が始まりまして、新しい制度になりまして、発行日からは10年間使われるという形になります。ただし、新カードに移行後につきましては、新たなカードの発行を行わないという形でございます。

もう一つ、なりすまし防止ということで、カードに附帯される写真の形でございますが、番号を抽出する際には事前に仮カードというのを発行します。その仮カードについては、写真が添付されておりません。で、その仮カードを持って本申請という形になりますが、そのときの顔の写真についてをどうするかということにつきましては、そこまでの申請の方法等については、まだ国のほうから来ておりませんので、詳細は述べるできません。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） まず、番号の通知が平成 27 年の 10 月、運用開始は 29 年の 1 月って言われたとは思いますが、それは大丈夫でしょうか。そのとおりなんでしょうか。

それと、結局、住基ネットも、これもお答えいただきたいのですが、決して多くの町民が活用するというには至りませんでしたよね。利用は本当に少なかったと思うのです。もう、多額の費用をかけた割には使われないという中で進んできたのではないかと思うのですが、今度のそのマイナンバー制度につきましては、あとその住基ネットとは意味合いが違ってきて、税の背番号制というような言い方ですので、いわゆる徴収する側、住民側ではなくて、徴収する側にとって番号を付与することによって管理といいますか、業務を進めやすいということになるのではないかと思うんですけども、しかしこれも住基カードと同じように、私はその写真をつけてまで要りませんと、そういうものは手にしませんという住民の方が意思表示をした場合には、それは詳しいことはこれからとおっしゃられたのですけれども、わかる範囲で、そうであれば、そういう申請行為を住民側はする必要がないというふうに押さえていいのでしょうか。

それと、セキュリティーなのでですけども、これも住基ネットのときと同じようなパターンなのかなと思うのですが、結局これを、北海道のシステム、北海道というか道庁ではなくて、民間団体も入っていったかと思うのですが、国と市町村、そこの情報交換する中間に、そういった危機管理を設置するというような記憶をしているのですけれども、先ほど課長がお答えいただいた管理のあり方というのは、結局そういうことになっていくのでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 顔つき写真を選べるかどうかといったことですが、先ほど私がお話ししました、これは、まず初めにカードを交付する。本カードを交付する前には仮カードが発行されるというお話をさせていただきましたが、それで申請に来ていただいた上で、本カードの申請という形になりますが、基本的には国民全てがそのカードを持っていただきたいというのが国の考え方でございますが、実際そのカードをつくるかどうかというのは、個人の意思になってくるかというふうに思いますので、そこまでの強制といったところまでにはまだ至ってないといったところでございます。

その上で、写真の添付については、カードの書式そのものが写真が添付することの書式となっていることから、現段階では、つくる際、本カードをつくる際は顔つきのカードというふうになるものと認識しております。

それと、個人情報の保護ということで、中間的なものができるかどうかという部分でございますが、国においては、個人情報の保護に対する委員会、先ほどご説明しました委員会をつくって、そこで管理監督をするといったところでございます。

このたびの予算に出ています中間サーバーと言われる部分につきましては、今も住基カード上でもやっていることでございますが、住基情報が、例えば、転出、転入、また出生、死亡といった情報というのは、常に住基登録されていくものでございます。その住基の情報に変更された段階で、必ず今回出しました中間サーバーといったところに情報がいくという仕組みとなっております。

この中間サーバーは、どのような役割をするかということでございますが、例えば大きな震災なり、災害があった際、これは東日本大震災でも大きな問題になったのですけれども、自町における仕組みが何らかの震災によって情報が滅失するという事態がございました。そういうことを避けるために、このカード全体の管理を安定させる方法として、中間サーバーというものを全国に2カ所置くこととなっております。これは東日本と西日本に分けてサーバーを置くということになりまして、例えば幕別町がその中間サーバーにつなぐには、西日本の中間サーバーにつなぐ。また、九州の方は東日本のサーバーにつなぐということで、データーを常に更新し、複本というのでしょうか、バックデーターを持っておくというような仕組みがこの中間サーバーというものでございまして、個人情報とはまた別途このサーバーが置かれるというものでございます。

○議長（古川 稔） ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第5、議案第56号、平成26年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第8、議案第59号、平成26年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）までの4議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） それでは初めに、議案第56号、平成26年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ3,245万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ35億1,257万1,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。

5ページになります。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費10万8,000円の追加でございます。

国保連合会のデータ管理システムのバージョンアップに対応するため、所要の費用を追加するものであります。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金3,234万6,000円の追加でございます。

平成25年度の療養給付費等の確定に伴う国庫支出金等の精算還付金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページになります。

8款1項1目繰越金3,245万4,000円の追加でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第57号、平成26年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,062万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ23億9,555万3,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、7ページ、8ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

歳出からご説明を申し上げます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金1,062万4,000円の追加でございます。

平成25年度の介護給付費等の確定に伴う国庫支出金等の精算還付金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

9ページになります。

6款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費道負担金1,032万6,000円の追加でございます。

平成25年度分の給付費の確定に伴う追加であります。

9款1項1目繰越金29万8,000円の追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、11 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 58 号、平成 26 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,442 万 8,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 4 億 8,463 万 6,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、12 ページ、13 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、14 ページをお開きいただきたいと思います。

「第 2 表 地方債補正」でございます。

変更であります。幕別簡水整備事業につきましては、糠内浄水場の 2 号井戸が管の腐食等による破損により、土砂が流入し一部閉塞したことから、土砂の除去等を行ったところでありますが、破損の状態がひどく、取水能力の改善が見込めないことが判明したところであります。

このため、区域内の水道水の安定供給には、新たな井戸の掘削が不可欠となりますことから、補正前の限度額に 1,500 万円を追加し、1 億 3,720 万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

16 ページになります。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費 1,442 万 8,000 円の追加でございます。

15 節につきましては、地方債補正でもご説明したところでありますが、糠内浄水場に新たな井戸を設置するための追加であります。

27 節につきましては、平成 25 年度決算の確定により、消費税が全額還付となりますことから減額するものであります。

歳入をご説明申し上げます。

15 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 156 万 9,000 円の減額でございます。

5 款諸収入、2 項 1 目消費税還付金 99 万 7,000 円の追加でございます。

6 款 1 項町債、1 目水道事業債 1,500 万円の追加でございます。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、17 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 59 号、平成 26 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 607 万 2,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 1 億 8,489 万 5,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、18 ページ、19 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、20 ページをお開きいただきたいと思います。

「第 2 表 地方債補正」でございます。

変更であります。個別排水処理施設整備事業につきましては、事業費の追加に伴い、起債の借入額について変更を行うものでありますが、補正前の限度額に 440 万円を追加し、4,150 万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

22 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 21 万 2,000 円の追加でございます。

平成 25 年度決算の確定によりまして、消費税の納付額が増額となりましたことから、追加するもの

であります。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 586 万円の追加でございます。

浄化槽の処理人槽の変更に伴い、事業費を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

21 ページになります。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金 69 万 5,000 円の追加でございます。

処理人槽の変更に伴う、受益者分担金の追加であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 97 万 7,000 円の追加でございます。

6 款 1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債 440 万円の追加でございます。

以上で、特別会計補正予算全体の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 56 号、平成 26 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 次に、お諮りいたします。

議案第 57 号、平成 26 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 次に、お諮りいたします。

議案第 58 号、平成 26 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 次に、お諮りいたします。

議案第 59 号、平成 26 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第 9、議案第 62 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 62 号、工事請負契約の締結につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

追加でお配りいたしました議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、幕別町浄化センター沈砂池設備更新工事であります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方についてであります。平成26年9月3日、日立造船株式会社北海道支社、株式会社檜崎製作所札幌支店、水ing株式会社北海道支店の3社により指名競争入札を執行いたしました。再度の入札に付しても落札者がいなかったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低価格入札者であります水ing株式会社北海道支店と協議を行い、見積書を徴したところ、予定価格の範囲内でありましたことから、8,024万4,000円をもちまして、札幌市中央区北7条西15丁目28番11号 水ing株式会社北海道支店 支店長 西島貢氏と随意契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成27年3月10日までを予定いたしております。

追加でお配りしました議案説明資料をごらんいただきたいと思います。本工事につきましては、幕別町浄化センター長寿命化計画に基づきまして、幕別町字明野にあります浄化センターの沈砂池設備である、し渣・沈砂のスキップエレベータ及びホッパーの機械設備を更新するもので、それぞれの機械概要を示しております。

議案説明資料の2ページをごらんいただきたいと思います。今回、更新を行う機械の平面図であります。

3ページ目は、断面図となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第62号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明9月11日から9月25日までの15日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、明9月11日から25日までの15日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は9月26日午後2時からであります。

14:59 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成26年第3回幕別町議会定例会
(平成26年9月26日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
13 前川雅志 15 中橋友子 16 野原恵子
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第12号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第3 発議第13号 釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書
日程第4 発議第14号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書
日程第5 発議第15号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求める意見書
日程第6 発議第16号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
日程第7 議案第50号 幕別町保育の必要性の認定に関する条例
日程第8 議案第51号 幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
日程第9 議案第52号 幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
日程第10 議案第53号 幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(以上、民生常任委員会報告)
- 日程第11 陳情第12号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる意見書の提出を求める陳情
日程第12 陳情第14号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しをもとめる意見書の提出を求める陳情
日程第13 陳情第15号 希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置の意見書（国宛て）および希望する教職員全員の再任用を求める意見書（道宛て）の提出を求める陳情
日程第14 陳情第18号 「高校教育の無償化」の復活と教育予算を増やし拡充をもとめる意見書の提出を求める陳情
日程第15 陳情第19号 札内支所機能の充実を求める陳情書
(以上、務文教常任委員会報告)
- 日程第16 陳情第16号 「2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書
(民生常任委員会報告)
- 日程第16の2 発議第17号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書
日程第16の3 発議第18号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書
日程第16の4 発議第19-1号 希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置を求める意見書
日程第16の5 発議第19-2号 希望する教職員全員の再任用を求める意見書
日程第16の6 発議第20号 「高校教育の無償化」の復活と教育予算を増やし拡充を求める意見書
日程第16の7 発議第21号 2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書
- 日程第17 認定第1号 平成25年度幕別町一般会計決算認定について
日程第18 認定第2号 平成25年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
日程第19 認定第3号 平成25年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について

- 日程第20 認定第4号 平成25年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第21 認定第5号 平成25年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第22 認定第6号 平成25年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第23 認定第7号 平成25年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第24 認定第8号 平成25年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第25 認定第9号 平成25年度幕別町水道事業会計決算認定について
(以上、決算審査特別委員会報告)
- 日程第26 議案第60号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第27 議案第61号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第28 議員の派遣について
- 日程第29 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第30 閉会中の継続審査の申し出
(総務文教常任委員会、議会運営委員会)
- 日程第31 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成26年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成26年9月26日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月26日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 10 谷口和弥 11 芳滝 仁
12 田口廣之 13 前川雅志 15 中橋友子 16 野原恵子 17 増田武夫
- 6 欠席議員
9 牧野茂敏 14 成田年雄 18 齊藤喜志雄
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 飯田晴義 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 会 計 管 理 者 田井啓一
総 務 部 長 菅野勇次 教 育 部 長 森 範康
経 済 部 長 田村修一 企 画 室 長 伊藤博明
民 生 部 長 川瀬俊彦 忠 類 総 合 支 所 長 姉崎二三男
建 設 部 長 佐藤和良 札 内 支 所 長 羽磨知成
総 務 課 長 境谷美智子 企 画 室 参 事 細澤正典
地 域 振 興 課 長 原田雅則 糠 内 出 張 所 長 妹尾 真
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
13 前川雅志 15 中橋友子 16 野原恵子

議事の経過

(平成26年9月26日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、13番前川議員、15番中橋議員、16番野原議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） 次に、事務局から諸般の報告をさせます。

○事務局長（野坂正美） 諸般の報告を申し上げます。

本日、9番牧野議員、14番成田議員、18番斉藤議員より欠席する旨の届け出がございましたので、ご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで、諸般の報告を終わります。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第2、発議第12号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

藤原孟議員。

○7番（藤原 孟） 発議第12号

平成26年9月26日

幕別町議会議長古川稔様

提出者、幕別町議会議員藤原孟

賛成者、幕別町議会議員成田年雄

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続自体が危ぶまれる事態も想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存が高まっており、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。

国は、こうした現状を踏まえ、平成21年に「森林・林業再生プラン」を策定し、10年後の木材自給率を50%以上とする目標を掲げ、豊かな森林資源を活用して効率的・安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給・利用拡大に必要な体制を構築することとした。

このような中、道では、平成21年度に国が創設した「森林整備加速化・林業再生基金」を活用し、

間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、さらには、木材加工流通施設・木造公共施設の整備、木質バイオマスのエネルギー利用施設の整備など、森林資源の循環利用の実現に向け、川上から川下に至る地域のさまざまな取り組みを支援してきたところである。

この結果、トドマツやカラマツなど、人工林を主体とする森林の整備や、森林の整備に伴って産出される木材の有効利用が進み、本道の木材自給率は全国の2倍以上の約6割に達している。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

1、森林の整備から木材の利用促進といった地域の多様な取り組みを支援するため、「森林整備加速化・林業再生基金」の継続またはこれにかわる恒久的な支援制度を創設するなど、林野関連施策の充実・強化を図ること。

2、国際的な気候変動対策の枠組みの合意ルールである森林経営による森林吸収量の算入上限値3.5%分を最大限確保するため、「地球温暖化対策のための税」の使途に、森林吸収源対策を追加するなどし、森林整備の推進等のための安定的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年9月26日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

以上です。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、発議第13号、釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

前川雅志議員。

○13番（前川雅志） 発議第13号

平成26年9月26日

幕別町議会議長古川稔様

提出者、幕別町議会議員前川雅志

賛成者、幕別町議会議員田口廣之

釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書

平成18年4月に始まった労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を裁判所において、迅速、適正かつ実効的に解決することを目的とした制度であり、制度の導入以来、全国的に労働審判事件の申し立て件数は増加している。

しかしながら、釧路地方裁判所管内においては、労働審判事件を取り扱っている裁判所は釧路地方裁判所本庁のみである。そのため、十勝地域の住民ないし企業が労働審判事件の申し立てを行うためには、本庁のある釧路市まで出向かなければならず、広大な面積を有する当地域においては、時間的、経済的な負担を強いられることから、申し立ての障害となっていることが推測される。

国民に対する司法サービスの提供は、地域間で格差があってはならず、裁判を受ける権利（憲法第32条）を実質的に保障するためには、地方裁判所の支部において取り扱うことができる事件を拡大することが必要である。

よって、国においては、地域における司法の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

記

釧路地方裁判所帯広支部において、労働審判事件の取り扱いを開始するとともに、必要な裁判官及び裁判所職員の増員並びに施設の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長

以上です。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、発議第14号、札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

田口廣之議員。

○12番（田口廣之） 発議第14号

平成26年9月26日

幕別町議会議長古川稔様

提出者、幕別町議会議員田口廣之

賛成者、幕別町議会議員牧野茂敏

賛成者、幕別町議会議員中橋友子

賛成者、幕別町議会議員斉藤喜志雄

賛成者、幕別町議会議員前川雅志

賛成者、幕別町議会議員藤原孟

札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書

広大で首都圏などから遠く離れた北海道にとって、航空路線は産業振興や交流人口の拡大など、地域の活性化に大きな役割を果たしている。札幌航空交通管制部は、全国の4カ所に設置されている航空交通管制業務の拠点官署の一つとして、北海道及び北東北地方の全15空港から離発着する航空機に対し航空管制業務を行っており、北海道の航空機の円滑な交通、安全な運航を支える重要な役割を担っている。

現在、国土交通省は、札幌航空交通管制部を廃止し、東京に集約することを検討しているが、このことは、大規模災害時等のバックアップ機能の維持の観点から、北海道の航空機の安定かつ安全な運行に大きな影響を及ぼすものであり、また、積雪寒冷地における気象特性を管制業務に反映できないおそれがある。

よって、国においては、安全・安心な航空交通の確保に当たり、北海道での航空行政の枠組みを堅持するとともに充実を図り、札幌航空交通管制部を存続することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣

以上です。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、発議第15号、住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

前川雅志議員。

○13番（前川雅志） 発議第15号

平成26年9月26日

幕別町議会議長古川稔様

提出者、幕別町議会議員前川雅志

賛成者、幕別町議会議員藤原孟

賛成者、幕別町議会議員田口廣之

賛成者、幕別町議会議員牧野茂敏

賛成者、幕別町議会議員中橋友子

賛成者、幕別町議会議員斉藤喜志雄

住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求める意見書

東日本大震災を初め、未曾有の災害が相次ぐ中、国民の命と暮らしを守るためには、国の役割がますます重要となっており、国・地方を問わず公務員の果たすべき役割は拡大している。

しかし、日本の公務員数は、先進諸国と比較して著しく低い水準にあることは周知の事実である。さらに、国家公務員には連年の定員削減と行政改革推進法による定員純減の施策が行われ、公務職場は慢性的な人員不足で行政サービスに支障を来している。JR北海道の相次ぐトラブルが象徴するように、民営・業務委託化による弊害は多く、安全・安心にかかわることは国の責任で行うことが不可欠であり、「国の出先機関」を撤退、縮小するのではなく、全国各地に存在することが欠かせない。

北海道には公共職業安定所、労働基準監督署、地方法務局、地方气象台、地方運輸局、航空管制部、経済産業局、総合通信局、開発局、税務署、地方厚生局、海上保安部を初めとする国の出先機関が各地に存在し、住民の安心と安全を支えている。また、国立大学、高専、国立病院、日本年金機構とい

った公務関連の法人も多数存在し地域の福祉と教育を支えている。

しかし、北海道の人口減少や行政改革の推進、相次ぐ定員削減の影響を受けて、撤退・縮小の傾向にある。北海道の広大な面積、降雪寒冷地であることなどの地理的特殊性を踏まえると、安易な出先機関などの撤退・縮小は容認できず、出先機関の撤退は地域経済に悪影響を及ぼし、さらなる地域間格差を生み出す。

さらに、現在国が行っている行政サービスについて、民営化、独立行政法人化、業務委託化すると、責任の所在が曖昧になるとともに、営利目的となり、利潤が出なければ廃止、地域からの撤退が加速することになりかねない。安易に独立行政法人化や民間委託を進めることなく、国の行政サービス維持の観点から下記の事項の実現を要望する。

記

- 1、国の出先機関改革に当たっては、廃止、地方移管を前提としないこと。
- 2、住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を図るため必要な人員を確保すること。
- 3、現在国で行われている業務について、十分な議論もない中で、拙速な民営化、独立行政法人化、業務委託化を進めないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年9月26日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣

以上です。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、発議第16号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中橋友子議員。

○15番（中橋友子） 朗読をもって提案にかえさせていただきます。

発議第16号

平成26年9月26日

幕別町議会議長古川稔様

提出者、幕別町議会議員中橋友子

賛成者、幕別町議会議員斉藤喜志雄

賛成者、幕別町議会議員前川雅志

賛成者、幕別町議会議員藤原孟

賛成者、幕別町議会議員田口廣之

賛成者、幕別町議会議員牧野茂敏

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓

延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 IX 因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」「特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B 型・C 型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス治療法であるインターフェロン治療と B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困窮を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成 23 年 12 月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との付帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日 120 人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、幕別町議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

1、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 26 日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

以上であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第 7、議案第 50 号、幕別町保育の必要性の認定に関する条例から日程第 10、議案第 53 号、幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例までの 4 議件を一括議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長谷口和弥議員。

○10 番（谷口和弥） 朗読をもって報告とさせていただきます。

平成 26 年 9 月 26 日
幕別町議会議長古川稔様
民生常任委員長谷口和弥
民生常任委員会報告書

平成 26 年 9 月 3 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 26 年 9 月 5 日、22 日、25 日（3 日間）

2、審査事件

議案第 50 号、幕別町保育の必要性の認定に関する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、制定する条例の内容等について民生部から説明及び質疑が行われ、慎重に審査を行った結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を可とすべきものと決した。

平成 26 年 9 月 26 日

幕別町議会議長古川稔様
民生常任委員長谷口和弥
民生常任委員会報告書

平成 26 年 9 月 3 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 26 年 9 月 5 日、22 日、25 日（3 日間）

2、審査事件

議案第 51 号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

3、審査の経過

審査に当たっては、制定する条例の内容等について民生部から説明及び質疑が行われた。

また、議案第 51 号に対する修正案が増田武夫委員から提出され、提出者からの提案説明、質疑、討論を行い、起立採決を行った結果、賛成少数で修正案は否決と決した。

次に、原案について審査を行った結果、賛成多数で結論を見た。

4、審査の結果

原案を可とすべきものと決した。

平成 26 年 9 月 26 日

幕別町議会議長古川稔様
民生常任委員長谷口和弥
民生常任委員会報告書

平成 26 年 9 月 3 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 26 年 9 月 5 日、22 日、25 日（3 日間）

2、審査事件

議案第 52 号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

3、審査の経過

審査に当たっては、制定する条例の内容等について民生部から説明及び質疑が行われた。

また、議案第52号に対する修正案が増田武夫委員から提出され、提出者からの提案説明、質疑、討論を行い、起立採決を行った結果、賛成少数で修正案は否決と決した。

次に、原案について審査を行った結果、賛成多数で結論を見た。

なお、条例施行に当たり町長の権限で判断する事項は、慎重に審査すべきとの意見が出された。

4、審査の結果

原案を可とすべきものと決した。

平成26年9月26日

幕別町議会議長古川稔様

民生常任委員長谷口和弥

民生常任委員会報告書

平成26年9月3日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成26年9月5日、22日、25日（3日間）

2、審査事件

議案第53号、幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

3、審査の経過

審査に当たっては、制定する条例の内容等について民生部から説明及び質疑が行われた。

また、議案第53号に対する修正案が増田武夫委員から提出され、提出者からの提案説明、質疑、討論を行い、起立採決を行った結果、賛成少数で修正案は否決と決した。

次に、原案について審査を行った結果、賛成多数で結論を見た。

4、審査の結果

原案を可とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第50号、幕別町保育の必要性の認定に関する条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第51号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は、委員長報告のとおり、可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 52 号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって、本件は、委員長報告のとおり、可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 53 号、幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって、本件は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第 11、陳情第 12 号、「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる意見書の提出を求める陳情から日程第 15、陳情第 19 号、札内支所機能の充実を求める陳情書の提出を求める陳情書までの 5 議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長前川雅志議員。

○13 番(前川雅志) 朗読をもって報告とさせていただきます。

平成 26 年 9 月 26 日

幕別町議会議長古川稔様

総務文教常任委員長前川雅志

総務文教常任委員会報告書

平成 26 年 9 月 3 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 26 年 9 月 3 日(1 日間)

2、審査事件

陳情第 12 号、「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる意見書の提出を求める陳情

3、陳情の趣旨

今、学校では、いじめの問題や「全国一斉学力テスト」体制による競争主義教育によって、多くの子どもたちが苦しんでいます。さらに、子どもたちを守るべき教職員も長時間過密労働で追い詰められています。こうした状況を変えていくために、少人数学級や教職員定数増は大きな力を発揮します。

少人数学級を実施している自治体では不登校等の件数が減り、学習に対する理解度も高まり、また、教職員定数増により学校内が落ち着いてきたなど、これらの実施が有効であることが報告されています。

少人数学級実現や教職員定数増を自治体だけの負担に転嫁すると、財政力の違いにより自治体格差が生じることから、教育の機会均等を保障し、教育環境の向上を図るため、国が責任を持って、全ての小・中学校、高校で 30 人学級を実現すること及び計画的に教職員をふやすことを求めるものです。

4、審査の経過

審査に当たっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

採択すべきものと決した。

平成 26 年 9 月 26 日

幕別町議会議長古川稔様
総務文教常任委員長前川雅志
総務文教常任委員会報告書

平成 26 年 9 月 3 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 26 年 9 月 3 日（1 日間）

2、審査事件

陳情第 14 号、「新たな高校教育に関する指針」の見直しをもとめる意見書の提出を求める陳情

3、陳情の趣旨

北海道教育委員会は、平成 18 年に高校教育の基本的な考え方と施策を示した「新たな高校教育に関する指針」を発表し、平成 20 年度から小規模校の再編整理など、指針内容を順次実施しています。この 10 年間で道立高校は 35 校が統廃合され、現在 1 学年 3 学級以下の小規模校は道内 207 校のうち、その 4 割に当たる 86 校に上ります。このまま「指針」に基づいて「高校配置計画」が進めば、地域の子どもたちの学習権を脅かしかねません。

今、求められているのは、子どもの学ぶ権利を保障するため、機械的な統廃合は行わず、少人数学級を高校で実施し、地域の高校が高校としての機能を果たせるよう、この「指針」の見直しを求めるものです。

4、審査の経過

審査に当たっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

採択すべきものと決した。

平成 26 年 9 月 26 日

幕別町議会議長古川稔様
総務文教常任委員長前川雅志
総務文教常任委員会報告書

平成 26 年 9 月 3 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 26 年 9 月 3 日（1 日間）

2、審査事件

陳情第 15 号、希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置の意見書（国宛て）および希望する教職員全員の再任用を求める意見書（道宛て）の提出を求める陳情

3、陳情の趣旨

年金受給開始年齢まで働き続けられる環境の整備を目的とする「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部が改正され、平成 25 年度から施行されています。この法律は、公務員にも適用され、希望する職員については再任用することとする閣議決定がなされました。

しかし、道立高校、小中学校に勤務する教職員については再任用が進んでいない状況であり、制度設計や財政負担を地方任せにした現状を解決するためには、国が早急な対策を講じる必要があります。

雇用と年金の接続に対し、国は定年延長ではなく再任用制度での対応としたことにより、財政支援を必要とする道府県に交付税等の追加措置を講じる責任があります。教育環境が日々変化中、子どもの教育環境を整えるためにも、希望する全ての教職員の再任用を保障し、必要な制度設計、交付税措置について求めるものです。

4、審査の経過

審査に当たっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

採択すべきものと決した。

平成 26 年 9 月 26 日

幕別町議会議長古川稔様

総務文教常任委員長前川雅志

総務文教常任委員会報告書

平成 26 年 9 月 9 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 26 年 9 月 17 日（1 日間）

2、審査事件

陳情第 18 号、「高校教育の無償化」の復活と教育予算を増やし拡充をもとめる意見書の提出を求める陳情

3、陳情の趣旨

2014 年 4 月の高校入学生から「高校授業料無償化」への所得制限が導入されました。これは、「あなたの学びを社会全体で支えます」という「高校無償化」制度の理念を根本から踏みにじり、「原則無償」から「原則有償」へと制度を大きく後退させるものです。

また、非課税世帯の高校生に支給される「奨学のための給付金」の財源に所得制限により徴収した授業料を充てていることは、大きな問題です。

これらのことから、「高等高校等就業支援金」への所得制限をやめて、「高校授業料無償化」を復活させること及び所得制限による財源ではなく、教育予算をふやして高校生、大学生に対する「給付制奨学金」制度をつくることを求めるものです。

4、審査の経過

審査に当たっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

採択すべきものと決した。

平成 26 年 9 月 26 日

幕別町議会議長古川稔様

総務文教常任委員長前川雅志

総務文教常任委員会報告書

平成 26 年 9 月 9 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 26 年 9 月 17 日（1 日間）

2、審査事件

陳情第 19 号、札内支所機能の充実を求める陳情書

3、陳情の趣旨

札内地区は住宅開発により人口が急増し、幕別町の人口の 70.3%を占める地域となり、少子高齢化に伴って保健福祉・老老介護が大きな問題となっております。さらに学校教育の環境も大きく変わり、全国的に社会問題となっているいじめ、自殺、虐待等、教育委員会を初め、地元教育関係者と連携を図り防止していくことが急務であります。

また、大地震、大雨の場合には、道路陥没等による通行どめや札内地区にあっては十勝川、札内川、途別川の流域内にあり、左岸の決壊等が発生するおそれがあります。

いずれにしても、危機管理体制を明確にし、夜間や冬期時に災害が発生した場合の特別職を初めとする指揮命令系統を公区長等に公表し、速やかに対応できる体制が必要であり、約2万人の住民に対応できる札内支所とし、諸課題に対応できる職員の適正配置を行い、札内在勤地とし、腰を据えた住民とのふれあいのある環境の中で安全安心できる札内支所の機能充実を陳情するものであります。

4、審査の経過

審査に当たっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

採択すべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、5議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第12号、「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる意見書の提出を求める陳情についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第14号、「新たな高校教育に関する指針」の見直しをもとめる意見書の提出を求める陳情についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第15号、希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置の意見書（国宛て）および希望する教職員全員の再任用を求める意見書（道宛て）の提出を求める陳情についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって本件は、原案のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第18号、「高校教育の無償化」の復活と教育予算を増やし拡充をもとめる意見書の提出を求める陳情についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって本件は、原案のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第19号、札内支所機能の充実を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

日程第16、陳情第16号、「2015年度予算(介護・子ども)の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長谷口和弥議員。

○10番(谷口和弥) 朗読をもって報告とさせていただきます。

平成26年9月26日

幕別町議会議長古川稔様

民生常任委員長谷口和弥

民生常任委員会報告書

平成26年9月3日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成26年9月5日、22日(2日間)

2、審査事件

陳情第16号、「2015年度予算(介護・子ども)の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

介護保険制度改正によって保険給付から市町村事業に移行される訪問介護と通所介護については、「地域間格差の拡大」や「要支援者の介護の重度化」及び「介護労働者の処遇低下」を招くことがないよう制度の充実を図るとともに、必要な予算を確保することが必要である。

また、2015年4月から子ども・子育て支援新制度の本格実施が予定されていることに当たり、保育士の配置基準の見直しや処遇改善及び放課後児童クラブや児童養護施設等の改善が極めて不十分な内容となっていることから、保育の質を改善するため、実施に必要とされる約1兆円の財源を確実に確保することを求めるもの。

4、審査の経過

審査に当たっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

採択すべきものと決した。

以上であります。

○議長(古川 稔) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第16号、「2015年度予算(介護・子ども)の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情

書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

ここで、追加日程配付のため、暫時休憩いたします。

14:54 休憩

14:55 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[追加日程・付託省略]

○議長(古川 稔) ただいまお手元に配付いたしました追加日程のとおり意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(古川 稔) 日程第16の2、発議第17号、「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書から日程第16の7、発議第21号、「2015年度予算(介護・子ども)の充実・強化を求める意見書」までの6議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、先に採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第17号、「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第18号、「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第19の1号、希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(古川 稔) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本意見書案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第19の2号、希望する教職員全員の再任用を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(古川 稔) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本意見書案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第20号、「高校教育の無償化」の復活と教育予算をふやし拡充を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(古川 稔) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本意見書案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第21号、2015年度予算(介護・子ども)の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

この際、15時10分まで、休憩させていただきます。

14:59 休憩

15:10 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[一括議題・決算審査特別委員会報告]

○議長(古川 稔) 日程第17、認定第1号、平成25年度幕別町一般会計決算認定についてから、日程第25、認定9号、平成25年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの9議件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長増田武夫議員。

○17番(増田武夫) 平成26年9月26日

幕別町議会議長古川稔様

決算審査特別委員長増田武夫

決算審査特別委員会報告書

平成 26 年 9 月 3 日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 26 年 9 月 3 日、17 日、18 日（3 日間）

2、審査事件

認定第 1 号、平成 25 年度幕別町一般会計決算認定について

認定第 2 号、平成 25 年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について

認定第 3 号、平成 25 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について

認定第 4 号、平成 25 年度幕別町介護保険特別会計決算認定について

認定第 5 号、平成 25 年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について

認定第 6 号、平成 25 年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について

認定第 7 号、平成 25 年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について

認定第 8 号、平成 25 年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について

認定第 9 号、平成 25 年度幕別町水道事業会計決算認定について

3、審査の結果

全会計を認定すべきものと決した。

以上であります。

○議長（古川 稔） 報告が終わりました。

決算審査特別委員会は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は、省略いたします。

これより、認定第 1 号、平成 25 年度幕別町一般会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○15 番（中橋友子） 認定第 1 号、平成 25 年度幕別町一般会計決算認定に対する反対討論を行います。

平成 25 年度幕別町一般会計及び特別会計決算は、歳入総額で 229 億 3,231 万 1,000 円、歳出総額では 223 億 2,700 万 7,000 円で提案されました。

平成 25 年度は、安倍政権が前年 12 月にスタートしたときであり、深刻な不況打開のために 2% の物価上昇率目標を掲げ、金融緩和政策や大型公共事業を開始し、いわゆるアベノミクスの経済政策が開始されておりました。しかし、国民の暮らしは好転を期待いたしましたが、好転するどころかますます厳しくなり、今月初めに出示された国民総生産 GDP では、マイナス 7.1% に下方修正され、実に 2009 年のリーマンショック以来の大きなマイナス率となっています。

国の国民本位の政治転換が強く求められるとともに、町民の暮らしを支える町の姿勢が大変大きく求められます。

そうした視点から平成 25 年度の決算について申し上げますと、定住対策の促進、あるいは子育て支援センターの拡充、住宅新築リフォーム奨励事業の拡充、特別支援教育支援員の増員やコミバスの本格運行など町民を支える政策が実施されたことは評価するものであります。

他方、生活に困窮する町民に対する施策の前進がまだまだ進んでおりません。

第一に税の徴収問題であります。町民所得は平成 25 年度においても、200 万円以下が 71.4% に上っています。物価は上がっても賃上げはごく一部にとどまり、年金は物価下落時分据え置いた分減額され、また、生活保護扶助基準は 25 年 8 月から引き下がり、非課税世帯基準等に連動しました。当然、各種税や使用料の負担は町民にとっては大きな負担となり、滞納がふえてきました。そうした滞納がふえる中で、平成 25 年度 424 件の差し押さえが行われています。特に国保税においては 242 件、預金

残高 34 円の差し押さえもあり、異常な状況と言わざるを得ません。

23 年度の全国資料では、幕別町は滞納率で 11.2%と全道の 16.4%より低い位置にあるが、差し押さえ件数では 39.8%と全道平均の 11.5%を大きく上回り、十勝で一番多い差し押さえ率となっています。この状況は平成 25 年度も大きく変わらないと推測されます。国税徴収法に基づく対処をされているということではありますが、滞納処分 of 停止も法で定められており、生活に困窮する世帯に対する踏み込んだ手立て、マニュアルづくりが必要と考えます。

また、滞納整理機構に 13 件徴収を委ねておりますが、町民に寄り添った相談業務を行い、委託は中止すべきものと考えます。

第二に、行政改革に伴う職員定数についてであります。条例より 50 人の削減を行い、10 億円を超える財政効果があったということでもあります。しかし一方では、残業が 360 時間を超える職員が 22 名にも上ることは大きな問題です。職員の健康を守り、住民サービスにも支障を来さず、持っている力を豊かに十分発揮できるゆとりある配置が必要であり、適切な職員数と配置を条例に定めるべきと考えます。

また、臨時職員が 288 人と正職員を大きく上回っています。保育士等の賃金について、月額賃金が検討され前進に向かっておりますが、ほかにも特別支援教育の指導員、図書館司書、保健師など官制ワーキングプアの解消に向けて全体の改善にも取り組むべき必要があります。

第三には教育にかかわる問題ですが、奨学資金を申請した中で、成績要件を満たさないという理由から経済的に困窮していても、平成 25 年度では 10 名の方が給付から外されています。どの子にも等しく教育を受ける権利を保障し、学力の向上の機会を与え、育んでいくのが教育行政の根本にあると考えます。選考基準を見直しし、成績要件を外すべきです。

また、学校給食についてであります。アレルギーを持つ児童生徒の数がふえる中で、除去食の対処が進んでおりません。現施設内だけの条件で取り組まないとするなら、今後数十年も据え置かれることになってしまいます。地球環境の汚染やアレルギー源の蓄積など今後アレルギーを持つ児童生徒は増加することが予測されます。実施に向けた積極的な対応を行うべきと考えます。

最後であります。基金の積極的な活用についてであります。財政の弾力的な運用のために一定の基金を持つことを否定するものではありません。しかし前段で申し上げたように、厳しい暮らしを余儀なくされている町民に対し、各種の支援策を講ずることは基金のわずかな運用で可能になるのではないのでしょうか。毎年増額されてきておりますが、運用に生かすべきと考え、討論いたします。

以上、この討論の中身が次の予算の中に生かされることを期待し、平成 25 年度幕別町決算認定に対する反対討論といたします。

以上です。

○議長（古川 稔） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

前川雅志議員。

○13 番（前川雅志） 私は認定第 1 号、平成 25 年度幕別町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

政府は成長戦略を基本方針に推し進めてきたアベノミクスにより、徐々にではありますが持ち直し始めているものの、地方にあつては、景気の回復を十分に実感できる状況とはいえません。このような中にありまして、町としては厳しい財政運営を強いられたにもかかわらず、自主財源の確保に努められるとともに、各種事務事業に取り組まれたことに対し、高く評価しているところであります。

平成 25 年度に取り組まれた主な施策につきましては、総務費において、役場庁舎建設に係る基本設計、実施設計を始め、懸案でありましたコミュニティバスが幕別、札内市街で本格運行されたことにより、町民にとって利便性の向上につながるよう期待しているところです。

また、定住促進住宅建設費補助事業が継続され、本町地区では新築住宅 7 軒、中古住宅 11 軒、忠類地区では新築住宅 8 軒、合わせて 26 世帯 73 人。そのうち 14 世帯 31 人が幕別町に引っ越しをされました。町内業者には 5,360 万円の工事請負がありました。2 年間で合計いたしますと、本町地区

32軒、忠類地区10軒で42世帯116人。うち町外から23世帯53人が幕別町に移られ、町内業者に約1億9,000万円の工事請負金額となりました。町有地の売却も進み、2年間で約4,300万円の売り上げ収入となり、定住者と合わせ、町内の経済効果としては非常に高く評価できるものであります。

民生費においては、古舞保育所増築事業やおおば子育て支援施設建設事業、小学校卒業までの医療費助成の拡充、がん検診の推進事業など児童、福祉、保健の向上にも力を注いでいたものと考えております。

農林業費においては、農業体質強化基盤整備事業や農業水利施設の整備事業、道営畑総事業を始めとした農業基盤整備事業の拡充、有害鳥獣にかかわる補助やふるさと土づくり支援事業などの継続、労働費及び商工費においては、住宅新築リフォーム推奨、新たな雇用対策など、産業、商工の振興にも努められたところであります。

さらに、道路整備事業、公営住宅事業、公営施設等の整備事業、糠内中学校屋体改築、給食センターの食器洗浄機更新など多岐にわたり住民の要望に応えるべく、バランス良くさまざまな事業を実施されたものと考えております。

一方、財政運営におきましては、自主財源であります町税の収納率向上への取り組み、人件費の抑制や起債の繰上償還を実施するなど、健全財政の強化へ向けて行財政改革にも積極的に取り組まれているところであります。起債の残高については、平成24年度末には、約175億3,000万円だったものが、起債の抑制や繰上償還等により、平成25年度末には約168億5,000万円と約6億8,000万円減少しました。

また、地方公共団体の財政の健全化にかかわる法律に基づく平成25年度健全化比率のうち、実質公債費比率は16.1%となりました。今後も順調に改善されると聞いているところであり、岡田町長の堅実な財政運営に対しまして敬意を表するところであります。

しかしながら、本決算では、町税の収入未済額が1億2,700万円余りあり、これまでコンビニ納付も取り入れるなど、納めやすい環境づくりに取り組まれてきたところでありますが、税の公平性の維持と貴重な自主財源の確保のためにも、一人一人に寄り添った納税相談を行い、町として最大限頑張っても応えてもらえないものについては、十勝市町村税滞納整理機構との連携強化などにより、さらなる収納率の向上にこれまで以上に努めていただきたいと思います。

また、実質公債費比率は下がったとはいえ、依然として十勝管内町村と比較して高い水準にあると言えます。引き続き、行財政改革に取り組むとともに町税の収納率の向上に努め、財政の健全を進めていただきたいと思います。

有効な基金の活用という話もありましたが、昨年も申し上げましたとおり震災復興、電気、燃油の高騰、TPP交渉、消費税増税など自主財源の確保に不安な要素が多くあり、慎重な基金の活用が求められていると思います。

今後も歳入歳出のバランスに配慮しつつ、多様化する住民ニーズを的確に把握した施策の展開に最大限の努力をされますよう期待申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（古川 稔） ほかに討論は、ありませんか。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第1号、平成25年度幕別町一般会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第2号、平成25年度幕別町国民健康保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(古川 稔) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第3号、平成25年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第4号、平成25年度幕別町介護保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(古川 稔) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第5号、平成25年度幕別町簡易水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第6号、平成25年度幕別町公共下水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第7号、平成25年度幕別町個別排水処理特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第8号、平成25年度幕別町農業集落排水特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第9号、平成25年度幕別町水道事業会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

[人事案件]

○議長(古川 稔) 日程第26、議案第60号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) 議案第60号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、現公平委員会委員であります永田信氏が、本年9月30日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、平成26年10月1日から平成30年9月30日までの4年間であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の2ページに記載をいたしておりますので、ご参照いただき、選任につき同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(古川 稔) 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(古川 稔) ただいま、私を除く出席議員は、16人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(古川 稔) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(古川 稔) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする方は丸印を、否とする方はバツ印を記載の上、事務局の点呼に応じて順次投票願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定によって否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長（野坂正美） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番小川議員、2 番寺林議員、3 番東口議員、4 番藤谷議員、5 番小島議員、6 番岡本議員、7 番藤原議員、8 番乾議員、10 番谷口議員、11 番芳滝議員、12 番田口議員、13 番前川議員、15 番中橋議員、16 番野原議員、17 番増田議員、19 番千葉議員。

以上であります。

○議長（古川 稔） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（古川 稔） 開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、19 番千葉議員及び 1 番小川議員を指名いたします。

よって両議員の立会をお願いいたします。

（開票）

○議長（古川 稔） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 16 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 16 票。

以上のとおり、賛成が満票であります

したがって、本件は同意することに決定いたしました。

日程第 27、議案第 61 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第 61 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、現教育委員会委員であります小尾一彦氏が、本年 9 月 30 日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、平成 26 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの 4 年間であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の 3 ページに記載いたしておりますのでご参照いただき、任命につき同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（古川 稔） ただいま、私を除く出席議員は、16 人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（古川 稔） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（古川 稔） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする方は丸印を、否とする方はバツ印を記載の上、事務局の点呼に応じて順次投票願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長（野坂正美） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番小川議員、2 番寺林議員、3 番東口議員、4 番藤谷議員、5 番小島議員、6 番岡本議員、7 番藤原議員、8 番乾議員、10 番谷口議員、11 番芳滝議員、12 番田口議員、13 番前川議員、15 番中橋議員、16 番野原議員、17 番増田議員、19 番千葉議員。

以上であります。

○議長（古川 稔） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（古川 稔） 開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、2 番寺林議員及び 3 番東口議員を指名いたします。よって両議員の立会をお願いいたします。

（開票）

○議長（古川 稔） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 16 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 16 票。

以上のとおり、賛成が満票であります。

したがって、本件は同意することに決定いたしました。

[議員の派遣]

○議長（古川 稔） 日程第 28、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第 129 条の規定により、お手元に配付してあります、十勝町村議会議員研修会に全議員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、十勝町村議会議員研修会に、全議員を派遣することに決定いたしました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第 29、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、会議規則第 77 条の規定によって、所管事務調査報告書が議長宛に提出され、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、のちほど、ごらんいただききたいと思います。

[閉会中の継続審査の申し出]

○議長（古川 稔） 日程第 30、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長及び議会運営委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付した申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長（古川 稔） 日程第 31、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長及び産業建設常任委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付した申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成 26 年第 3 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

15 : 52 閉会